

アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状

—被害者の保護を中心に—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり

目 次

はじめに

- I 人身取引被害者保護法の改正経緯
- II 外国人の人身取引被害者に付与され得る在留資格
 - 1 入国許可、入国不許可、退去強制等
 - 2 人身取引被害者のための T 査証
 - 3 人身取引及び他の犯罪被害者のための U 査証
 - 4 捜査及び訴追のための継続的な滞在
 - 5 重大な公益に関わる臨時入国許可
 - 6 他の在留資格
- III 人身取引被害者に対する支援
 - 1 支援を受けることができる人身取引被害者の類型
 - 2 保健福祉長官による証明前の被害者への支援
 - 3 保健福祉長官による証明後の被害者への支援
 - 4 他のサービス

おわりに

翻訳：被害者の保護に関連する人身取引対策規定（2020年7月14日現在）

キーワード：2000年人身取引被害者保護法、T査証、U査証、継続的な滞在、保健福祉長官の証明

要 旨

世界のあらゆる場所で、社会的に脆弱な地位にある人が、人身取引の被害者となっている。アメリカでも同様に、国際組織犯罪条約人身取引補足議定書の採択と同じ2000年に、近年の人身取引対策の基礎となる人身取引被害者保護法を制定し、積極的な取組を行ってきた。

人身取引の被害者には、外国人もアメリカ人もいる。不法滞在等に当たる外国人の被害者には、人身取引被害者に特化したT査証や、捜査・訴追のための継続的な滞在という資格などの特別の在留資格を付与し、また、保健福祉長官の証明を付与して、難民と同一の範囲で、難民を対象とする支援のほか、もともとアメリカ人向けに設けられた犯罪被害者支援及び低所得者支援を提供する仕組みが整えられている。アメリカ人被害者には、既存の犯罪被害者支援及び低所得者支援の活用に加え、合衆国市民及び合法的永住権者に特化した補助金が設けられている。

本稿では、まず、人身取引被害者保護法の改正経緯を、次に、外国人被害者に付与され得る在留資格の類型を、最後に、人身取引の被害者への支援を紹介し、その主な規定を、合衆国法典第8編「外国人及び国籍」及び第22編「外交関係及び交渉」から訳出する。

はじめに

人身取引は、貧困、経済不況、自然災害等の社会の脆弱性を原因として、児童や女性などの社会的弱者を主たる対象として行われる。人身取引においては、被害者が自らを被害者と認識しにくい、唯一の証人である被害者がトラウマ等のために捜査及び訴追を支援できないことが多い、法執行機関には被害者の犯罪者としての側面が見えやすく、その背後にある人身取引は見逃されやすい等の点が、加害者の捜査及び訴追の障壁となっている。このような特徴を有する人身取引の捜査及び訴追を推進する目的もあり、アメリカでは、人身取引に関する当初の法律である2000年人身取引被害者保護法⁽¹⁾に、被害者に特化した在留資格や、難民と同一の範囲での支援の提供といった現在の被害者保護の枠組みの基礎を設け、これに政策上の優先順位を与えてきた。

2000年人身取引被害者保護法は、人身取引の被害者として主として外国人を想定していたが、近年は、合衆国市民及び合法的永住権者の被害者、中でも性目的の人身取引の対象とされることの多い女性や児童の被害者に注目が集まるようになった。その結果、現在では、外国人であるかアメリカ人であるかを問わず、被害者の保護の必要性が認識されるようになっている。

本稿は、人身取引対策のうち、被害者の保護に焦点を当て、まず、第I章で人身取引被害者保護法の改正経緯を、次に、第II章で外国人被害者に付与され得る移民法上の在留資格の類型を、第III章で、国内外の人身取引の被害者への支援を紹介し、併せてその主な規定を、合

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年2月1日である。[]内の語句は筆者による補記である。

(1) Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L.106-386, Division A. <<https://www.congress.gov/106/plaws/publ386/PLAW-106publ386.pdf>> この法律の概要については、中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.18-23. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000462_po_022003.pdf?contentNo=1>

衆国法典第 8 編「外国人及び国籍」及び第 22 編「外交関係及び交渉」から訳出する。訳出した条項は、本文中の括弧内に明記した。

なお、アメリカの人身取引対策法には、本稿に扱う被害者の保護のほか、加害者の捜査及び訴追に関する規定⁽²⁾、人身取引報告書を含む外交政策としての規定がある。

I 人身取引被害者保護法の改正経緯

2000 年に制定された人身取引被害者保護法は、不法滞在等に当たる外国人被害者に対して付与する、T 査証、U 査証等の一時的な在留資格を創設し、また、従来政府の支援を受ける資格のなかった者に、保健福祉長官の証明を通じて、難民と同一の範囲で支援を提供するものである。その後、この法律は、数次にわたり改正され、また歳出の再授権が行われてきた。さらに、直近では、4 つの改正法⁽³⁾が 2018 年 12 月末から 2019 年 1 月初めにかけて成立し、継続して立法による取組が行われてきた。

それぞれの改正法における被害者保護に関する主な変更点は、次のとおりである。

2003 年の改正⁽⁴⁾は、T 査証を付与される人身取引被害者の家族にも、派生的に T 査証を付与し（以下「派生的 T 査証」という。）、その保持者に、難民と同一の範囲で支援の提供を拡大した（III1(1)(ii) 参照）。

それまでの同法は、人身取引の被害者として主として外国人を念頭に置いていたが、2005 年の改正⁽⁵⁾では、合衆国市民又は合法的永住権者である人身取引の被害者に、州、部族⁽⁶⁾、地方政府等に対する補助金を通じて支援を提供するプログラムを創設した⁽⁷⁾。

2008 年の改正⁽⁸⁾では、T 査証を付与する対象を、トラウマにより捜査等に協力できない者

(2) 2020 年現在の捜査及び訴追については、中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—捜査及び訴追を中心に—」『外国の立法』No.284, 2020.6, pp.21-62. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499058_po_02840002.pdf?contentNo=1>

(3) 中川かおり「【アメリカ】人身取引対策 4 法の成立」『外国の立法』No.280-2, 2019.8, pp.16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11338354_po_02800208.pdf?contentNo=1>; Abolish Human Trafficking Act of 2017, P.L.115-392. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ392/PLAW-115publ392.pdf>>; Trafficking Victims Protection Act of 2017, P.L.115-393. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ393/PLAW-115publ393.pdf>>; Frederick Douglass Trafficking Victims Prevention and Protection Reauthorization Act of 2018, P.L.115-425. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ425/PLAW-115publ425.pdf>>; Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2017, P.L.115-427. <<https://www.congress.gov/115/plaws/publ427/PLAW-115publ427.pdf>>

(4) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2003, P.L.108-193. <<https://www.congress.gov/108/plaws/publ193/PLAW-108publ193.pdf>> 2003 年の改正までを含む人身取引対策法の解説・翻訳は、中川 前掲注 (1), pp.24-57.

(5) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005, P.L.109-164. <<https://www.congress.gov/109/plaws/publ164/PLAW-109publ164.pdf>>

(6) アメリカ・インディアンの集合で特定の地域に住み、一定の範囲の自治権を持つ団体。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.863.

(7) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005, *op.cit.*(5), § 202. ただし、この規定には予算措置が講じられず、2013 年再授権法（Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, P.L.113-4. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/PLAW-113publ4/pdf/PLAW-113publ4.pdf>>）により、国内の未成年の性目的人身取引被害者のための補助金（III4(3) 参照）に置き換えられた。Andrea L. Johnson, “A Perfect Storm: The U.S. Anti-trafficking Regimes Failure to Stop the Sex Trafficking of American Indian Women and Girls,” *Columbia Human Rights Law Review*, vol.43 no.2, 2012, p.695; Ann Wagner and Rachel Wagley McCann, “Policy Essay: Prostitutes or Prey? The Evolution of Congressional Intent in Combating Sex Trafficking,” *Harvard Journal on Legislation*, 54(1), Winter 2017, pp.740-741.

(8) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, P.L.110-457. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ457/PLAW-110publ457.pdf>>

及び捜査等への参加のために入国許可された者に拡大した (II2(1)(i) 参照)。また、継続的な滞在という資格を認められた者の家族に、臨時入国許可⁽⁹⁾を付与することを規定した (II4(2) 参照)。さらに、人身取引の被害者である外国人児童の暫定支援等を受ける資格につき、細則を法定した (III1(3) 参照)。

2013年の改正⁽¹⁰⁾では、報復を受けるおそれのある派生的 T 査証保持者の家族として、派生的 T 査証を受けられる者に、子を加えた (II2(1)(ii) 参照)。

2018年の改正⁽¹¹⁾では、保健福祉長官の証明を受ける前の人身取引被害者を対象とする、既存の司法省の補助金プログラムを、12歳から24歳までの若年層であって、ホームレス等の状態にある者、十分なサービスを受けられない女性・女兒等を対象とし、トラウマ・インフォームド・ケア⁽¹²⁾や住宅を提供するものに改正した (III2(3) 参照)。

II 外国人の人身取引被害者に付与され得る在留資格

アメリカに滞在する外国人の人身取引被害者は、不法滞在に該当するなど、在留資格に問題を抱えることが多い⁽¹³⁾。それに加え、人身取引の加害者により旅券等を没収されていることもしばしばである。在留資格や旅券がない場合、被害者は退去強制を恐れ、法執行機関の捜査及び訴追を支援することはおろか、加害者から逃れて助けを求めることすらできないおそれがある。そこで、アメリカでは、外国人の人身取引被害者に退去強制からの保護を提供し、捜査及び訴追への支援を得るために、人身取引被害者のための T 査証、人身取引を含む一定の犯罪被害者のための U 査証等の在留資格を用意する。人身取引の捜査及び訴追への支援は、後述するように、これらの在留資格の審査において非常に重視される要素である。在留資格の審査は、特に記載する場合を除き、国土安全保障省市民権移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Services: USCIS) が行う。

1 入国許可、入国不許可、退去強制等

(1) 入国許可の概要

入国許可とは、「入国審査職員による入国審査及び授権による、外国人の合法的な合衆国への入国」の許可である⁽¹⁴⁾。アメリカの移民法は、当地に滞在する外国人を、入国許可の申請者と既に入国許可された者とに分ける⁽¹⁵⁾。前者の入国許可の申請者には、①入国審査書類を

(9) 緊急の人道的事由又は重大な公益に関わる事由がある場合に、国土安全保障長官の裁量により、入国又は滞在を許可されるものをいう。査証等は公式な入国許可であるのに対し、臨時入国許可はそうではない。American Immigration Council, “The Use of Parole Under Immigration Law,” January 2018. <https://www.americanimmigrationcouncil.org/sites/default/files/research/the_use_of_parole_under_immigration_law.pdf>

(10) Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, *op.cit.*(7)

(11) Frederick Douglass Trafficking Victims Prevention and Protection Reauthorization Act of 2018, *op.cit.*(3)

(12) trauma-informed care. 医師が、患者にトラウマによる症状が存在することを認識し、患者の生活にトラウマが及ぼす影響を考慮して行う治療をいう。“What is Trauma-Informed Care?,” University at Buffalo website <<http://socialwork.buffalo.edu/social-research/institutes-centers/institute-on-trauma-and-trauma-informed-care/what-is-trauma-informed-care.html>>

(13) 在留資格の問題の実例は、次を参照。中川かおり「米国の人身取引対策—国内の取組みを中心に—」『外国の立法』No.223, 2005.2, pp.54-55. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000421_po_022303.pdf?contentNo=1>

(14) 8 U.S.C. § 1101(a)(13).

(15) “§ 1.2 Admission and the Grounds of Inadmissibility and Deportability,” ILRC Staff Attorneys, *Inadmissibility & De-*

持たない者、②非移民（後述）査証保持者（申請者）⁽¹⁶⁾、査証免除を受けられる者等、③在留資格の変更を申請する者、④重大な公益に関わる臨時入国許可⁽¹⁷⁾を認められる者、⑤一定の合法的永住権者等⁽¹⁸⁾が含まれる。人身取引被害者に関しては、例えば、T査証及びU査証の申請者は②に、T査証等の申請者が合法的永住権者に在留資格の変更を申請するときは③に該当し、重大な公益に関わる臨時許可等を認められる者は④に該当する。

(2) 入国不許可と退去強制の概要

入国許可の申請者と既に入国許可された者とで、入国許可の拒否事由が異なり、前者には、入国不許可⁽¹⁹⁾事由が、後者には、退去強制⁽²⁰⁾事由が適用される。入国不許可事由とは、健康上の問題、（売春を含む）犯罪による有罪判決、恒久的に市民権に不適格とされた過去、過去の退去強制等であり、これに当たる者は、原則として査証に不適格とされ、入国許可されない。退去強制事由とは、入国又は在留資格の変更の時点での入国不許可、人の密輸に関わる過去、複数の刑事有罪判決、人身取引の加害行為、虚偽の合衆国市民の主張等であり、これに当たる者は、原則として退去強制の対象とされる。

人身取引被害者に関しては、例えば、(1)で例示したT査証及びU査証の申請者、重大な公益に関わる臨時許可等を認められる者は、入国不許可事由に該当するかどうかの審査を受けることになる。

(3) 入国不許可の修正（不適用及び免除）の概要

入国不許可を修正する手段には、不適用と免除がある。不適用は、入国不許可事由を定める法律の規定がそもそも適用されないとする規定が存在する場合に認められる。一方、免除は、一旦その規定が適用されて入国不許可とされるが、事案ごとに法律が規定する免除に当たるかを審査した上で、入国許可とされることをいう。例えば、公共負担⁽²¹⁾による入国不許可については、U査証の申請者、女性暴力対策法⁽²²⁾による自己申請者等に不適用が法定されている。T査証の申請者については、公共負担の不適用が認められる余地があるとされるが、不適用とされない場合には、この事由は免除されない。

2 人身取引被害者のためのT査証

T査証は、人身取引被害者に特化した非移民⁽²³⁾査証で、一定の要件を満たす被害者に付与

portability, May 2019. Immigrant Legal Resource Center website <https://www.ilrc.org/sites/default/files/sample-pdf/inadmiss_and_deport-5th-2019-ch_01.pdf>

(16) 査証は、原則として申請者の居留地、旅券発給国等で取得するので、「保持者」とされる。ただし、T査証等の人身取引に関連する査証の場合には、基本的には、アメリカ国内で取得されるので、「申請者」となる。

(17) 8 U.S.C. §§ 1101(a)(13)(B), 1182(d)(5).

(18) 8 U.S.C. § 1101(a)(13)(C).

(19) 8 U.S.C. § 1182(a).

(20) 8 U.S.C. § 1227(a).

(21) 8 U.S.C. § 1182(a)(4). 公共負担とは、政府の公的扶助（所得維持のための現金給付、補足的栄養支援、住宅支援等）に依存し、経済的に自立できない者をいう。中川かおり【「アメリカ」公共負担に関する国土安全保障省の移民国籍法施行規則】『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.10-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480100_po_02830105.pdf?contentNo=1>

(22) Violence Against Women Act (VAWA) of 1994, P.L.103-322, Title IV. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-108/pdf/STATUTE-108-Pg1796.pdf>>

(23) 非移民は、8 U.S.C. § 1101(a)(15)に定義される外国人。アメリカに入国を希望する外国籍保有者は、一時滞在のための非移民査証又は永住権のための移民査証のいずれかを取得する。非移民査証は、特定の目的を達成するために特定の期間、アメリカ滞在を希望する観光客、ビジネスマン、学生、特殊労働者等が利用する。「ビザの

される。また、一定の要件を満たす被害者の家族にも、派生的に付与される。

(1) 対象者

(i) 主たる外国人

人身取引の被害者は、次の全てに該当する場合には、T 査証に適格であるとされる（合衆国法典第 8 編第 1101 条 a 項 (15)(T)(i)）。

- ・現在、深刻な態様の人身取引⁽²⁴⁾の被害者であるか、又は過去にそうであったこと。
- ・人身取引の結果として、アメリカに滞在すること。これには、人身取引の捜査等に参加する目的で、アメリカへ入国を許可され、滞在する場合を含む。
- ・人身取引の捜査における合理的な支援要請に従うこと⁽²⁵⁾。ただし、身体的若しくは精神的なトラウマのために支援要請に協力できない場合⁽²⁶⁾又は被害者が 18 歳未満の場合には、この限りではない。
- ・退去強制により、外国人が極度の困難を被ることが予想されること。

(ii) 派生的外国人

主たる外国人に同伴し、又は後に合流する外国人は、次の場合には、派生的に T 査証に適格とされ、就労する資格がある（合衆国法典第 8 編第 1101 条 a 項 (15)(T)(ii)、同編同条 i 項）。

- ・主たる外国人が 21 歳未満の場合には、その配偶者、子、主たる外国人が在留資格を申請する日に 18 歳未満の未婚の兄弟姉妹及び両親
- ・主たる外国人が 21 歳以上の場合には、その配偶者及び子
- ・法執行職員との協力等の結果として加害者から報復を受ける現在の危険がある親、18 歳未満の未婚の兄弟姉妹又は派生的外国人の成人若しくは未成年の子

主たる外国人が、派生的 T 査証を申請する場合には、申請の裁定が下るまで、その派生的外国人に臨時入国許可が認められる（合衆国法典第 8 編第 1229b 条 b 項 (6)(B)(i)）。派生的外国人は、主たる外国人とは独立して、犯罪歴調査、指紋照合、移民法上の在留資格の審査に服すことから、主たる外国人が T 査証を承認される場合であっても、派生的外国人には承認されないことがあり得る⁽²⁷⁾。

(2) 入国許可等の他の要件

人身取引の被害者は、T 査証に適格とされるためには、(1) の要件に加え、アメリカに入国許可とされなければならない（合衆国法典第 8 編第 1182 条 d 項 (13)）。入国不許可事由がある

種類—非移民ビザ」米国ビザ申請ウェブサイト <https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visatypeinfo.asp#niv>

(24) 連邦法は、「深刻な態様の人身取引 (severe forms of trafficking in persons)」を、商業的性行為、非自発的苦役、奴隷状態、日雇労働、債務拘束等に関連するものとして定義する (22 U.S.C. § 7102(11). 本稿に訳出)。

(25) 連邦、州、地方等の法執行職員、検察官、判事等は、'USCIS Form I-914, Supplement B, Declaration of Law Enforcement Officer for Victim in Trafficking Persons' という書式により、深刻な態様の人身取引につき、被害者が法執行機関等からの合理的な支援要請に従うことを宣言し、署名する。この宣言は、T 査証の申請に必須ではないが、重要な一部とされる (8 U.S.C. § 1184(o)(6). 本稿に訳出)。Department of Homeland Security, "U and T Visa Law Enforcement Resource Guide: for Federal, State, Local, Tribal and Territorial Law Enforcement, Prosecutors, Judges, and Other Government Agencies," pp.11-13, 17. <https://www.dhs.gov/sites/default/files/publications/U-and-T-Visa-Law-Enforcement-Resource%20Guide_1.4.16.pdf> T 査証を付与された後も、被害者は、人身取引の捜査に対する合理的な支援要請に応ずる義務があり、これへの違反は、T 査証の撤回等につながり得る。idem, p.13.

(26) ト라우マを受けた被害者に対する捜査等への協力の免除は、2008 年に法律に定められたが、それ以前から行われていた (中川 前掲注 (13), p.58.)。しかし、トラウマを受けた者に限らず、全ての被害者が、その給付及びサービスを賭することなく、証言するかどうかを選択できることが望ましいとする批判がある。Wagner and McCann, *op.cit.*(7), p.759.

(27) Department of Homeland Security, *op.cit.*(25), p.10.

場合には、国土安全保障長官の裁量による規定の適用の免除を受けねばならない。ただし、公共負担による入国不許可が、免除を受けるまでもなく、そもそも不適用とされる場合が存在する（同条 d 項 (13)(A)）。

T 査証の申請における入国不許可の免除⁽²⁸⁾は、外国人の健康⁽²⁹⁾の事由による入国不許可又は外国人の被害者化 (victimization)⁽³⁰⁾に起因するか、若しくはそれに付随して起きる犯罪活動⁽³¹⁾等の事由による入国不許可に対して認められ得る。免除されない入国不許可事由は、安全保障⁽³²⁾、公共負担⁽³³⁾、国際児童誘拐⁽³⁴⁾、租税回避のために合衆国市民権を放棄した元合衆国市民⁽³⁵⁾の4点である。T 査証の申請が、承認に一応有利な件 (prima facie case for approval) として成立する場合には、退去強制手続は停止される（同編第 1227 条 d 項）。ただし、T 査証の主たる外国人は、入国許可された後の行為のため、又は T 査証のために入国許可される時に開示されなかった行為等のために、退去強制手続を開始され得る（合衆国法典第 22 編第 7105 条 e 項 (5)）。

T 査証は、外国人に 4 年間アメリカに滞在し、就労することを認める（同編第 1184 条 o 項 (7) (A)、第 1101 条 i 項 (2)）。ただし、法執行機関が、人身取引の被害者のアメリカにおける滞在が、捜査又は訴追の支援のために必要であるとする場合等には、4 年を超えて滞在が認められる（同編第 1184 条 o 項 (7)(B)）。

T 査証の交付を受ける主たる外国人の上限数は、1 会計年度に 5,000 人と定められるが⁽³⁶⁾、派生的外国人はこの数に計上されない（同編同条 o 項 (2)、(3)）。T 査証の申請者は、申請料金の免除を請求できる（合衆国法典第 8 編第 1255 条 1 項 (7)）。

(3) 合法的永住権者への在留資格の変更

国土安全保障長官は、次の全てを満たす場合に、T 査証（派生的 T 査証を含む。）の在留資格を合法的永住権者に変更することができる（合衆国法典第 8 編第 1255 条 1 項）。ただし、入国不許可を免除されずに、T 査証に基づき入国許可される外国人は、在留資格を合法的永住権者に変更することができない。

- ・ T 査証を受ける日から 3 年以上継続してアメリカに滞在する時又は被害者が支援する人身取引行為の捜査又は訴追の間、継続してアメリカに滞在し、その捜査又は訴追が完了する時のいずれか早い方。ただし、捜査又は訴追に関連する場合を除き、連続 90 日間又は総計 180 日間を超えて、アメリカを離れる外国人は、「継続してアメリカに滞在する」要件を満たさない。

(28) 免除は、性目的人身取引の被害者にとって、売春が移民国籍法に特定される入国不許可の根拠の 1 つであることから、特に重要であるとされる。Alison Siskin and Liana Sun Wyler, "Trafficking in Persons: U.S. Policy and Issues for Congress," *CRS Report*, RL34317, February 19, 2013. p.15. <<https://fas.org/sgp/crs/row/RL34317.pdf>>

(29) 8 U.S.C. § 1182(a)(1).

(30) 人身取引における「被害者化」とは、被害者が加害者により支配され、逃れることができない状況をいい、その中で被害者は様々な強要を受ける。「被害者化」により、しばしば、被害者が加害者から強要される行為としては、売春のほか、不法入国、薬物使用、薬物売買、不法侵入、窃盗等の犯罪がある。このような犯罪により有罪判決を受けると、被害者は犯罪者とされ、就職、医療、教育、住宅補助、移民法上の救済等から排除される。しかし、実際には、被害者は、自由意思がない中で犯罪を強要されているのであるから、「被害者化」の直接の結果として行う犯罪については、被害者の責任を問うべきではないとされる。中川 前掲注 (2), pp.30-31.

(31) 8 U.S.C. § 1182(a)(2).

(32) 8 U.S.C. § 1182(a)(3).

(33) 前掲注 (21). 公共負担がそもそも不適用とならなかった場合に、この規定が適用になる。

(34) 8 U.S.C. § 1182(a)(10)(C).

(35) 8 U.S.C. § 1182(a)(10)(E).

(36) 2000 年人身取引被害者保護法の制定以来、T 査証がこの上限に到達したことは一度もない。Department of Homeland Security, *op. cit.* (25), p.10.

- ・その期間を通じて道徳的品性⁽³⁷⁾を保つこと。ただし、T 査証付与の根拠となる人身取引に起因し、又は付随する道徳的品性についての不適格は除く。
- ・①人身取引の捜査又は訴追における支援要請に従うこと、②退去強制により極度の困難を被ること又は③ T 査証を付与される時点で 18 歳未満であること。

国土安全保障長官は、T 査証の在留資格を合法的永住権者に変更するに際し、健康⁽³⁸⁾若しくは公共負担⁽³⁹⁾の事由による入国不許可又は被害者化⁽⁴⁰⁾に起因し、若しくは付随する他の入国不許可を免除することができる（同条1項(2)）⁽⁴¹⁾。免除されない入国不許可事由は、安全保障⁽⁴²⁾、国際児童誘拐⁽⁴³⁾、租税回避のために合衆国市民権を放棄した元合衆国市民⁽⁴⁴⁾の3点である。T 査証に基づく非移民の在留資格は、合法的永住権者への変更のための申請が審査中であるときは、T 査証の有効期限である 4 年を超えて延長される（同編第 1184 条 0 項 (7)(C)）。

T 査証の在留資格を合法的永住権者に変更することができる上限数も、1 会計年度に 5,000 人と定められるが、派生的外国人はこの数に計上されない（同編第 1255 条 1 項 (4)）。

3 人身取引及び他の犯罪被害者のための U 査証

T 査証とは別に、人身取引の被害者が受ける可能性がある非移民査証に、U 査証がある⁽⁴⁵⁾。これは、T 査証とは異なり、人身取引被害者を含むがそれに特化した査証ではなく、外国人が、家庭内暴力、奴隷的労働、謀殺、外国労働契約詐欺等の規定の犯罪行為（後述）の被害者である場合に、認められる査証である。この査証の目的は、移民に対する犯罪の加害者の処罰の促進だけでなく、法執行機関と移民コミュニティの関係強化を図ることである⁽⁴⁶⁾。T 査証と同様、一定の要件を満たす被害者の家族にも、派生的に付与される。

(1) 対象者

(i) 主たる外国人

人身取引を含む規定の犯罪行為の被害者は、次の全てに該当する場合には、U 査証に適格であるとされる（合衆国法典第 8 編第 1101 条 a 項 (15)(U)(i)）。

- ・規定の犯罪行為の被害者である結果として、重大な身体的又は精神的な虐待を被ること。
- ・当該犯罪行為に関する情報を保持すること。16 歳未満の外国人児童の場合には、その親、後見人又は代理人が、その情報を保持すること。

(37) good moral character. 道徳的品性を欠くとされる行為として、飲酒、売春、薬物取引、賭博、ジェノサイド（集団虐殺）等が 9 項目にわたり列挙される。もっとも、いずれにも該当しない場合にも、道徳的品性に欠けると認定され得る。8 U.S.C. §1101(f).

(38) 前掲注 (29)

(39) 前掲注 (21)

(40) 前掲注 (30)

(41) 2020 年 2 月 24 日に施行された国土安全保障省の新しい規則によれば、アメリカにおける不法滞在の主な理由が被害者化にあることを証明する場合には、不法滞在からの人身取引被害者の例外（22 U.S.C. § 1182(a)(9)(B) (iii)）の不適用となり、国土安全保障長官による入国不許可の免除は不要となった。中川 前掲注 (21); Erin Quinn and Sally Kinoshita, "An Overview of Public Charge and Benefits," [March 26, 2020]. Immigrant Legal Resource Center website <https://www.ilrc.org/sites/default/files/resources/overview_of_public_charge_and_benefits-march2020-v3.pdf>

(42) 前掲注 (32)

(43) 前掲注 (34)

(44) 前掲注 (35)

(45) 2000 年女性暴力法により創設された。Violence Against Women Act of 2000, *op.cit.*(1), Division B. この法律の Division A が、2000 年人身取引被害者保護法である。中川 前掲注 (1)

(46) Department of Homeland Security, *op.cit.*(25), p.4.

・当該犯罪行為の捜査又は訴追につき、連邦、州又は地方の法執行機関、検察官、裁判官等にとって、過去⁽⁴⁷⁾、現在又は将来に有用であること⁽⁴⁸⁾。16歳未満の外国人児童の場合には、その親、後見人又は訴訟後見人が、有用であること。

・当該犯罪行為がアメリカの法律に違反し、又はアメリカ国内で行われること。

規定の犯罪行為には、連邦、州又は地方の刑法に違反する、強姦、拷問、人身取引、近親相姦、家庭内暴力、性的虐待、証人の脅迫、司法妨害、外国労働契約における詐欺⁽⁴⁹⁾等の犯罪行為及びその未遂、共謀又は教唆が含まれる（同条 a 項 (15)(U)(iii)）。

(ii) 派生的外国人

主たる外国人に同伴し、又は後に合流する外国人は、次の場合には、派生的に U 査証に資格とされ、就労する資格がある（合衆国法典第 8 編第 1101 条 a 項 (15)(U)(ii)、同編同条 i 項 (2)）。

・主たる外国人が 21 歳未満の場合には、その配偶者、子、主たる外国人が在留資格を申請する日に 18 歳未満の未婚の兄弟姉妹及び両親

・主たる外国人が 21 歳以上の場合には、その配偶者及び子

(2) 入国許可等の他の要件

人身取引の被害者は、U 査証に資格とされるためには、(1) の要件に加え、アメリカに入国許可とされなければならない（合衆国法典第 8 編第 1182 条 d 項 (14)）。入国不許可とされる場合には、国土安全保障長官の裁量による規定の適用の免除を受けなければならない。ただし、U 査証を申請する者は、免除されるまでもなく、公共負担事由による入国不許可が不適用とされる（同条 a 項 (4)(E)(ii)）。免除の対象となる規定の範囲は、T 査証の場合より広く認められ、免除できない規定は、ナチスの迫害に加担した者等⁽⁵⁰⁾のみである。U 査証の申請が、承認に一応有利な件として成立する場合には、退去強制手続は停止される（同編第 1227 条 d 項）。

U 査証は、外国人に 4 年間、アメリカに滞在し、就労することを認める（同編第 1184 条 p 項 (6)、同条 p 項 (3)(B)）。ただし、法執行機関が、人身取引の被害者のアメリカにおける滞在が、捜査又は訴追の支援のために必要であるとする場合等には、4 年を超えて滞在が認められる（同条 p 項 (6)）。

U 査証の交付を受ける主たる外国人の上限数は、1 会計年度に 1 万人と定められるが⁽⁵¹⁾、派生的外国人はこの数に計上されない（同条 p 項 (2)(A)、(B)）。U 査証の申請者は、申請料金の免除を請求できる（合衆国法典第 8 編第 1255 条 1 項 (7)）。

(47) この文言により、終結した捜査又は訴追のために、U 査証の発行が可能であることが示される。 *ibid.*, p.19.

(48) 連邦、州、地方等の法執行機関、検察官、判事等は、'USCIS Form I-918, Supplement B, U Nonimmigrant Status Certification' という書式により、被害者の過去、現在、将来の捜査及び訴追における役割を証明し、署名する。この証明がない場合には、U 査証は発行されない。8 U.S.C. § 1184(p)(1)。本稿に訳出。 *ibid.*, pp.6-8, 17. U 査証が付与された後にも、法執行機関にとって被害者が有用であり続ける義務が存続し、合理的な理由なく法執行機関からの支援要請を拒む者は、査証を撤回される可能性があり、また、査証を得てから 3 年後に永住権の申請を認められない可能性もある。書式に署名する法執行機関等は、被害者の捜査等への支援の拒否につき、USCIS に連絡する義務がある。 *idem*, p.7.

(49) 18 U.S.C. § 1351. 解説及び翻訳は、中川 前掲注 (2), pp.27, 41.

(50) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(E).

(51) U 査証の 1 万人の上限は、これまでのところ毎年到達されてきた。USCIS はこの上限に達した後も申請の審査を続け、被害者は、U 査証が入手可能になるまで、条件付きの承認及び就労許可を受けることができる。Department of Homeland Security, *op.cit.*(25), p.10. なお、U 査証を受ける者のうち、人身取引犯罪を理由とする者の数は、国土安全保障省が、U 査証の内訳を作成していないため、知ることができない。Siskin and Wyler, *op.cit.*(28), p.24.

(3) 合法的永住権者への在留資格の変更

国土安全保障長官は、U 査証（派生的 U 査証を含む。）を保持する外国人が、合理的な理由なく犯罪の捜査又は訴追の支援を拒否するとは判断されない場合に、ナチスの迫害に加担した等⁽⁵²⁾の入国不許可事由に該当せず、次の全てを満たすときに、在留資格を合法的永住権者に変更することができる（合衆国法典第 8 編第 1255 条 m 項 (1)、(2)）。

- ・ U 査証を取得してから 3 年以上継続してアメリカに滞在していること。ただし、捜査又は訴追に関連する場合を除き、連続 90 日間又は総計 180 日間を超えて、アメリカを離れる外国人は、「継続してアメリカに滞在する」要件を満たさない。
- ・ 国土安全保障長官が、この外国人の継続的なアメリカ滞在が、家族統合の見地等から正当化されると判断すること。

国土安全保障長官は、主たる外国人の U 査証の在留資格の合法的永住権者への変更の承認に当たり、派生的 U 査証を付与されない家族の在留資格を変更し、又は査証を付与できる（同条 m 項 (3)）。U 査証を保持する外国人が合理的な理由なく犯罪の捜査又は訴追への支援を拒否するかどうかの判断は、国土安全保障長官が、必要な場合には、司法長官と協議の上で行う（同条 m 項 (5)）。

4 捜査及び訴追のための継続的な滞在

(1) 継続的な滞在を認められる者

T 査証及び U 査証の手続とは独立して、連邦法執行職員は、潜在的な証人であると人身取引被害者を判断する場合には、捜査及び訴追を促進するため、その者のために継続的な滞在という資格の請求を提出することができる（合衆国法典第 22 編第 7105 条 c 項 (3)(A)(i)）。これは、不法な滞在期間を生じさせることなく、人身取引の被害者に、アメリカでの滞在と就労を認めるものであり、被害者が最終的には T 査証又は U 査証を申請し、付与されるとしても、それまでの間、継続的な滞在という資格によって、大きな安定性が提供される。

連邦法執行機関と協力する州又は地方の法執行職員も、被害者の継続的な滞在という資格の入手を支援する資料を作成することを認められる（同条 c 項 (3)(C)）。その間、当該連邦法執行職員は、当該外国人とその家族を、加害者の報復から保護する義務がある（同条 c 項 (3)(A)(ii)）。

継続的な滞在という資格は、1 年間認められ、その後は 1 年ごとに延長される。なお、合衆国法典第 18 編第 77 章（奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引）の規定の違反による被害者は、その損害賠償及び弁護士費用を求めて民事訴訟を提起できるが⁽⁵³⁾、その訴訟の終了までの期間についても、継続的な滞在という資格が認められ得る（同条 c 項 (3)(A)(iii)）。ただし、一定の入国不許可事由⁽⁵⁴⁾が存する場合には、訴訟の係属中であっても退去強制され得る（同条 c 項 (3)(A)(iv)）。

(2) その家族に対する臨時入国許可

継続的な滞在という資格が認められる者の一定範囲の家族に対しても、臨時入国許可が出され得る（同条 c 項 (3)(B)、合衆国法典第 8 編第 1229b 条 b 項 (6)(A)）。

(52) 前掲注 (50)

(53) 18 U.S.C. § 1595. 解説及び翻訳は、中川 前掲注 (2), pp.30, 47.

(54) 規制薬物法違反で有罪判決を受ける者、深刻な態様の人身取引の加害者、マネーロンダリングに関わる者、テロ行為に関わる者等、10 の規定にわたる入国不許可事由が掲げられている。

- ・継続的な滞在という資格が認められる者が21歳未満の場合には、その配偶者、子、主たる外国人が在留資格を申請する日に18歳未満の未婚の兄弟姉妹及び両親
- ・継続的な滞在という資格が認められる者が21歳以上の場合には、その配偶者及び子
- ・法執行機関の職員が、法執行機関との協力等の結果として報復を受ける危険があると判断する継続的な滞在という資格を認められる者の親又は兄弟姉妹

継続的な滞在という資格を認められた者の家族に対する臨時入国許可の期間は、派生的 T 査証のための申請の最終的裁定が行われるまで延長される。派生的 T 査証の申請が提出されない場合には、継続的な滞在という資格を認められた者の家族の臨時入国許可は、①継続的な滞在という資格の終了の日又は②合衆国法典第 18 編第 1595 条の規定に基づき主たる外国人が提起する民事訴訟が終結する日のいずれか遅い方まで延長され得る（合衆国法典第 8 編第 1229b 条 b 項 (6)(B)(ii)）。

5 重大な公益に関わる臨時入国許可

国外にいる様々な犯罪の証人、協力者等に対し、重大な公益に関わる臨時入国許可 (Significant Public Benefit Parole) を付与することができる⁽⁵⁵⁾。この臨時入国許可は、裁判が3か月なら、許可の期間も3か月というように、入国許可の目的を達するために必要最小限の期間、付与される。アメリカに入国不許可とされる者を、事案ごとに入国許可とするために用いられる手法である。

6 他の在留資格

T 査証又は U 査証に適格ではない犯罪の被害者、証人等に提供され得るこの他の主な在留資格には、次の2つがある⁽⁵⁶⁾。

(1) 女性暴力対策法による自己申請

1994年女性暴力対策法においては、家庭内暴力等による外国人被害者の移民法上の在留資格が、その加害者に結び付けられている場合、当該外国人被害者は暴力等による虐待から自由になれないと認識されている。そこで、同法は、被害者が加害者の下から逃れ、加害者の関知なしに、又は同意なしに、自ら永住権の申請を行うことができる手続を設けた⁽⁵⁷⁾。これを、女性暴力対策法による自己申請 (VAWA self-petitions) という。被害者には、合衆国市民若しくは合法的永住権者に虐待される外国人の配偶者、元配偶者、子若しくは義理の子又は合衆国市民に虐待される親が含まれる。被害者は所定の申請書と証拠を提出し、請求を行う。T 査証、U 査証及び継続的な滞在という資格とは異なり、この自己申請に、法執行機関による証明は必要とされない。また、自己申請者には、公共負担事由による入国不許可が不適用とされる（合衆国法典第 8 編第 1182 条 a 項 (4)(E)(i)）。この永住権の申請の最終裁定のために、被害者は、申請料金の免除を請求できる（合衆国法典第 8 編第 1255 条 1 項 (7)）。

(2) 特別移民児童の在留資格

合法的な在留資格を有しない外国人児童の中には、親に虐待され、遺棄され、又はネグレク

(55) Department of Homeland Security, *op.cit.*(25), p.27.

(56) *ibid.*, p.28.

(57) 8 U.S.C. § 1154; American Immigration Council, “Violence Against Women Act (VAWA) Provides Protections for Immigrant Women and Victims of Crime,” November 2019. <<https://www.americanimmigrationcouncil.org/research/violence-against-women-act-vawa-immigration>>

トされるために人道的保護を必要とする者がいる。虐待等が起きる場所は、アメリカ国内外を問わない。この者が、次の要件を満たす場合に、特別移民児童 (Special Immigrant Juvenile) ⁽⁵⁸⁾ の在留資格が付与される。この在留資格を付与される者は、一定の要件を満たす場合には、直ちに永住権を申請することを許容される。

- ・申請の時点において、未婚で、21歳未満であること。
- ・アメリカに滞在すること。
- ・児童に対する管轄を有する裁判所から、児童について次の内容の決定を得ること。
 - ①児童が裁判所の監督下にあること又は州機関若しくは少年裁判所により指名される個人若しくは機関の監護下にあることを宣言し、
 - ②児童の片親又は両親と家族再統合することが、虐待、ネグレクト、遺棄等により実行可能ではないことを宣言し、
 - ③児童が出身国に戻ることが、その最善の利益ではないことを認定する。

Ⅲ 人身取引被害者に対する支援

人身取引被害者に対する支援（給付及びサービス）は、合衆国市民でも合法的永住権者でもない外国人被害者 ⁽⁵⁹⁾ の場合には、一定の要件を満たす人身取引の被害者であることにつき保健福祉長官の証明（児童の被害者の場合には、同省の有資格証明）を受ける者に、難民と同一の範囲で認められるのが原則であり、難民を対象とする支援のほか、もともとアメリカ人向けに設けられた犯罪被害者支援及び低所得者支援を受給できる（Ⅲ3参照）。ただし、この証明を受ける前であっても、外国人被害者が、これから証人等として人身取引加害者の捜査及び訴追に資する可能性がある場合には、支援が行われる（Ⅲ2参照）。

他方、アメリカ人被害者の場合には、犯罪被害者支援及び低所得者支援を受給できるが、それとは別に、合衆国市民及び合法的永住権者に特化した補助金（Ⅲ4(2)(3)参照）も設けられている。

本章では、まず、支援を受ける外国人の人身取引被害者の類型を紹介し、次に、保健福祉長官による証明前の外国人被害者に対する支援を説明した後に、同長官による証明後の外国人被害者に対する支援を紹介する。最後に、保健福祉長官の証明に関わらない、幾つかの給付及びサービスの例を挙げる。

1 支援を受けることができる人身取引被害者の類型

(1) 保健福祉長官の証明を受ける成人外国人等

支援を受けることができる成人外国人の人身取引被害者の類型には、保健福祉長官の証明を受ける T 査証の誠実な申請者、T 査証保持者 ⁽⁶⁰⁾ 及び継続的な滞在を認められる者並びに証明

(58) 8 U.S.C. § 1101(a)(27)(J).

(59) “Services Available to Victims of Human Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers,” May 2012, [Last Reviewed: May 13, 2019], p.2. HHS website <<https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/otip/traffickingservices.pdf>>

(60) 「証明は、外国人の成人の深刻な態様の被害者が、国土安全保障省による継続的な滞在という資格の発行を受けるか、被害者の T 査証の申請が誠実とされ、又は承認される場合に、難民と同一の範囲で給付及びサービスを受ける資格を受けることを可能にする」（下線は筆者）との記述から、法律上は明確でないものの、T 査証保持者まで含まれることが分かる。Department of State, *Trafficking in Persons Report*, 20th edition, June 2020. pp.517-518.

の対象とはならない派生的 T 査証保持者の 4 者が含まれる（この 4 者を、後掲表 1～3 において「証明を受ける成人」とする。）。次に、それぞれの要件を紹介する。

(i) 保健福祉長官の証明を受ける T 査証の誠実な申請者、T 査証保持者及び継続的な滞在を認められる者

1996 年個人責任・労働機会調整法 IV 編⁽⁶¹⁾は、外国人に関しては、連邦の公的給付を、原則として、永住権、庇護、臨時入国許可を認められた者や難民である「資格のある外国人」のみに提供することを定めていた。しかし、2000 年人身取引被害者保護法は、一定の要件を満たす外国人被害者に次のような例外を設けた。

18 歳以上の成人外国人である深刻な態様の人身取引の被害者は、難民と同一の範囲で給付及びサービスを受給する資格がある。ここでいう深刻な態様の人身取引被害者は、保健福祉長官に次の者に該当するとの証明を受ける（合衆国法典第 22 編第 7105 条 b 項 (1)(A)、(B)(i)、(C)、(E)）。

- ・合衆国法典第 22 編第 7102 条第 11 号の規定に定義する深刻な態様の人身取引⁽⁶²⁾の被害者であって、捜査及び訴追を支援するもの、又はトラウマにより支援できないもので、
- ・T 査証の誠実な申請を行い、拒絶されていない者 [T 査証保持者を含む。] 又は継続的な滞在 [資格] を認められる者

筆者が下線を付した「捜査及び訴追への支援」には、(a) 人身取引の加害者の特定、(b) その者の居場所の特定等、(c) 訴訟における証言、(d) 証拠及び情報の請求への協力等が含まれる（同条 b 項 (1)(E)(iii)）。この支援には、連邦のみならず、州及び地方におけるものも含まれる（同条 b 項 (1)(E)(iv)）。継続的な滞在という資格を認められる者への保健福祉長官の証明は、捜査又は訴追にその者の滞在が必要な期間、有効とされる（同条 b 項 (1)(E)(ii)）。

(ii) 派生的 T 査証保持者

派生的 T 査証保持者には、保健福祉長官の証明は発行されないが⁽⁶³⁾、難民と同一の範囲で給付及びサービスを受給すると法定される（合衆国法典第 22 編第 7105 条 b 項 (1)(A)、(B)(i)）。派生的 T 査証保持者に対する給付とサービスの提供は、査証発行の日を開始する。

(2) 合衆国市民及び合法的永住権者

深刻な態様の人身取引の被害者である合衆国市民及び合法的永住権者は、難民と同一の範囲で給付を受けるために、保健福祉長官の証明を必要としない（合衆国法典第 22 編第 7105 条 b 項 (F)）。合衆国市民及び合法的永住権者は、難民に特化するプログラム（表 1）を除き、ほとんどのプログラムに無条件の受給資格がある（表 2、3 を参照）。

2000 年人身取引被害者保護法が念頭に置いていたのは、主として外国人の人身取引被害者であり、合衆国市民・合法的永住権者の人身取引被害者が、合衆国法典第 22 編第 7105 条 b 項に定める給付及びサービスの対象となるかについては議論があったが、2015 年の法改正によ

<<https://www.state.gov/wp-content/uploads/2020/06/2020-TIP-Report-Complete-062420-FINAL.pdf>>; *ibid.*, p.11.

(61) Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996, P.L.104-193, Title IV. <<https://www.congress.gov/104/plaws/publ193/PLAW-104publ193.pdf>> この法律は、合法的永住権者、庇護者、難民等の資格のある外国人以外には、原則として連邦の公的給付（公的年金、公的医療費、公的住居、教育、食料支援、失業給付等）を提供しないこととした。尾澤恵「米国における 96 年福祉改革とその後」『レファレンス』635 号, 2003.12, pp.72-87. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999964_po_063506.pdf?contentNo=1>

(62) 前掲注 (24)

(63) “Services Available to Victims of Human Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers,” *op.cit.*(59), p.11.

り、保健福祉長官の証明なしに当該給付及びサービスの対象となることが明記されるに至った⁽⁶⁴⁾。

(3) 保健福祉長官の証明を受ける 18 歳未満の外国人児童

外国人児童が、難民と同一の範囲で給付及びサービスを受ける要件は、2000 年法により、「合衆国法典第 22 編第 7102 条第 11 項に規定する者で、18 歳未満の者」（合衆国法典第 22 編第 7105 条 b 項 (1)(C)）とされ、成人とは異なり、保健福祉省難民再定住室（Office of Refugee Resettlement: ORR）の証明を受けることは求められていなかった⁽⁶⁵⁾。これが、2008 年の法改正⁽⁶⁶⁾により、次のように、法律上、有資格証明を受けることが求められるようになった。

保健福祉長官は、深刻な態様の人身取引の被害者である可能性のある外国人児童につき、暫定支援を受ける資格があるかを迅速に判断する（合衆国法典第 22 編第 7105 条 b 項 (1)(G)(i)⁽⁶⁷⁾。法律上の定めはないが、資格があると判断される外国人児童には、暫定支援証明が発行される。この暫定支援証明を受ける者に提供される難民と同一の範囲での給付及びサービスは、90 日間を上限とし、及び追加で 30 日間提供され得る（同条 b 項 (1)(G)(iii)）。

暫定支援の期間の終了前に、保健福祉長官は、司法長官、国土安全保障長官、人身取引の被害者につき専門性を有する NGO 等と協議し、児童に長期的支援を受ける資格があるかを判断し、あると認められる場合には有資格証明を発行する（同条 b 項 (1)(G)(iv)⁽⁶⁸⁾。児童は、成人の場合とは異なり、有資格証明を受ける条件として、法執行機関との協力を求められず、継続的な滞在という資格又は T 査証の保持も求められない⁽⁶⁹⁾。

この暫定支援証明を受ける者及び有資格証明を付与される者（この 2 者を、後掲表 1～3 において「有資格証明を受ける児童」とする。）に対し、様々なプログラムが提供される。このプログラムの多くは、有資格証明の発行を待たず、暫定支援証明を得た段階から、被害者児童に給付及びサービスの提供を開始する。

2 保健福祉長官による証明前の被害者への支援

保健福祉長官の証明を受ける前の人身取引被害者に対する支援として、連邦は、基金、ホットライン及び補助金の 3 つの仕組みを設ける⁽⁷⁰⁾。また、人身取引被害者は、州、地方等で行われる貧困者、犯罪被害者等に対する既存の支援を利用することもできる。

(1) 保健福祉省の基金

保健福祉省の基金は、人身取引被害者に対し、場所及び時間を問わず、ケースマネジメント⁽⁷¹⁾

(64) Siskin and Wyler, *op.cit.*(28), pp.25-26; Justice for Victims of Trafficking Act of 2015, P.L.114-22, § 102. <<https://www.congress.gov/114/plaws/publ22/PLAW-114publ22.pdf>>

(65) 実際には、被害者の受給資格を確認する NGO 等の便宜のために証明が発行されていた。中川 前掲注(13), p.60.

(66) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, *op.cit.*(8)

(67) 人身取引の被害者である可能性のある外国人児童を保護する者は、その者の 18 歳の誕生日までに、その者への給付とサービスの申請を、保健福祉省児童家庭局人身取引課に提出する。HHS, Administration for Children and Families, Office on Trafficking in Persons, “Assistance For Child Victims of Human Trafficking: Fact Sheet,” May 10, 2016. p.2. <https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/endtrafficking/otip_fact_sheet_eligibility.pdf>

(68) 有資格証明を有する児童に、米国内に親又は法的代理人がない場合には、同伴者のいない難民未成年者となる資格があり、III3(1)の表 1 に示すプログラムからサービスを受ける。*ibid.*

(69) “Services Available to Victims of Human Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers,” *op.cit.*(59), p.9.

(70) *ibid.*, pp.6-7.

(71) サービスを提供される者のニーズを把握し、地域等の資源の活用計画を立て、サービス、サービス提供者等と結びつけること。

を提供し、被害者が保健福祉長官の証明を受けることを支援し、及び証明を受けた後の短期間に必要なサービス（シェルター、法律扶助、職業訓練、医療、暴力からの保護等）を、全米に拠点を持つNGOのネットワークを通じて提供する（合衆国法典第22編第7105条b項(1)(B)(i)）。

(2) 全米人身取引ホットライン

全米人身取引ホットライン（National Human Trafficking Hotline: 1-888-373-7888）は、「年365日、週7日、1日24時間」体制で被害者等にフリーダイヤルを提供するもので、2004会計年度に開設された。当初は、保健福祉省が直接に運営していたが⁽⁷²⁾、現在は、同省が毎年交付する補助金によりNGOに委託されており（合衆国法典第22編第7105条b項(1)(B)(ii)）、2007年からは人身取引被害者支援組織であるポラリス・プロジェクト（Polaris Project）が運営している。ホットラインは、電話をしてきた被害者等に、危機介入を提供し、NGOへの緊急又は非緊急の紹介・委託を行い、法執行機関には、捜査の手がかりになる情報を提供する。また、コミュニティで、潜在的な被害者と協力し、人身取引の啓発及び人身取引対策の向上のために、サービス提供者及び法執行職員を指導することも行う。

(3) 司法長官による人身取引対策補助金

司法長官は、同省犯罪被害者局（Office for Victims of Crime: OVC）を通じて、州、部族、地方政府、NPO・NGOの被害者サービス組織に対し、補助金を交付する（合衆国法典第22編第7105条b項(2)）。この補助金（OVC人身取引被害者裁量的補助金⁽⁷³⁾）は、法定の要件を満たすNGO等に対し、連邦が直接提供する補助金であり、保健福祉長官の証明が出される前の被害者に対し、一時的住居又はシェルター、食料、医療、精神医療、歯科診療、翻訳・通訳サービス、刑事司法被害者保護、法律扶助、教育、就労支援等を含む緊急サービスを提供する。

補助金の支給対象は、①12歳から24歳までの者で、ホームレス、里親の保護下にある者又は刑事司法制度に関係する者、②里親の保護下を離れる者、③十分なサービスを受けていない女性又は女兒とされる。補助金の連邦政府による負担は、プロジェクト費用の75%を上限とする。

補助金は、次の要件を満たす申請者に優先権が与えられる。①深刻な態様の人身取引の阻止を支援すること、②人身取引に関する事業への加担から金銭的利益を上げる者の捜査・訴追を強化すること、③被害者化⁽⁷⁴⁾による被害者の逮捕、起訴、訴追等を回避するための積極的な措置を講ずること、④法執行機関への協力を、シェルターの提供等の条件にしないこと。

(4) その他

保健福祉長官の証明を受ける前の潜在的な人身取引の被害者を保護するNGOは、多くの既存の地域サービス提供団体から、被害者のために、食料、シェルター、衣類、医療、法律扶助、職業訓練プログラム、教育サービス、移送、犯罪被害者補償等の提供を受けることができる⁽⁷⁵⁾。また、幾つかの州では、証明を受ける前の人身取引の被害者にサービスを提供するための法律を定めている（ニューヨーク州、カリフォルニア州等）⁽⁷⁶⁾。

(72) 中川 前掲注(13), p.53.

(73) discretionary grants. 多くの場合、競争入札により、受給者を決定する。表2参照。

(74) 前掲注(30)

(75) "Services Available to Victims of Human Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers," *op.cit.*(59), pp.2-3.

(76) *ibid.*, p.5.

3 保健福祉長官による証明後の被害者への支援

次に紹介する支援（給付及びサービス）には、保健福祉省難民再定住室が提供する主として難民を対象とする外国人支援（表1参照）、合衆国市民及び合法的永住権者に対して司法省が提供する犯罪被害者支援（表2参照）及び様々な省庁が提供する低所得者向けの一般的な支援（表3参照）があり、いずれも、保健福祉長官の証明を受ける外国人及び有資格証明を受ける外国人児童に提供が拡大される。

この支援は、保健福祉長官の証明を受ける成人外国人等（III1(1)参照）、合衆国市民及び合法的永住権者（III1(2)参照）又は保健福祉長官の証明を受ける18歳未満の外国人児童（III1(3)参照）のいずれかに該当する者に対しては、難民と同一の範囲で提供が義務付けられている。一方、この支援につき、U査証及び派生的U査証を付与される者（II3参照）、重大な公益に関わる臨時入国許可を受ける者（II5参照）、女性暴力対策法による自己申請を行う者（II6(1)参照）及び特別移民児童（II6(2)参照）には、そうした義務付けはなく、在留資格等の種別に応じて提供されるにとどまる（表1～3参照）。

外国人の人身取引の被害者は、支援を受けるためには、III1の要件を満たすことに加え、プログラムごとに定める年齢、家族構成、居住、所得等の条件を満たさなければならない。III1の要件、すなわち、被害者が提示する保健福祉長官の証明及び有資格証明の有効性を確認するために、給付等を提供するNGO等の組織は、保健福祉省の人身取引被害者確認ホットライン（Victims of Severe Forms of Trafficking Verification Line: 1-866-401-5510）を用いる。T査証の対象となる外国人を保護する連邦機関職員は、外国人がアメリカに滞在する間に得られるサービス等につき、助言できるNGOを紹介するとされており（合衆国法典第8編第1101条i項(1)）、捜査等の過程で見いだされた被害者のうち、証明及び有資格証明を受ける者が、確実にNGOに紹介・委託され、給付及びサービスを受けられるよう、法律上も目配りがされている。

(1) 保健福祉省難民再定住室による主として難民を対象とする支援

保健福祉省難民再定住室による支援の概要は、次のとおりである（表1参照）。難民は、必ず外国人であるので、ここで紹介する支援は、拷問のサバイバーに対するサービスを除き、合法的永住権者及び合衆国市民には提供されない。

- ①**難民現金支援（Refugee Cash Assistance: RCA）** 後述する貧困家庭一時扶助（Temporary Assistance for Needy Families: TANF）又は補足的所得保障（Supplemental Security Income: SSI）の現金給付の受給資格がない難民を対象としたプログラムで、人身取引被害者は、証明の日から8か月間受給することができる。この受給者は、雇用サービス⁽⁷⁷⁾に登録し、就業能力サービス・プログラムに参加することを求められる。
- ②**難民医療支援（Refugee Medical Assistance: RMA）** 後述するメディケイド⁽⁷⁸⁾又は児童医療保険プログラム（Children's Health Insurance Program: CHIP）の受給資格がない難民を対象としたプログラムで、人身取引被害者は、証明又は有資格証明の日から8か月間受給できる。
- ③**難民社会サービス及び対象者支援（Refugee Social Services and Targeted Assistance）** 自立及びアメリカへの統合への障壁に取り組む就業能力サービス等を支援するプログラムで

(77) 求人情報を収集して、求職者に提供し、雇主に求職者の情報を提供するサービス。

(78) 低所得者向けの公的医療保障制度。

ある。このプログラムには、雇用サービス、就業能力評価、オンザジョブ・トレーニング、英語訓練、職業訓練、社会適応サービス、翻訳・通訳サービス、仕事のための保育サービス等が含まれる。

- ④ **自主機関マッチング補助金プログラム (Voluntary Agency Matching Grant Program)** ⁽⁷⁹⁾
 一定の就業条件に合致する者が参加できるプログラムで、証明又は有資格証明の日から4～6か月の間に自立可能となることを目指す。直接提供されるサービスには、ケースマネジメント、現金支援、住居支援、雇用サービス等を含む。また、英語訓練、社会適応サービス、保健医療サービス、就業訓練等に対し、被害者をNGO等に紹介・委託することもできる。多くの州でこのプログラムは、複数言語を用いて、複数文化 (multicultural) を尊重する手法で行われる。
- ⑤ **ORR 医療スクリーニング (ORR Medical Screenings)** 証明又は有資格証明を受ける者は、結核、寄生虫病、B型肝炎等の感染症又は自立の妨げとなる病気の予防的検診を受けられる。また、通学に必要な予防接種も受けられる。
- ⑥ **同伴者のいない難民未成年者プログラム (Unaccompanied Refugee Minors (URM) Program)** 有資格証明を受ける児童の人身取引被害者で、同伴者のいない難民未成年者への再分類又は指定のための基準を満たす者を対象とする。このプログラムは、未成年者の個別のニーズに沿って、文化的に適切で、専門的な里親制度又は免許制により行われるケアを提供する。未成年者の不在の親を代理する法的な権限が存在することを保障する、州法に基づく法的責任が定められる。同伴者のいない難民未成年の人身取引被害者は、その州で他の里子が入手できる全ての支援、ケア及びサービスを受けることができる。個別のニーズに従い、未成年の人身取引被害者は、里親の家庭、グループ・ケア、独立生計、居住治療に配置される。提供されるサービスには、住居、食料、衣類及び医療への間接的な金銭的支援、集中的なケースマネジメント、家族再統合、独立生計能力訓練、教育支援、英語訓練、職業／高等教育に関するカウンセリング、精神保健サービス、在留資格の変更支援、文化活動、レクリエーションの機会、社会的統合の支援、民族的及び宗教的遺産の保持等がある。
- ⑦ **拷問のサバイバーに対するサービス (Services for Survivors of Torture)** 拷問の心理的及び身体的影響のケア、ケア施設外の医療従事者等に対し行う調査及び訓練を提供する。在留資格に関わりなく、外国で拷問を受け、現在はアメリカに滞在する者が対象である。

表1 保健福祉省難民再定住室による主として難民を対象とする支援の人身取引被害者による受給可否

	証明の種類別		在留資格等の種類別				
	証明を受ける成人 ^(注1)	有資格証明を受ける児童 ^(注2)	不法滞在者 ^(注3)	合法滞在者 ^(注4)	難民等 ^(注5)	合法的永住権者	合衆国市民
① 難民現金支援 (RCA) ^(注7)	証明の日から8か月間	×	×	×	制限期間内 ○	×	×
② 難民医療支援 (RMA) ^(注7)	証明の日から8か月間	証明の日から8か月間	×	×	制限期間内 ○	×	×

(79) 民間団体に対して、マッチング補助金 (一定の民間資金の調達を条件として助成する制度) により、難民支援を委任するプログラム。

③ 難民社会サービス及び対象者支援	証明の日から60か月間	・16歳以上のフルタイムの学生ではない児童のために、証明の日から60か月間 ・一定の条件を満たすフルタイムの学生	×	×	制限期間内 ○	×	×
④ 自主機関マッチング補助金プログラム	証明の日から31日以内の登録が義務、証明の日から6か月間	18歳未満の児童は、雇用可能な成人が世帯にのみ適格、有資格証明の日から31日以内の登録が義務	×	×	制限期間内 ○	×	×
⑤ ORR 医療スクリーニング	○	○	×	×	制限期間内 ○	×	×
⑥ 同伴者のいない難民未成年者プログラム	×	○	×	×	制限期間内 ○	×	×
⑦ 拷問のサバイバーに対するサービス ^(注7)	拷問された被害者の定義を満たす必要	拷問された被害者の定義を満たす必要	拷問された被害者の定義を満たす必要	拷問された被害者の定義を満たす必要	拷問された被害者の定義を満たす必要	拷問された被害者の定義を満たす必要	拷問された被害者の定義を満たす必要

(注1) 保健福祉長官の証明を受ける T 査証の誠実な申請者、T 査証保持者及び継続的な滞在を認められる者並びに証明の対象とはならない派生的 T 査証保持者の 4 者を含む。
(注2) 暫定支援証明を受ける児童及び有資格証明を受ける児童の 2 者を含む。
(注3) 審査なしの入国者、査証の期限を超過した滞在者、査証の条件違反者、移民審判所の命令違反者を含む。
(注4) 最低 1 年の臨時入国許可を得る者、暫定的に退去強制をしないとされる者、暫定的に入国許可される非移民(学生、交換訪問、一時労働等)を含む。
(注5) 「難民等」とは、「難民、庇護者、キューバ・ハイチからの入国者」をいう。
(注6) RCA 及び／又は RMA を受けるためには、保健福祉長官の証明を受ける又は適格な被害者は、表 3 の貧困家庭一時扶助 (TANF)、補足的所得保障 (SSI)、メディケイド及び児童医療保険プログラム (CHIP) に不適格とされることが必要である。
(注7) 1998 年拷問被害者救済法 (Torture Victims Relief Act of 1998, P.L.105-320) に基づく拷問サバイバー・プログラムのためのサービス (医療、精神医療、社会的及び法的支援等) に適格であるとされる者が対象とされる。
(出典) “Services Available to Victims of Human Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers,” May 2012 [Last Reviewed: May 13, 2019], pp.16-19. HHS website <<https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/otip/traffickingservices.pdf>>ほかを基に筆者作成。

(2) 犯罪被害者支援及び低所得者支援

保健福祉長官、労働長官、法律扶助機構理事会及び他の連邦機関の長は、保健福祉長官の証明を受ける T 査証の誠実な申請者等に対し、次の給付及びサービスを拡大すると規定される(合衆国法典第 22 編第 7105 条 b 項 (1)(B))⁽⁸⁰⁾。すなわち、もともとアメリカ人(合衆国市民及び合法的永住権者)向けに設けられた犯罪被害者支援及び低所得者支援を、難民と同一の範囲で、保健福祉長官の証明を受ける外国人に拡大する。そのため、例えば、T 査証の誠実な申請者は、在留資格としては不法滞在の者であるが、そのうち、保健福祉長官の証明を得た者については、支援が拡大されることになる。

(80) Alison Siskin, “Noncitizen Eligibility for Federal Public Assistance: Policy Overview and Trends,” *CRS Report*, RL33809, December 12, 2016. <<https://fas.org/sgp/crs/misc/RL33809.pdf>>

(i) 司法省の犯罪被害者支援

司法省のプログラムの概要は、次のとおりである（表2参照）。⑤のOVC人身取引被害者裁量的補助金を除き、合衆国市民及び合法的永住権者の犯罪被害者を支援するために設けられた給付及びサービスである。

- ①**犯罪被害者緊急基金 (Victims of Crime Act (VOCA) Emergency Funds)** 他の支援が入手不可能な場合に、緊急のニーズにつき、被害者を支援するプログラムで、危機介入、シェルター・一時的住居、食料、衣類、法律扶助、移送費用、犯罪捜査医療検査、緊急児童ケア及び通訳を提供する。同様の基金は、連邦捜査局 (FBI)、移民関税執行局 (ICE) 等を通じても入手できる。
- ②**連邦被害者証人コーディネータ (Victim Rights and Services-Federal Victim-Witness Coordinators)** 連邦犯罪被害者に、その年齢又は市民権の有無にかかわらず、被害者証人支援に関する司法長官指針⁽⁸¹⁾に定められた権利及びサービスを付与する。これには、連邦犯罪被害者権利法⁽⁸²⁾により付与される権利が含まれ、プライバシー及び秘密保持、損害填補、事件の進捗についての通知並びに脅迫及び脅しに対する保護を提供する。被害者証人に係る職員は、医療支援、精神保健カウンセリング、シェルター、無料及び低額法律サービス及び他の基本的なサービスに関する情報提供及びそのサービスへの被害者の紹介・委託も行う。
- ③**緊急証人支援プログラム (Emergency Witness Assistance)** 証人及び潜在的証人の健康及び安心の確保並びに訴訟手続又は他の進行中の民事若しくは刑事の訴訟に関連する活動への参加を、緊急に保障することにつき支援するプログラム。サービスには、移動又は移送の費用、政府と連絡を保つための緊急電話サービス、一時的支援及び住居、個人が迅速に転居させられる場合の衣類、家具等の緊急のニーズ、児童及び高齢者のケアの費用が含まれる。連邦法務官執行局⁽⁸³⁾がこの資金を運営する。
- ④**証人安全プログラム (Witness Security Program)** 証人及びその直接の家族に対し、訴訟の前、途中及び後に保護と支援を提供する。司法長官は、証人が証人安全プログラムを受ける資格があるかどうかを、法務官⁽⁸⁴⁾の勧告に基づいて判断する。連邦保安官局は、証人とその直接の家族を安全な場所へ移送し、通常は、新しい身分を得るための証明書を交付する。連邦保安官局は、訴訟を通じて、24時間体制で証人の保護を提供することに加え、住居、医療ケア、職業訓練、雇用及び証人が自立できるまでの基本的な生活費用をカバーする資金を提供する。
- ⑤**OVC (Office for Victims of Crime: 司法省犯罪被害者局) 人身取引被害者裁量的補助金 (OVC Services for Trafficking Victims Discretionary Grant)**⁽⁸⁵⁾ 保健福祉長官の証明を受ける前

(81) Office for Victims of Crime, U.S. Department of Justice, *Attorney General Guideline for Victim and Witness Assistance*, May 2005. DOJ archive website <https://www.justice.gov/archive/olp/ag_guidelines.pdf>

(82) 18 U.S.C. § 3771.

(83) コロンビア特別区の司法省と、全米に93名いる法務官との緊密な連携を図るため、1953年に設立された部署。大統領は、連邦議会上院の助言と承認を得て、全米94の連邦管轄区に、93名の法務官を任命する（1名のみ2つの連邦管轄区の法務官を兼務）。法務官は、連邦司法長官の指示の下で、連邦が関係する事件の代理人として訟務に携わる。“Mission and Functions,” Updated October 10, 2019. DOJ website <<https://www.justice.gov/usao/eousa/mission-and-functions>>

(84) 同上

(85) III2(3)に紹介した保健福祉長官の証明前の被害者に受給資格がある補助金である。保健福祉省が、この補助金を証明後の支援を示す表にも掲載しているため、本稿でも再掲した。“Services Available to Victims of Human

の外国人の人身取引被害者に対し、住居又はシェルター、食料、医療、精神医療及び歯科治療、翻訳者・通訳者、刑事司法制度の下にある被害者への支援、法律サービス、社会サービス、読み書きの教育及び／又は就労支援を提供する。

- ⑥ **VOCA 被害者支援 (VOCA Victim Assistance)** 連邦は、被害者への直接サービスを提供する地方の被害者支援プログラムを支えるために、州に定率補助金⁽⁸⁶⁾を提供する。典型的には、州は、コミュニティ・レベルで特化したサービスを提供するために、被害者支援プログラムに下位補助金⁽⁸⁷⁾を交付する。VOCAに支援されるプログラムで、人身取引被害者へのサービス提供に特化するものはほとんどないが、強姦危機センター⁽⁸⁸⁾及び家庭内暴力のシェルターといった多くのプログラムが、人身取引被害者に対してもサービスを提供している。
- ⑦ **VOCA 被害者損害填補 (VOCA Victim Compensation)** ⑥と同様の州に対する定率補助金で、連邦は、これを通じて、州等が犯罪被害者に支払う医療費、カウンセリング費、葬祭費・埋葬費、逸失賃金等に支援を提供する。

表2 司法省による犯罪被害者支援の人身取引被害者による受給可否

	証明の種別		在留資格等の種別			
	証明を受ける成人 ^(注1)	有資格証明を受ける児童 ^(注2)	不法滞在者 ^(注3)	合法滞在者 ^(注4)	合法的永住権者	合衆国市民
①犯罪被害者緊急基金	○	○	○	○ ^(注5)	○	○
②連邦被害者証人コーディネータ	○	○	○	○ ^(注5)	○	○
③緊急証人支援プログラム	○	○	○	○ ^(注5)	○	○
④証人安全プログラム	○	○	○	○ ^(注5)	○	○
⑤OVC 人身取引被害者裁量的補助金	×	×	○	○ ^(注5)	×	×
⑥VOCA 被害者支援	○	○	○	○ ^(注5)	○	○
⑦VOCA 被害者損害填補	州の定めによる	州の定めによる	州の定めによる	州の定めによる ^(注5)	州の定めによる	州の定めによる

(注1) 保健福祉長官の証明を受ける T 査証の誠実な申請者、T 査証保持者及び継続的な滞在を認められる者並びに証明の対象とはならない派生的 T 査証保持者の 4 者を含む。

(注2) 暫定支援証明を受ける児童及び有資格証明を受ける児童の 2 者を含む。

(注3) 審査なしの入国者、査証期限を超過した滞在者、査証の条件違反者、移民審判所の命令違反者を含む。

(注4) 最低 1 年の臨時入国許可を得る者、暫定的に退去強制をしないとされる者、暫定的に入国許可される非移民 (学生、交換訪問、一時労働等) を含む。

(注5) 表 1、3 とは異なり、司法省は、自らがサービスを提供する在留資格等の種別に「難民等」を掲げず、「合法滞在者」に「難民等 (難民、庇護者、キューバ・ハイチからの入国者)」を含める。

(出典) “Services Available to Victims of Human Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers,” May 2012. [Last Reviewed: May 13, 2019]. HHS website <<https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/otip/traffickingservices.pdf>> ほかに基に筆者作成。

Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers,” pp.7, 24-25.

(86) formula grants. 競争ベースでなく、連邦政府が指定する法定の要件を満たす者に対して提供される補助金。通常は、州により運営される。支給額は、フォーミュラ (定率) により決められ、これは、人口、世論調査のデータ、

(ii) 保健福祉省による低所得者支援

保健福祉省のプログラムの概要は、次のとおりである（表3参照）。

- ①**貧困家庭一時扶助（TANF）**⁽⁸⁹⁾ 州が、児童や妊婦のいる貧困家庭に現金給付を提供するプログラム。連邦は、州に定額補助を行う。
- ②**メディケイド** 適切な医療保険を有しない低所得者、高齢者、障害者等に医療扶助を行うプログラム。連邦政府がプログラムのための指針を作成するが、州はプログラムの条件を定める。
- ③**児童医療保険プログラム（Children's Health Insurance Program: CHIP）** 民間保険に加入していない児童に、メディケイド・プログラムの拡大等により、医療扶助を提供するプログラム。通院、処方薬、入院等を支援する。連邦と州の双方がこのプログラムに出資する。
- ④**保健資源及びサービス運営プログラム（Health Resources and Services Administration Programs）** 無保険、サービスが不十分及び特別のニーズを有する人口を対象とし、その支払能力に関わらず、連邦資金により運営される保健センターを通じて、健診、治療、妊娠中の者への完全なケア等を提供する。
- ⑤**薬物乱用及び精神保健サービス運営プログラム（Substance Abuse and Mental Health Services Administration Programs）** 薬物乱用障害及び精神障害の個人に対するサービスに資金を提供する。州の薬物乱用及び精神保健に関する機関が、このプログラムを運営する。サービスの適格、治療の種類等は全て州及び地方又は NGO により判断される。

(iii) 農務省による低所得者支援

農務省のプログラムの概要は、次のとおりである（表3参照）。

- ①**児童栄養プログラム（Child Nutrition Programs）** 低所得の児童に対し、栄養のある食事及び軽食を、学校、児童ケア施設及び放課後ケア・プログラムにおいて提供する。
- ②**補足的栄養支援プログラム（Supplemental Nutrition Assistance Program: SNAP）** 低所得世帯（単身世帯を含む。）が、健康のために必要とする食料の購入を支援するプログラム。給付は、プログラムに加盟する食料品店で使える電子マネー（Electronic Benefit Transfer: EBT）の形で提供される。
- ③**女性、乳児及び幼児のための特別補足的栄養プログラム（Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants and Children (WIC)）** 栄養上のリスクに直面する、低所得の妊婦、授乳期及び出産後の女性に、補助的栄養パッケージを提供するプログラム。このプログラムは、補足的栄養食料、栄養教育、専門病院でのカウンセリング、スクリーニング並びに他の保健、福祉及び社会サービスに対する被害者の紹介・委託も行う。

(iv) 住宅都市開発省による低所得者支援

住宅都市開発省のプログラムの概要は、次のとおりである（表3参照）。

- ①**公営住宅プログラム（Public Housing Program）** 複数世帯向け住宅の貸主に対する補助を

犯罪報告の数等の要素から成る。

(87) 補助金受給者が、更に下位の受給者に対して行う金銭的な支援又は金銭に代わる財物による支援の提供をいう。

(88) 被害者にホットラインを提供し、病院への回付やカウンセリングの提供を行う団体。The Rape Crisis Center website <<http://rapecrisis.com/>>

(89) 「第2節 アメリカ合衆国」厚生労働省『海外情勢報告2018年』2019, p.55. <<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/19/dl/t2-04.pdf>>

通じて、低所得者向けの住宅を供給するプロジェクト⁽⁹⁰⁾。新規に建設される住宅に対する補助は、現在は行われておらず、既存の補助の更新のみが行われている。

- ②入居者ベースの住宅バウチャー (Tenant-Based Vouchers) 低所得者、高齢者又は障害者に対する住宅支援で、被支援者は、自ら選択する住宅がプログラムの要件を満たす場合に、同省から資金を受ける地方の公共住宅機関 (PHA) からバウチャーを受けられる⁽⁹¹⁾。

(v) 労働省による低所得者支援

労働省のプログラムの概要は、次のとおりである (表3参照)。

- ① ワンストップ・キャリア・センター (One-Stop Career Centers) 全米に2,900か所を超える拠点を有し、全てのコミュニティにおいて、雇用主及び求職者の人的資源及び雇用のニーズに関する広汎なネットワークを提供する。中核サービスには、履歴書の作成、職業あっせん団体及びワークショップ、求人案内、資料室及びコンピュータ、電話及び銀行へのアクセスを含む。集中サービスには、グループ及び個人のキャリア・カウンセリング、ケースマネジメントを含む。州及び地方の承認する訓練提供者は、求職者に応じた訓練を提供する。
- ② ジョブ・コア・プログラム (Job Corps Program) 全米に122か所あり、16歳から24歳までの年齢の者で、経済的に不利な立場にある適格な若者を支援し、高校卒業証明又は高校卒業資格 (GED) の取得及び／又は専門学校での学習を促進する。プログラムに参加する者は、寮生活を行うのが基本で、通所者は一部にとどまる⁽⁹²⁾。参加者は、2週に1度手当を支給され、プログラムに長期に参加するほど、手当は多くなる。プログラムを終了した後12か月を上限として、参加者に、キャリア・カウンセリングとキャリア移行への支援を提供する。

(vi) 社会保障庁による低所得者支援

社会保障庁⁽⁹³⁾の補足的所得保障 (Supplemental Security Income: SSI) は、視覚障害者若しくは障害者又は65歳以上の低所得の成人に、毎月収入を提供する連邦政府による現金給付制度である⁽⁹⁴⁾ (表3参照)。収入、資産、住居及び生活環境について、プログラムの条件を満たす必要がある。連邦の現金給付には上限があるので、州等が追加で現金給付を行うことができる。

犯罪被害者支援及び低所得者支援に関する III3(2) のプログラムのうち、社会保障庁が提供するこの SSI のみ、「証明を受ける成人」の対象者が他と異なり、継続的な滞在という資格を付与され、又は誠実な T 査証の申請を行ったが、保健福祉長官の証明前の者及び派生的 T 査証保持者に限定される。

(vii) 教育省による低所得者支援

教育省の第4編連邦学生金融支援 (Title IV Federal Student Financial Aid) は、1965年高等教育法の第4編⁽⁹⁵⁾に基づく返済が不要な奨学金、返済が必要な奨学金及び労働・学習支援のた

(90) "Renewal of Section 8 Project-Based Rental Assistance." HUD website <<https://www.hud.gov/hudprograms/rs8pbra>>

(91) "Housing Choice Vouchers Fact Sheet." HUD website <https://www.hud.gov/topics/housing_choice_voucher_program_section_8>

(92) 六本佳代「海外情報② アメリカの若者自立支援策「ジョブ・コア」(Job Corps)」『厚生労働』2013.2, p.38.

(93) 社会保障庁は、連邦政府の独立機関であり、公的年金の運営、障害者への金銭給付等を行う。"About Us," Social Security Administration website <<https://www.ssa.gov/agency/>>

(94) 厚生労働省 前掲注(89), p.55.

(95) Higher Education Act of 1965, P.L.89-329. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-79/pdf/STATUTE-79-Pg1219.pdf>> 学生に対する金融支援プログラムに適用される一般的な規則を定める法律である。

めに、900億ドルを超える連邦資金を提供する（表3参照）。学生に対する支援には、ほかに州や学校が提供するものがある。保健福祉長官の証明又は有資格証明を受ける者に加え、その派生的 T 査証保持者にも、この支援は提供される。

表3 低所得者支援に対する人身取引被害者の受給可否

	証明の種別		在留資格等の種別					
	証明を受ける成人 (注1)	有資格証明を受ける児童 (注2)	不法滞在者 (注3)	合法滞在者 (注4)	難民等 (注5)	合法的永住権者	合衆国市民	
保健福祉省 (注10)	① 貧困家庭一時扶助 (TANF) (注6)	○	○	×	×	○	5年の待機期間	○
	② メディケイド (注6)	○	○	×	×	○	5年の待機期間	○
	③ 児童医療保険プログラム (CHIP) (注6)	×	○	×	×	○	成人 × 児童 (5年の待機期間)	成人 × 児童 ○
	④ 保健資源及びサービス運営プログラム	○	○	○	○	○	○	○
	⑤ 薬物乱用及び精神保健サービス運営プログラム (注7)	○	○	○	○	○	○	○
農務省	① 児童栄養プログラム	×	○	成人 × 児童 ○	成人 × 児童 ○	成人 × 児童 ○	成人 × 児童 ○	成人 × 児童 ○
	② 補足的栄養支援プログラム (SNAP)	○	○	×	×	○	成人 (5年の待機期間) 児童	○
	③ 女性、乳児及び幼児のための特別補足的栄養プログラム (WIC)	○	○	○	○	○	○	○
住宅都市開発省	① 公営住宅プログラム	○	○	×	×	○	○	○
	② 入居者ベースの住宅バウチャー	○	○	×	×	○	○	○
労働省	① キャリア・ア・セット・センター	ビス 中核サー	○	○	○	○	○	○
		ビス 集中サー	○	○	×	×	○	○
	② ジョブ・コア・プログラム	○	○	×	×	○	○	○

社会 保障 庁	補足的所得保障 (SSI) (注6)	○ (注8)	○	×	×	○	5年の待機 期間	○
教育 省	第4編連邦学生金 融支援	○	○	×	×	○	○ (注9)	○

(注1) 保健福祉長官の証明を受ける T 査証の誠実な申請者、T 査証保持者及び継続的な滞在を認められる者並びに証明の対象とはならない派生的 T 査証保持者の 4 者を含む。

(注2) 暫定支援証明を受ける児童及び有資格証明を受ける児童の 2 者を含む。

(注3) 審査なしの入国者、査証期限を超過した滞在者、査証の条件違反者、移民審判所の命令違反者を含む。

(注4) 最低 1 年の臨時入国許可を得る者、暫定的に退去強制をしないとされる者、暫定的に入国許可される非移民 (学生、交換訪問、一時労働等) を含む。

(注5) 「難民等」とは、「難民、庇護者、キューバ・ハイチからの入国者」をいう。

(注6) 証明を受ける者及び有資格証明を受ける者は、貧困家庭一時扶助 (TANF)、補足的所得保障 (SSI)、メディケイド及び児童医療保険プログラム (CHIP) に不適格とされる場合には、表 1 の難民現金支援 (RCA) 及び／又は難民医療支援 (RMA) に適格である可能性がある。

(注7) サービスを受ける資格、提供する治療は、州及び地方又は給付提供機関により定められる。

(注8) 継続的な滞在という資格を付与され、又は誠実な T 査証の申請を行ったが、保健福祉長官の証明前の者及び派生的 T 査証保持者に限定する。

(注9) 永住権カード (I-151, I-551 or I-551C) を有する合法的永住権者は、金銭面及び他の適格要件を満たす限りにおいて、連邦学生金融支援を受ける資格がある。

(注10) 主として難民に特化する保健福祉省のサービスについては、表 1 参照。

(出典) “Services Available to Victims of Human Trafficking: A Resource Guide for Social Service Providers,” May 2012, [Last Reviewed: May 13, 2019]. HHS website <<https://www.acf.hhs.gov/sites/default/files/otip/traffickingservices.pdf>> ほかに基に筆者作成。

4 他のサービス

保健福祉長官の証明とは関係のないサービスの例として、被害者の権利とサービスについての情報提供、合衆国市民及び合法的永住権者に特化する補助金、国内の未成年の性目的人身取引の被害者に対する補助金及び人身取引の被害者である可能性のある児童の国境における保護手続を紹介する。

(1) 連邦職員による権利及びサービスに関する情報提供

連邦職員は、次の権利及びサービスに関する情報を、深刻な態様の人身取引被害者に提供する義務を負う (合衆国法典第 22 編第 7105 条 c 項 (2))⁽⁹⁶⁾。

- ・ 在留資格に関する問題を含む、無料の又は定額の弁護サービス
- ・ 連邦及び州が提供する給付及びサービス
- ・ 家庭内暴力及び強姦危機センター⁽⁹⁷⁾を含む被害者サービス組織
- ・ 脅威及び脅迫に特化して入手可能な保護並びに特定の個人の状況に適切な入手可能な救済
- ・ 個人のプライバシー及び秘密保持に関する権利
- ・ 被害者に対する補償及び支援のためのプログラム⁽⁹⁸⁾
- ・ 2000 年人身取引被害者保護法に基づき入手可能なものを含め、深刻な態様の人身取引被害

(96) この規定に基づく規則は、28 C.F.R. § 1100.33.

(97) 前掲注 (88)

(98) 司法省犯罪被害者局が行う VOCA 被害者支援 (表 2) は、連邦の定率補助金プログラムに基づき、州が犯罪被害者に補償を提供するものである。州の多くは、被害者が補償を受けるために、一定の期限内に犯罪を報告すること、捜査に協力すること、被害者が犯罪に関係していないこと等を要件としており、人身取引被害者がこの要件を満たすのは困難であるとされる。Amanda J. Peters, “Reconsidering Federal and State Obstacles to Human Trafficking Victim Status and Entitlements,” *Utah Law Review*, vol.2016 no.3, April 2015, p.560.

者に関する移民に対する給付又はプログラム

- ・ 損害填補⁽⁹⁹⁾を受ける権利
- ・ 訴訟の進捗状況につき通知を受ける権利
- ・ 医療サービスの入手可能性

(2) 合衆国市民及び合法的永住権者に特化する補助金

2008年の改正⁽¹⁰⁰⁾は、保健福祉長官及び司法長官が、労働長官と協議の上で行う、合衆国市民及び合法的永住権者に特化したプログラムのために、補助金を設けた（合衆国法典第22編第7105条f項）。保健福祉長官は、被害者へのケースマネジメントの提供や、直接サービス⁽¹⁰¹⁾の提供、既存のNGOへの被害者の紹介・委託に資金を提供する⁽¹⁰²⁾。

直近の2019会計年度には、保健福祉長官は、次の協力協定に資金を供給するとされていた⁽¹⁰³⁾。①国内人身取引被害者サービス・アウトリーチ・プログラム、②先住民コミュニティ・プログラムにおける人身取引被害者への対処を強化する実証実験のための補助金、③人身取引被害者保護プログラムにおける保健ケアの強化。補助金の連邦負担割合は、プロジェクト総額の75%を上限とする。この補助金は、2008年の設立以来、保健福祉長官と司法長官のそれぞれに対し、2008会計年度に250万ドル、2009会計年度に500万ドル、2010会計年度と2011会計年度に700万ドルと、各会計年度に両者に同額の歳出が授権されてきた。その後、2012会計年度と2013会計年度には、両者のいずれにも歳出の授権がなされなかったが、2014会計年度から2021会計年度までは、保健福祉長官に各会計年度800万ドルの歳出が授権される一方、司法長官に各会計年度1100万ドルの歳出が授権されている（合衆国法典第22編第7110条b項(2)、d項(3)）。

(3) 合衆国市民及び合法的永住権者である未成年の性目的人身取引の被害者に特化する補助金

2013年の改正⁽¹⁰⁴⁾は、アメリカ国内での合衆国市民及び合法的永住権者である未成年⁽¹⁰⁵⁾の性目的人身取引の被害者の支援のために、補助金を設けた⁽¹⁰⁶⁾。このプログラムは、司法省に、保健福祉省と協議の上で、6つの補助金受給者（NGO等）に、1年間の補助金を交付する⁽¹⁰⁷⁾。補助金総額の67%は、NGOに対し、カウンセリング、法律扶助、シェルター、衣類及び他のサー

(99) 裁判所が、有罪判決を受けた被告人に、被害者に対して提供しよう命ずる金銭をいう。中川 前掲注(2), pp.29-30, 45-46. 人身取引の被害者は、売春や不法滞在といった違法な活動に携わるのであるから、損害填補の対象とされるべきではないと考える弁護士が存在すること、人身取引の加害者の特定が低調であるために、加害者を訴追する刑事事件において、有罪判決の時に出される損害填補命令が、そもそも入手できないこと等の理由から、損害填補の利用は不十分であるとされる。Peters, *ibid.*, pp.557-558.

(100) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, *op.cit.*(8), § 213.

(101) 保健福祉長官が、被害者に直接に提供するサービスをいい、同長官が被害者を紹介・委託するNGOが提供するサービスとの対比で用いる。

(102) “FY 2018 HHS Excerpts from the Attorney General's Annual Report on U.S. Government Activities to Combat Trafficking.” HHS ACF website <<https://www.acf.hhs.gov/otip/resource/agfy18#Benefits>>

(103) HHS, “Submission for OMB Review; Domestic Victims of Human Trafficking Program Data (New Collection),” Federal Register, 85(17), January 27, 2020, pp.4667-4668.

(104) Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, *op.cit.*(7)

(105) ①児童の性目的人身取引に関する合衆国法典第18編第1591条a項又は同等の州法に規定する犯罪の被害者、
②18歳以上20歳以下の者で、18歳未満の時期に上記の被害者に該当し、かつ、シェルター等のサービスを受けていた者の2者である。34 U.S.C. 20702(a)(4).

(106) 34 U.S.C. § 20702.; 前掲注(7)

(107) “Justice for Victims of Trafficking Act of 2015: Changes to Domestic Human Trafficking Policies,” *CRS Report*, R44315, December 17, 2015. p.12. <https://www.everycrsreport.com/files/20151217_R44315_ddd4eda7fcf8c4049f13783859b736cf8d9a47c3.pdf>

ビスを提供するために割り当てられ、10%は、司法省が被害者に直接サービスを提供するため、又は未成年者の性目的人身取引被害者にサービスを提供する NGO 等の訓練のために割り当てられる。

(4) 国境における児童の被害者の保護手続

2008年の改正⁽¹⁰⁸⁾は、国境において児童⁽¹⁰⁹⁾のスクリーニングを行い、次に述べるような期限に従った給付及びサービスの提供や在留資格の付与など、適切な救済措置に割り振る仕組みを設けた（合衆国法典第8編第1232条）。国土安全保障長官が、国境において児童を確保してから48時間以内に、児童はスクリーニングにかけられる。スクリーニング前に国籍国等に帰還させてよい場合も定められる。一定の場合には、児童に対し、退去強制手続を執行することができる。児童を国籍国等に帰還させない場合には、連邦政府の省庁は、48時間以内に保健福祉長官に通知を行い、72時間以内に児童を同長官に紹介・委託する。児童は、同伴者のいない難民未成年者プログラム（表1）を含め、児童の最善の利益にかなう環境に配置される。保健福祉長官は、人身取引被害者に当たる児童のために児童代理人を指名する。虐待、ネグレクト等に直面する児童が、特別移民児童の在留資格（II6(2)）を申請する場合には、国土安全保障長官は、180日以内に裁定を行う。

おわりに

このようにアメリカでは、人身取引の被害者の保護の分野において、先進的で広範な取組がなされている。しかし、①T査証の処理時間が長期化している、②継続的な滞在という資格が認められる数が少ないといった課題に加えて、③外国人の被害者を念頭において、最初の法律である2000年人身取引被害者保護法が定められたこともあり、いまだに外国人の被害者の保護に厚く、アメリカ人の被害者の保護が不十分である⁽¹¹⁰⁾、④アメリカ人の被害者の中でも、男性、男児、LGBTI⁽¹¹¹⁾の者のために必要なサービスが不足している⁽¹¹²⁾といった点で課題があるという批判もあり、更なる取組の進展が注目されている。

（なかがわ かおり）

(108) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, *op.cit.*(8), § 235.

(109) 同伴者のいない外国人児童（滞在資格を有せず、18歳未満で、親等の監護者がいないか、又はその者によるケアが受けられない者）を対象として特に規定しつつ、18歳未満である疑いのある者一般を対象とする。

(110) 合衆国市民の人身取引被害者の保護を目的とした補助金が設立されても、予算措置が講じられない例があるなど、そもそも資金が不足していることを指摘し、具体的に不足するサービスとして、短期的及び長期的な住居やケースマネジメントを挙げる論文に、Amanda J. Peters, “Disparate Protections for American Human Trafficking Victims,” *Cleveland State Law Review*, vol.61 iss.1, pp.37, 45がある。短期的及び長期的な住居の不足については、最新の人身取引報告書にも指摘がある。Department of State, *op.cit.*(60), p.518.

(111) 性的少数者の総称で、Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender, and Intersex の頭文字。

(112) Department of State, *op.cit.*(60), p.518.

被害者の保護に関連する人身取引対策規定

(2020年7月14日現在)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり 訳

【目次】(太字は訳出した箇所)

合衆国法典

第8編 外国人及び国籍

第12章 移民及び国籍

I節 一般規定

第1101条 定義 (抄)

第1102条～第1107条 (略)

II節 移民

外国人の入国許可の資格要件：市民及び外国人の旅行規則

第1181条 (略)

第1182条 入国不許可の外国人 (抄)

第1182d条～第1183a条 (略)

第1184条 非移民の入国許可 (抄)

第1184a条～第1189条 (略)

検査、検出、調査、除外及び退去

第1221条～第1226a条 (略)

第1227条 退去強制可能な外国人

第1228条～第1229a条 (略)

第1229b条 退去強制の撤回：在留資格の変更 (抄)

第1229c条～第1230条 (略)

第1231条 出国を命じられた外国人の収容及び退去強制

第1232条 児童の人身取引と戦う取組の向上

在留資格の変更及び修整

第1251条～第1254b条 (略)

第1255条 非移民の在留資格から、永住権のために入国を許可される者の在留資格への変更 (抄)

第1255a条～第1260条 (略)

第22編 外交関係及び交渉

第78章 人身取引被害者の保護

第7101条 目的及び事実認定 (略)

第7102条 定義 (抄)

第7103条 人身取引監視対処省庁横断タスクフォース (抄)

* この翻訳は、合衆国法典「第8編 外国人及び国籍 (Title 8 Aliens and Nationality)」及び「第22編 外交関係及び交渉 (Title 22 Foreign Relations and Intercourse)」から、被害者の保護に関する人身取引対策規定を訳出するものである。原文は有料データベースのレクシス・アドバンスである (Lexis Advance 2020, Current through Public Law 116-149, approved July 14, 2020.)。訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。なお、インターネット情報の最終アクセス日は、2021年2月1日である。

- 第 7103a 条 深刻な人身取引に対するパートナーシップの創出、構築及び強化 (略)
- 第 7104 条 人身取引の阻止 (略)
- 第 7104a 条 遵守計画及び証明要求 (略)
- 第 7104b 条 人身取引の監視及び捜査 (略)
- 第 7104c 条 監察総監への通知及び政府との協力 (略)
- 第 7104d 条 解釈規則：発効日 (略)
- 第 7104e 条 外国での苦情受付による合衆国における将来の人身取引の阻止 (略)
- 第 7105 条 人身取引の被害者に対する保護及び支援 (抄)**
- 第 7105a 条 人身取引対策プログラムの有効性の向上 (略)
- 第 7105b 条 国内被害者スクリーニング手続の改善**
- 第 7106 条 人身取引の根絶のための最低基準 (略)
- 第 7107 条 最低基準を満たすことができない政府に対する措置 (略)
- 第 7108 条 人身取引の重大な加害者に対する措置 (略)
- 第 7109 条 人身取引の加害者の訴追及び罰則の強化**
- 第 7109a 条 国内外における人身取引に関する調査 (略)
- 第 7109b 条 人身取引対策のための卓越した取組のための大統領賞 (略)
- 第 7110 条 歳出授権 (抄)**
- 第 7111 条 国務長官による報告書 (略)
- 第 7112 条 強制労働及び児童労働を監視し、対策をとる追加の活動 (略)
- 第 7113 条 説明責任 (略)
- 第 7114 条 現代版奴隷制を終わらせる為の取組 (略)

第 8 編 外国人及び国籍

第 12 章 移民及び国籍

I 節 一般規定

第 1101 条 定義 (抄)

(a)(1) ~ (14) (略)

(15) 「移民 [immigrant]」とは、次に掲げる非移民⁽¹⁾に当たる外国人の種類のいずれかに該当する外国人を除く、全ての外国人をいう。

(A) ~ (S) (略)

(T)

(i) 第 214 条 o 項⁽²⁾に従い、国土安全保障長官が、又は (III)(aa) に該当する場合には、司法長官と協議の上、国土安全保障長官が、次の全ての項目に該当すると判断する外

(1) アメリカに入国を希望する外国籍保有者は、一時滞在のための非移民査証又は永住権のための移民査証のいずれかを取得する。非移民査証は、特定の目的を達成するために特定の期間、アメリカ滞在を希望する観光客、ビジネスマン、学生又は特殊労働者が利用する。「ビザの種類—非移民ビザ」米国ビザ申請ウェブサイト <https://www.ustraveldocs.com/jp_jp/jp-niv-visatypeinfo.asp#niv>

(2) 8 U.S.C. § 1184(o). 本稿に訳出。T 査証の要件に関する規定。

国人

- (I) 2000年人身取引被害者保護法⁽³⁾第103条⁽⁴⁾に定める深刻な態様の人身取引の被害者であること又は過去に被害者であったこと。
- (II) 人身取引の結果として、合衆国、アメリカ領サモア若しくは北マリアナ諸島準州又はそれへの入国審査場に物理的に滞在すること。これには、外国人が、人身取引の行為又は人身取引の加害者に関係する捜査又は司法の手續に参加するために、合衆国への入国を許可されるために、物理的に滞在することが含まれる。
- (III) 次のいずれかに該当すること。
- (aa) 連邦、州若しくは地方による人身取引行為の捜査若しくは訴追において、又は人身取引行為が犯罪の遂行のために、少なくとも1つの中心的理由を成す場合の当該犯罪の捜査において、合理的な支援要請に従うこと。
- (bb) 必要に応じて、司法長官と協議の上、身体的又は精神的なトラウマのために、(aa)の規定に定める要請に協力できないこと。
- (cc) 18歳未満であること。
- (IV) 退去強制により、外国人が普通でない、深刻な傷害を含む極度の困難を被ることが予測されること。
- (ii) (i)の規定に定める外国人に同伴し、又は後に合流する外国人であって、次のいずれかに該当する者
- (I) (i)の規定に定める21歳未満の外国人の場合には、その者の配偶者、子、その外国人がその規定に基づき在留資格を申請する日に18歳未満である未婚の兄弟姉妹及び両親
- (II) (i)の規定に定める21歳以上の外国人の場合には、その者の配偶者及び子
- (III) 国土安全保障長官が、深刻な態様の人身取引を捜査する法執行職員と協議の上、外国人が深刻な態様の人身取引から逃れること又は法執行職員と協力することの結果として、報復を受ける現在の危険に直面すると判断する親若しくは18歳未満である未婚の兄弟姉妹又は(I)若しくは(II)に定める当該外国人の派生的受益者である成人若しくは未成年の子
- (U)
- (i) 第214条p項⁽⁵⁾に従い、外国人が(U)の規定に基づき在留資格の申請を提出する場合に、国土安全保障長官が、次の項目に該当すると判断する外国人
- (I) 外国人が(iii)の規定に定める犯罪行為の被害者である結果として、重大な身体的又は精神的な虐待を被ること。
- (II) 外国人(又は16歳未満の外国人児童である場合には、その者の親、後見人又は代理人)が、(iii)の規定に定める犯罪行為に関する情報を所持すること。
- (III) 外国人(又は16歳未満の外国人児童である場合には、その者の親、後見人又

(3) Trafficking Victims Protection Act of 2000, P.L.106-386, Division A. <<https://www.congress.gov/106/plaws/publ386/PLAW-106publ386.pdf>> この法律の概要については、中川かおり「米国の人身取引に関する立法動向」『外国の立法』No.220, 2004.5, pp.18-23. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000462_po_022003.pdf?contentNo=1>

(4) 22 U.S.C. § 7102. 本稿に訳出。合衆国法典第22編第78章(人身取引被害者の保護)の定義に関する規定。

(5) 8 U.S.C. § 1184(p). 本稿に訳出。U査証の要件に関する規定。

は代理人)が、(iii)の規定に定める犯罪行為を捜査し、又は訴追する連邦、州若しくは地方の法執行職員、連邦、州若しくは地方の検察官、連邦若しくは州の判事、市民権移民局⁽⁶⁾又は他の連邦、州若しくは地方の機関に対して、過去に有用であり、現在有用であり、又は将来有用となることが予想されること。

(IV) (iii)の規定に定める犯罪行為が、合衆国の法律に違反し、又は(インディアン居留地及び軍事施設を含む)合衆国若しくは合衆国の領土及び占有地で行われること。

(ii) (i)の規定に定める外国人に同伴し、又は後に合流する外国人であって、次のいずれかに該当する者

(I) (i)の規定に定める21歳未満の外国人の場合には、その者の配偶者、子、その外国人がその規定に基づき在留資格を申請する日に18歳未満である未婚の兄弟姉妹及び両親

(II) (i)の規定に定める21歳以上の外国人の場合には、その者の配偶者及び子

(iii) ここにいう犯罪行為とは、連邦、州又は地方の刑法に違反する行為であって、次に列挙する又はそれに類似する1以上を含むものをいう。強姦；拷問；人身取引；近親相姦；家庭内暴力；性的虐待；虐待的性的接触；売春；性的搾取；ストーキング；女性器切除；人質行為；奴隷労働；非自発的苦役；奴隷貿易；誘拐；略取誘拐；不法刑事拘禁；不法監禁；恐喝；強要；故殺；謀殺；重罪に当たる暴行；証人に対する脅迫；司法妨害；偽証；(合衆国法典第18編第1351条⁽⁷⁾に定める)外国労働契約における詐欺又は上述の犯罪の未遂、共謀又は教唆

(V) (略)

(16)～(52) (略)

(b)～(h) (略)

(i) a項(15)(T)(i)の規定に定める非移民の外国人に関しては、次の規定のとおりとする。

(1) 国土安全保障長官、司法長官及び他の政府職員は、必要に応じ、外国人に対し、その者が合衆国に滞在する間に得られる選択肢及び入手できる資源について、助言できる非政府組織を紹介する。

(2) 国土安全保障長官は、その[(a)]項に基づき合法的な一時滞在の在留資格にある間の外国人に対し、合衆国において就労する資格を付与し、外国人に「就労資格」を承認し、又は他の適切な労働許可を提供する。

第1102条～第1107条 (略)

II 節 移民

外国人の入国許可の資格要件；市民及び外国人の旅行規則

(6) U.S. Citizenship and Immigration Service. 国土安全保障省の機関。

(7) 解説及び翻訳は次を参照。中川かおり「アメリカの人身取引対策に関する法整備の現状—捜査及び訴追を中心に—」『外国の立法』No.284, 2020.6, pp.27, 41. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11499058_po_02840002.pdf?contentNo=1>

第 1181 条 (略)

第 1182 条 入国不許可の外国人 (抄)

(a)(1) (略)

(2)(A) ~ (G) (略)

(H) 人身取引の重大な加害者

(i) 一般規定 合衆国国内又は合衆国国外において、人身取引犯罪を行い、若しくは行うことを謀議する外国人又はこの法律[2000年人身取引被害者保護法]⁽⁸⁾の第103条⁽⁹⁾に定める深刻な態様の人身取引における加害者の故意の現在又は過去の支援者、ほう助者、補助者、共謀者若しくは通謀者であることを領事館職員、国土安全保障長官、国務長官若しくは司法長官が認識し、信じる理由があり、又は過去に知っていた外国人は入国不許可とされる。

(ii) 人身取引の受益者 (iii)の規定に定める場合を除き、領事館職員又は司法長官が(i)に基づき入国を許可されない外国人の配偶者、息子又は娘であると認識するか、又は信じる理由がある外国人が、過去5年以内に、その外国人の違法な活動から金銭上の又は他の利益を得、かつ、その金銭上の又は他の利益が当該の違法な活動の結果であることを知るか、又は信じる理由がある場合には、入国不許可とされる。

(iii) 一定の息子及び娘の免除 息子又は娘が(ii)の規定に定める利益を受領した時点で児童である場合には、(ii)の規定は適用されてはならない。

(I) (略)

(3) (略)

(4) 公共負担⁽¹⁰⁾

(A) 一般規定 査証の申請の時に、領事館職員の意見において、又は入国許可若しくは在留資格の変更の時に、司法長官の意見において、いかなる時点においても公共負担となる可能性のある外国人は、入国不許可とする。

(B) 考慮すべき要素

(i) この [(4)] 号の規定に基づき外国人が入国不許可かどうかを判断するに当たり、領事館職員又は司法長官は、少なくとも外国人の次の要素につき考慮する。

(I) 年齢

(II) 健康

(III) 家族の状況

(IV) 資産、資源及び金融状況

(V) 教育及び技能

(ii) (i)の規定に基づく要素に加え、領事館職員又は司法長官は、この [(4)] 号の規定

(8) 中川 前掲注(3)

(9) 連邦法は、「深刻な態様の人身取引 (severe forms of trafficking in persons)」を、商業的性行為、非自発的苦役、奴隷状態、日雇労働、債務拘束等に関連するものとして定義する (22 U.S.C. § 7102(11). 本稿に訳出)。

(10) 公共負担 (public charge) とは、政府の公的扶助 (所得維持のための現金給付、補足的栄養支援、住宅支援等) に依存し、経済的に自立できない者をいう。中川かおり「【アメリカ】公共負担に関する国土安全保障省の移民国籍法施行規則」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.10-13. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480100_po_02830105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>

に基づく除外の目的で、第 213A 条⁽¹¹⁾の規定に基づく支援のための宣誓供述書⁽¹²⁾も考慮に入れることができる。

(C) 家族が身元引受人となる移民 第 201 条 b 項 (2)⁽¹³⁾ 又は第 203 条 a 項⁽¹⁴⁾の規定に従って発行される査証の数に基づき、入国許可又は在留資格の変更を求める外国人は、次のいずれかに該当するのではない限り、この [(4)] 号の規定に基づき入国不許可とされる。

(i) 外国人が次のいずれかを取得するとき。

(I) 第 204 条⁽¹⁵⁾a 項 (1)(A) の (ii)、(iii) 又は (iv) の規定に基づく合衆国市民の配偶者又は子としての在留資格

(II) 第 204 条 a 項 (1)(B) の (ii) 又は (iii) の規定に基づく種別

(III) VAWA⁽¹⁶⁾ 自己申請者としての種別又は在留資格

(ii) 外国人の入国許可を申請する者（及び第 213A 条 f 項の規定に基づき要求される追加の身元引受人又はこの条の (5)(B) の規定に基づき許容される別の身元引受人）が、その外国人に関して第 213A 条の規定に記述する支援の供述書を執行すること。

(D) (略)

(E) 資格のある外国人被害者のための特別規則 (A)、(B) 及び (C) の規定は、次の外国人には適用されてはならない。

(i) VAWA 自己申請者

(ii) この編の第 1101 条 a 項 (15)(U)⁽¹⁷⁾ の規定に基づく非移民の在留資格を申請し、又は付与される者

(iii) (略)

(5) ~ (10) (略)

(b) ~ (c) (略)

(d)(1) ~ (12) (略)

(13)

(A) 国土安全保障長官は、第 101 条 a 項 (15)(T)⁽¹⁸⁾ の規定に定める非移民に関して入国不許可事由が存在するか否かを判断する。ただし、a 項 (4) の規定に定める入国不許可事由がその非移民に対して適用されてはならない場合を除く。

(B) この条に基づいて入手できる他の免除に加えて、第 101 条 a 項 (15)(T) の規定に定め

(11) 8 U.S.C. § 1183a. 身元引受人による支援の宣誓供述書の要件に関する規定。

(12) 事実に関する任意になされた供述で、書面化され、しかも、宣誓又は確約によって真実であることが担保されたもの。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, p.33.

(13) 8 U.S.C. § 1151(b)(2). 査証発行数に制限のない移民に関する規定。

(14) 8 U.S.C. § 1153(a). 家族による身元引受がある場合の査証の優先割当てに関する規定。

(15) 8 U.S.C. § 1154. 在留資格の付与のための手続に関する規定。

(16) 女性暴力対策法 (Violence Against Women Act) の頭文字。1994 年女性暴力対策法 (Violence Against Women Act (VAWA) of 1994, P.L.103-322, Title IV. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-108/pdf/STATUTE-108-Pg1796.pdf>>) は、家庭内暴力等による外国人被害者が、その加害者に移民法上の在留資格が結び付けられていると、被害者は暴力等による虐待から自由になれないとの認識に基づき、被害者が加害者の下から逃れ、加害者の関知なしに、又は同意なしに、自ら永住権の申請を行うことができる手続を策定した。これを VAWA 自己申請と呼ぶ。American Immigration Council, “Violence Against Women Act (VAWA) Provides Protections for Immigrant Women and Victims of Crime,” November 2019. <<https://www.americanimmigrationcouncil.org/research/violence-against-women-act-vawa-immigration>>

(17) 8 U.S.C. § 1101(a)(15)(U). 本稿に訳出。U 査証に関する規定。

(18) 8 U.S.C. § 1101(a)(15)(T). 本稿に訳出。T 査証に関する規定。

る非移民の場合に、国土安全保障長官がそうすることが国益にかなうと思料するときは、国土安全保障長官は、司法長官の⁽¹⁹⁾裁量により、次の条項の適用を免除することができる。

(i) a 項 (1)⁽²⁰⁾

(ii) a 項の規定に基づき外国人が入国不許可とされる活動が、第 101 条 a 項 (15)(T)(i)(I) に定める被害者化⁽²¹⁾に起因し、又は付随する場合に、その a 項の他の規定（ただし、(3)⁽²²⁾、(4)⁽²³⁾、(10)(C)⁽²⁴⁾ 及び (10)(E)⁽²⁵⁾ の規定を除く。）

(14) 国土安全保障長官は、第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に定める非移民について入国不許可事由が存在するか否かを判断する。第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に定める非移民の場合に、国土安全保障長官がそうすることが公益又は国益にかなうと思料するときは、国土安全保障長官は、司法長官の⁽²⁶⁾裁量により、a 項の規定（ただし、(3)(E)⁽²⁷⁾ の規定を除く。）の適用を免除することができる。

(e) ~ (t) (略)

第 1182a 条 ~ 1182c 条 削除

第 1182d 条 ~ 第 1183a 条 (略)

第 1184 条 非移民の入国許可 (抄)

(a) ~ (n) (略)

(o) 人身取引により有罪とされる非移民⁽²⁸⁾

(1) 外国人が（2000 年人身取引被害者保護法⁽²⁹⁾ 第 103 条に定める）深刻な態様の人身取引行為を行ったと信ずる実質的な理由がある場合には、その者は第 101 条 a 項 (15)(T)⁽³⁰⁾ の規定に基づき合衆国への入国を許可されてはならない。

(2) 第 101 条 a 項 (15)(T) の規定に基づき 1 会計年度に査証を発行され、又は他の非移民の在留資格を付与される外国人の総数は、5,000 人を超えてはならない。

(19) 原文には「司法長官」とあるが、おそらく「国土安全保障長官」とであるとされる。Lexis Advance 2020. 入国管理を行う部署は、以前は司法省の下にあったが、2002 年に国土安全保障省の下に移された。

(20) 8 U.S.C. § 1182(a)(1). 健康関連の事由につき、入国不許可とする規定。例えば、伝染病に罹患する者、薬物乱用者は入国不許可とされる。

(21) 「被害者化」とは、人身取引の被害者が、加害者により支配され、逃れることができない状況をいい、その中で被害者は様々な強要を受ける。被害者が加害者から強要される行為としては、売春のほか、不法入国、薬物使用等の犯罪がある。これにより有罪判決等を受けると、被害者は様々な公的扶助から排除される。「被害者化」の直接の結果として行うよう強要される犯罪については、被害者の責任を問うべきではないとされる。中川 前掲注 (7), pp.30-31.

(22) 8 U.S.C. § 1182(a)(3). 安全保障関連の事由につき、入国不許可とする規定。

(23) 8 U.S.C. § 1182(a)(4). 本稿に訳出。公共負担とされる者につき、入国不許可とする規定。

(24) 8 U.S.C. § 1182(a)(10)(C). 国際児童誘拐につき、入国不許可とする規定。

(25) 8 U.S.C. § 1182(a)(10)(E). 租税を回避するために市民権を放棄した元合衆国国民につき、入国不許可とする規定。

(26) 原文には「司法長官」とあるが、おそらく「国土安全保障長官」とであるとされる。Lexis Advance 2020.

(27) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(E). ナチスの迫害、ジェノサイド、拷問行為の遂行等に加担する者につき、入国不許可とする規定。

(28) § 1184(o) の見出しは、原文 (Nonimmigrants guilty of trafficking in persons) のままとしたが、人身取引の加害者に関する規定は、(o)(1) の規定のみであり、他は人身取引被害者に対する在留資格の付与について定める規定である。非移民については、§ 1101(a)(15) 及び前掲注 (1) 参照。

(29) 中川 前掲注 (3)

(30) 前掲注 (18)

- (3) (2)の規定に基づく数量的制限は、主たる外国人のみに適用され、その配偶者、息子、娘、兄弟姉妹又は両親には適用されてはならない。
- (4) 第101条a項(15)(T)(i)の規定に基づき在留資格を付与された親に同伴し、又は後に合流することを求める未婚の外国人で、親がその在留資格を求めて申請する日に21歳未満であった者は、親の申請が提出された後でその申請が係属中に21歳に達した場合には、第101条a項(15)(T)(ii)の適用に当たっては依然として子と分類される。
- (5) 第101条a項(15)(T)(i)の規定に定める外国人は、その(i)の規定に基づく外国人の在留資格の申請を提出した後でその申請が係属中に21歳に達した場合には、依然としてその(ii)(I)に定める外国人として扱われる。
- (6) 外国人について第101条a項(15)(T)(i)(III)(aa)の規定に基づく判断を行うに当たっては、(2000年人身取引被害者保護法⁽³¹⁾第103条に定める)深刻な態様の人身取引が関係すると思われる誘拐、強姦、奴隷状態又は他の強制労働に関する犯罪の捜査又は訴追における合理的な支援要請にその者が従うとする州及び地方の法執行職員の陳述書を考慮に入れる。
- (7)
- (A) (B)の規定に定める場合を除き、第101条a項(15)(T)の規定に基づき査証を発行され、又は他の非移民としての在留資格を付与される外国人は、4年を超えてその在留資格を付与されてはならない。
- (B) 第101条a項(15)(T)の規定に基づき査証を発行され、又は他の非移民としての在留資格を付与される外国人は、次のいずれかに該当する場合には、(A)に定める期間を超えて在留資格を保持する期間を延長することができる。
- (i) 人身取引に関係する行為を捜査し、又は訴追する連邦、州若しくは地方の法執行職員、検察官若しくは判事又は他の機関が、当該外国人の合衆国への滞在を、その捜査又は訴追を支援するために必要であると証明する⁽³²⁾場合
- (ii) 外国人が第245条第1項⁽³³⁾の規定に基づき救済を受ける資格があるが、その規定を実施するための規則が未発行であるためにその救済を受けられない場合
- (iii) 国土安全保障長官が、例外的な状況のために当該非移民としての在留資格の期間の延長が正当化されると判断する場合
- (C) 第101条a項(15)(T)の規定に基づく非移民の在留資格は、第245条1項の規定に基づく在留資格の調整のための申請が係属する間、延長される。
- (p) 合衆国法典第8編第1101条a項(15)(U)⁽³⁴⁾の査証に適用可能な要件
- (1) 第101条a項(15)(U)の査証のための申請手続 第101条a項(15)(U)(i)の規定に基づき外国人が提出する申請には、第101条a項(15)(U)(iii)の規定に定める犯罪行為を捜査する連邦、州若しくは地方の法執行職員、検察官若しくは判事又は他の連邦、州若しくは地方の機関の証明書を添付する。この証明書は、その証明書を提供する権限が、移民関連規定違反に関する情報に限定されていない市民権移民局の職員によっても提供されることができる。この証明書は、外国人が、第101条a項(15)(U)(iii)の規定に定める犯罪行為の捜

(31) 中川 前掲注(3)

(32) 原文は“or certifies (又は証明する)”とあるが、“or”を削除して訳出した。

(33) 8 U.S.C. § 1255(I). 本稿に訳出。T 査証の在留資格の永住権への変更に関する規定。

(34) 前掲注(17)

査又は訴追において、「過去に有用であり、現在有用であり、又は将来有用になることが予測される」ことを陳述する。

(2) 数量的制限

(A) 第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に基づき 1 会計年度に査証を発行され、又は他の非移民の在留資格を付与される外国人の数は、1 万人を超えてはならない。

(B) (A) の規定に基づく数量的制限は、第 101 条 a 項 (15)(U)(i) の規定に定める主たる外国人のみに適用され、その外国人の配偶者、子又は外国人児童の場合にはその両親には適用されてはならない。

(3) 「U」非移民査証に関する司法長官の責務 a 項 (15)(U) の規定に定める非移民の外国人に関して、次のことを行う。

(A) 司法長官及び他の政府職員は、必要に応じ、外国人に対し、合衆国に滞在する間に得られる選択肢及び入手できる資源について、助言する非政府組織を紹介する。

(B) 司法長官は、この [(p)] 項の規定に基づき合法的な一時滞在の在留資格にある間の外国人に対し、就労資格を付与する。

(4) 考慮される信頼できる証拠 この [(p)] 項の規定に基づき提出される申請を処理するにあたり、領事館職員又は司法長官は、必要に応じ、申請に対する信頼できる証拠を考慮する。

(5) 非排他的な救済 この [(p)] 項は、第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に基づく在留資格を付与される資格のある外国人が、その者が付与される資格のある他の移民関連の給付又は留資格を求める権能を制限しない。

(6) 在留資格の期間 第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に基づき、非移民としての在留資格を外国人に付与する期間は、4 年以下とするが、第 101 条 a 項 (15)(U)(iii) の規定に定める犯罪行為を捜査し、又は訴追する連邦、州若しくは地方の法執行職員、検察官若しくは判事又は他の連邦、州若しくは地方の機関からの、当該外国人の合衆国への滞在が、その犯罪行為の捜査又は訴追の支援のために求められるという証明書を受けて延長される。国土安全保障長官は、期間の延長が例外的状況のために正当化されると判断する場合には、この条により付与される 4 年の期間を超えて、第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に基づき非移民としての在留資格の期間を外国人に付与することができる。当該外国人の非移民としての在留資格は、外国人が第 245 条 m 項⁽³⁵⁾ の規定に基づき救済を受ける資格があるが、その規定を実施する規則が未発行であるために救済を得ることができない場合に、第 245 条 m 項の規定に基づく在留資格の変更の申請が係属する間、この条の規定に基づき 4 年を超えて延長される。長官は、第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に基づき非移民としての在留資格のための申請が係属し、誠実に申請を提出する外国人に就労許可を付与することができる。

(7) 年齢判断

(A) 子 第 101 条 a 項 (15)(U)(i) の規定に基づき在留資格を付与された親に同伴し、又は後に合流することを求める未婚の外国人で、親がその在留資格を求めて申請する日に 21 歳未満であった者は、親の申請が提出された後でその申請が係属中に 21 歳に達した場合には、第 101 条 a 項 (15)(U)(ii) の規定の適用に当たっては依然として子と分類される。

(35) 8 U.S.C. § 1255(m). 本稿に訳出。U 査証の在留資格の永住権への変更に関する規定。

(B) 主たる外国人 第 101 条 a 項 (15)(U)(i) の規定に定める 1 外国人は、その (i) の規定に基づく外国人の在留資格の申請を提出した後でその申請が係属中に 21 歳に達した場合には、依然としてその条の (ii)(l) の規定に定める外国人として扱われる。

(q) ~ (r) (略)

第 1184a 条 ~ 1189 条 (略)

検査、検出、調査、除外及び退去

第 1221 条 ~ 第 1226a 条 (略)

第 1227 条 退去強制可能な外国人

(a) 退去強制可能な外国人の種別 合衆国に滞在し、入国許可を受けた外国人（外国人の乗務員を含む。）は、当該外国人が次の 1 以上の退去強制可能な外国人の種別に該当する場合には、司法長官の命令を受けて退去強制される。

(1) 入国又は在留資格の変更の時点で入国不許可であるか、又は在留資格に違反する者

(A) ~ (H) (略)

(2) 刑事犯罪

(A) ~ (E) (略)

(F) 人身取引 第 212 条 a 項 (2)(H)⁽³⁶⁾ の規定に定める外国人は、退去強制可能とされる。

(3) ~ (7) (略)

(b) ~ (c) (略)

(d) 行政的停止

(1) 国土安全保障長官が、合衆国に滞在する外国人のために提出される第 101 条 a 項 (15) の (T) 又は (U) の規定に基づく非移民の在留資格の申請が、承認のための一応有利な件として成立すると判断する場合には、長官は、次のいずれかの時まで、第 241 条 c 項 (2)⁽³⁷⁾ の規定に基づく退去強制の最終命令の行政的停止を外国人に認めることができる。

(A) 当該 (T) 又は (U) の規定に基づき当該非移民の在留資格のための申請が承認される時

(B) 行政上の不服申立てを尽くした後に、当該非移民の在留資格のための申請が、最終的に行政により拒否される時

(2) この [(d)] 項の規定に基づく退去強制の行政的停止のための申請の拒否は、合衆国の移民関連法の他の規定に基づき、退去強制の停止、措置の延期又は退去強制手続の継続若しくは一時停止のために外国人が申請することを妨げてはならない。

(3) 退去強制の行政的停止が有効とされるいかなる期間においても、外国人は退去強制されてはならない。

(4) この [(d)] 項は、これに定めるのではない退去強制の停止を付与する国土安全保障長官又は司法長官の権限を制限するよう解釈されてはならない。

第 1228 条 ~ 第 1229a 条 (略)

第 1229b 条 退去強制の撤回：在留資格の変更 (抄)

(36) 8 U.S.C. § 1182(a)(2)(H). 本稿に訳出。深刻な人身取引の加害者の入国不許可に関する規定。

(37) 8 U.S.C. § 1231(c)(2). 本稿に訳出。退去強制の停止に関する規定。

- (a) 一定の永住権者のための退去強制の撤回 司法長官は、合衆国に入国不許可とされ、又は退去強制可能とされる外国人について、当該外国人が次の全てを満たす場合には、退去強制を撤回することができる。
- (1) 5年以上にわたり、永住権のために合法的に入国を許可されている⁽³⁸⁾外国人であること。
 - (2) いずれかの在留資格により入国を許可されてから継続して7年間、合衆国に居住すること。
 - (3) 加重重罪による有罪判決を受けていないこと。
- (b) 一定の非永住権者のための退去強制の撤回及び在留資格の変更
- (1) 一般規定 司法長官は、合衆国に入国不許可とされ、又は退去強制可能とされる外国人について、当該外国人が次の全てを満たす場合には、退去強制を撤回し、及び永住権のために合法的に入国を許可される在留資格に変更することができる。
 - (A) 申請の日に先立つ10年以上継続して合衆国に物理的に滞在していること。
 - (B) 当該期間において道徳的品性⁽³⁹⁾を保つこと。
 - (C) (5)⁽⁴⁰⁾の規定に従い、第212条a項(2)⁽⁴¹⁾、第237条a項(2)⁽⁴²⁾又は第237条a項(3)⁽⁴³⁾の規定に基づく犯罪により有罪判決を受けていないこと。
 - (D) 外国人の退去強制が、当該外国人の合衆国市民である、又は永住権のために合法的に入国を許可される配偶者、親又は子に対し、例外的で、普通でない極度の困難を被らせる結果となることを証明すること。
 - (2)～(5) (略)
 - (6) 人身取引被害者の親族
 - (A) 一般規定 法執行職員による書面の請求を受けて、国土安全保障長官は、人身取引被害者保護法第107条c項(3)(A)⁽⁴⁴⁾の規定に基づき継続的な滞在〔資格〕を付与される外国人の親族である外国人を、当該親族が次のいずれかに該当する場合には、第212条d項(5)⁽⁴⁵⁾の規定に基づき臨時入国許可⁽⁴⁶⁾にすることができる。
 - (i) 法執行機関が、当該の継続的な滞在〔資格〕のために申請する日において、次に該

(38) 「永住権のために合法的に入国を許可される (lawfully admitted for permanent residence)」とは、移民法に従って移民として合衆国に永久的に居住する特権を合法的に付与される在留資格をいう。8 U.S.C. § 1101(a)(20).

(39) good moral character. 道徳的品性を欠くとされる行為として、飲酒、売春、薬物取引、賭博、ジェノサイド等が9項目にわたり列挙される。もっとも、いずれにも該当しない場合にも、道徳的品性に欠けると認定され得る。8 U.S.C. § 1101(f).

(40) 家庭内暴力における免除の適用に関する規定。

(41) 8 U.S.C. § 1182(a)(2). 犯罪及び関連する事由による入国不許可に関する規定。

(42) 8 U.S.C. § 1227(a)(2). 退去強制事由として、薬物犯罪、一定の火器犯罪、家庭内暴力犯罪、ストーキング犯罪、児童に対する犯罪等を定める規定。

(43) 8 U.S.C. § 1227(a)(3). 退去強制事由として、外国人登録の失敗、入国許可文書の偽造、市民権の虚偽主張、テロ行為等を定める規定。

(44) 22 U.S.C. § 7105(c)(3)(A). 本稿に訳出。国土安全保障長官が、人身取引被害者に継続的な滞在〔資格〕を許可する権限についての規定。

(45) 8 U.S.C. § 1182(d)(5). 緊急の人道的事由等に関わる非移民の入国につき、事件ごとに条件を定めて、臨時入国許可を行う司法長官の裁量につき定める規定。

(46) 緊急の人道的事由又は重大な公益に関わる事由がある場合に、国土安全保障長官の裁量により、入国又は滞在を許可されるものをいう。査証等は公式な入国許可であるのに対し、臨時入国許可はそうではない。American Immigration Council, "The Use of Parole Under Immigration Law," January 2018. <https://www.americanimmigrationcouncil.org/sites/default/files/research/the_use_of_parole_under_immigration_law.pdf>

当すること。

(I) 21歳未満の継続的な滞在〔資格〕を付与される外国人の場合には、当該外国人の配偶者、子、親又は18歳未満の未婚の兄弟姉妹

(II) 21歳以上の継続的な滞在〔資格〕を付与される外国人の場合には、当該外国人の配偶者又は子

(ii) 請求する法執行機関の職員が、必要に応じ、国土安全保障長官と協議の上、年齢にかかわらず、外国人が深刻な態様の人身取引から逃亡すること又は法執行機関と協力することの結果として、報復を受ける現在の危険を有すると判断する、当該外国人の親又は兄弟姉妹

(B) 臨時入国許可の期間

(i) 一般規定 長官は、(A)の規定に基づき付与される臨時入国許可の期間を、第101条a項(15)(T)(ii)の規定に基づき主たる外国人が提出する申請の最終的裁定まで延長することができる。

(ii) 期間に対する他の制限 (i)の規定に定める申請が提出されない場合には、(A)の規定に基づき付与される臨時入国許可は、次のいずれか遅い方まで延長することができる。

(I) 主たる外国人が、人身取引被害者保護法第107条c項(3)(A)の規定に基づき合衆国に滞在する主たる外国人の資格が終了する日

(II) 合衆国法典第18編第1595条⁽⁴⁷⁾の規定に基づき主たる外国人により提起される民事訴訟が終結する日

(iii) 相当の注意⁽⁴⁸⁾ (A)の(i)又は(ii)の規定に定める外国人に代わって査証の申請を提出するに当たり、又は、(司法長官と協議の上での国土安全保障長官の判断に従い、) (ii)(II)の規定に定める民事訴訟を提起するに当たり、主たる外国人が相当の注意を払わない場合には、臨時入国許可が撤回され得る。

(C) 他の制限 親族が、次のいずれかに該当する場合には、この〔b〕項の規定に基づき臨時入国許可を付与されてはならない。

(i) 人身取引被害者保護法第107条c項(3)(A)の規定に基づき合衆国に滞在を許可される外国人の人身取引に、親族が故意に加担したと、国土安全保障長官又は司法長官が信じる理由がある場合

(ii) 親族が、第212条a項の(2)⁽⁴⁹⁾又は(3)⁽⁵⁰⁾の規定に定める外国人又は第237条a項の(2)⁽⁵¹⁾又は(4)⁽⁵²⁾の規定に定める外国人である場合

(c)～(e) (略)

第1229c条～第1230条 (略)

(47) 被害者が加害者に対し、損害賠償及び弁護士費用を求めて民事訴訟を提起できることを定める規定。解説及び翻訳は、中川 前掲注(7), pp.30, 47.

(48) それぞれの状況が要求する適度の注意。通常程度に慎重な人が当該状況において払うであろう程度の注意。田中ほか編 前掲注(12), p.280.

(49) 前掲注(41)

(50) 前掲注(22)

(51) 前掲注(42)

(52) 8 U.S.C. § 1227(a)(4). 退去強制事由として、スパイ行為、テロ行為、合衆国の外交に悪影響を与える行為等を定める規定。

第 1231 条 出国を命じられた外国人の収容及び退去強制

(a) ~ (b) (略)

(c) 入国審査場に到着する外国人の退去強制

(1) (略)

(2) 退去強制の停止

(A) 一般規定 司法長官は、次のいずれかの判断を行う場合には、この [(c)] 項の規定に基づき外国人の退去強制を停止することができる。

(i) 即座の退去強制は、実行可能でもなく、適切でもないこと。

(ii) 外国人が連邦法又はいずれかの州法の違反のために人の訴追において証言する必要があること。

(B) 収容費用の支払 (A)(ii) の規定に基づき退去強制の停止のために外国人が収容される期間において、司法長官は「移民帰化局一給与及び手当」に配分される歳出から、次のものを支払うことができる。

(i) 外国人の生活費

(ii) 1日当たり1ドル⁽⁵³⁾の証人料金

(C) 停止の間の釈放 司法長官は、(A)(ii) の規定に基づき退去強制が停止される外国人を、次の全てを満たす場合に釈放することができる。

(i) 司法長官に承認される外国人による安全担保のための保証金として、500ドル以上の供出

(ii) 証人として求められる場合には、又は退去強制のために、当該外国人が出頭するという条件

(iii) 司法長官が定めることができる他の条件

(3) (略)

(d) ~ (i) (略)

第 1232 条 児童の人身取引と戦う取組の向上

(a) 合衆国の国境及び入国審査場における児童の人身取引との戦い

(1) 政策及び手続 合衆国が人身取引を阻止する取組を向上させるために、国土安全保障長官が、国務長官、司法長官及び保健福祉長官と共に、合衆国に滞在する同伴者のいない外国人児童を国籍国又は直近の居住国に安全に送還することを保障する政策及び手続を策定する。

(2) 隣接国からの児童のための特別規則

(A) 判断 合衆国の隣接国の国籍を有する、又はこれに居住する同伴者のいない外国人児童は、国土安全保障長官が事例ごとに次の全てを満たすと判断する場合には、(B) の定めに従い処遇される。

(i) 当該児童が、深刻な態様の人身取引の被害者ではなく、その国籍国又は直近の居住国への帰還に当たり、人身取引されるリスクがあると信じる証拠がないこと。

(ii) 信頼するに足る迫害のおそれのために、当該児童がその国籍国又は直近の居住国に帰還することをおそれることがないこと。

(53) 1ドルは約104円。報告省令レート（令和3年2月分）

- (iii) 当該児童が、その合衆国への入国許可申請を取り下げる独立した判断を行うことができること。
- (B) 帰還 入国審査職員が、合衆国の国境又は入国審査場において (A) の規定に定める同伴者のいない外国人児童を発見し、当該児童が移民国籍法⁽⁵⁴⁾の規定に基づき入国不許可とされると判断する場合には、次のいずれもを行うことができる。
- (i) 移民国籍法第 235 条 a 項 (4)⁽⁵⁵⁾ の規定に従う児童の入国許可申請を、その児童が取り下げることを許可すること。
- (ii) 当該児童をその国籍国又は直近の居住国に帰還させること。
- (C) 隣接国との協定 国務長官は、合衆国と合衆国の隣接国との間で、児童の送還に関する協定を結ぶ。当該協定は、児童を深刻な態様の人身取引から保護することを目的とし、最低限、次の事項を定める。
- (i) 児童は、可能な場合には受入国政府の児童福祉職員を含む、適切な職員又は公務員に対して戻されるのでなければ、その国籍国又は直近の居住国に帰還させられてはならない。
- (ii) 児童は、合理的な業務時間外に、その国籍国又は直近の居住国に帰還させられてはならない。
- (iii) 協定の当事国の国境職員は、当該協定の定めに従い訓練される。
- (3) 他の児童のための規則 合衆国の国境又は入国審査場で確保される (2)(A) の規定に該当しない同伴者のいない外国人児童の監護は、b 項の規定に従い処遇される。
- (4) スクリーニング (2)(A) の規定に該当すると信じられる児童の確保から 48 時間以内で、かつ、いかなる場合にも、その児童の国籍国又は直近の居住国への帰還に先立って、児童が (2)(A) の規定の基準を満たすかどうかを判断するために審査を行う。児童が基準を満たさない場合又は確保から 48 時間内に何らの判断も行われなない場合には、児童は直ちに保健福祉長官に移管され、b 項の規定に従って処遇される。この [(a)] 項の規定は、児童のより早期の移管を排除するように解釈されてはならない。
- (5) 児童の安全な送還の保障
- (A) 送還パイロット事業 児童を人身取引及び搾取から保護するために、国務長官は、保健福祉長官及び国土安全保障長官並びに非政府組織並びに他の国内外の機関及び専門家と共に、同伴者のいない外国人児童の国籍国又は直近の居住国への安全で、持続可能な送還及び再統合を、家族、法定後見人又は他の身元引受機関への配置を含めて保障するためのベストプラクティスを作成し、実施するために、パイロット事業を策定する。
- (B) 国の状況評価 国土安全保障長官は、同伴者のいない外国人児童を特定の国に送還するかどうかを評価するに当たり、国務省の人権の慣行に関する国別報告書⁽⁵⁶⁾及び人

(54) Immigration and Nationality Act. 1952年に制定され、改正を重ねて現在に至る。多くの条は、「合衆国法典第8編 外国人及び国籍」にある。“Immigration and Nationality Act,” 2019.10.7. U.S. Citizenship and Immigration Services, Department of Homeland Security website <<https://www.uscis.gov/legal-resources/immigration-and-nationality-act>>

(55) 8 U.S.C. § 1225(a)(4). 入国許可申請をする外国人に、司法長官の裁量において、いつでも、申請を撤回し、合衆国から直ちに出發することを認める規定。

(56) 国務長官は、合衆国が経済開発支援を行う国に作成を義務付ける人権状況の報告書を、毎年2月に連邦議会に送付する。22 U.S.C. § 2151n(d). また、国務長官は、他の省庁と協力し、合衆国が安全保障上の支援を提供する候補国の人権状況に関する報告書を作成し、各会計年度に連邦議会に提出する。22 U.S.C. § 2304(b).

身取引報告書⁽⁵⁷⁾を参照する。

(C) 同伴者のいない外国人児童の送還に関する報告書 法律の制定の日〔2008年12月23日〕から18か月以内に1度及びその後は年に1度、国務長官及び保健福祉長官は、国土安全保障長官の支援を得て、同伴者のいない外国人児童の送還プログラムを改善するための取組について、上下両院の司法委員会に報告書を提出する。その報告書には、次の事項を含む。

(i) 合衆国から退去強制を命じられる同伴者のいない外国人児童の数及び実際に退去強制させられる児童の数

(ii) 当該児童の国籍、年齢及び性別に関する説明

(iii) 合衆国から児童を退去強制させるために用いられる政策及び手続について、並びに(A)の規定に従い創設される送還パイロット事業の説明を含め、その児童を国籍国又は先の居住国に安全に及び人道的に送還することを保障するために講じられる措置についての説明

(iv) 当該児童が申請したが、却下された移民救済の種類説明

(v) (2)の規定に従う国と地方の状況評価において集められる情報

(vi) 2002年国土安全保障法⁽⁵⁸⁾第462条b項(1)(J)⁽⁵⁹⁾の規定に定める同伴者のいない外国人児童についての統計情報及び他のデータ

(D) 退去強制手続の執行 国土安全保障省による退去強制が求められる同伴者のいない外国人児童は、a項(2)の規定に基づき例外とされる隣接国からの同伴者のいない外国人児童を除き、次のとおりとする。

(i) 移民国籍法第240条⁽⁶⁰⁾の規定に基づく退去強制手続を執行されること。

(ii) 児童に費用を負担させることなく、同法第240B条⁽⁶¹⁾の規定に基づく救済を受ける資格が認められること。

(iii) c項(5)の規定に従う弁護士へのアクセスを提供されること。

(b) 合衆国における児童の人身取引及び搾取との戦い

(1) 同伴者のいない外国人児童のケア及び監護 2002年国土安全保障法第462条⁽⁶²⁾と合致し、及びa項に別に定める場合を除き、全ての同伴者のいない外国人児童のケアと監護は、必要に応じ、収容の責任を含め、保健福祉長官の責任とされる。

(2) 通知 連邦政府の省庁は、次の事項が生じてから48時間内に、保健福祉長官に通知を行う。

(A) 同伴者のいない外国人児童の確保又は発見

(B) その省庁の監護の下にある外国人が18歳未満であるとの主張又は疑い

(57) 国務長官は、毎年、諸外国の人身取引の現状及び対策について人身取引報告書を作成し、連邦議会に提出するとともに、公表する。22 U.S.C. § 7106. 人身取引報告書は、合衆国を含む世界各国につき、人身取引への取組の程度に従い、高く評価する方から、第1層、第2層、特別監視リスト、第3層の4層のいずれかに位置付ける。22 U.S.C. § 7107.

(58) Homeland Security Act of 2002, P.L.107-296. <<https://www.congress.gov/107/plaws/publ296/PLAW-107publ296.pdf>>

(59) 6 U.S.C. § 279(b)(1)(J). 保健福祉省難民再定住室長が責任を有する同伴者のいない児童につき、統計情報及び他のデータを維持することを定める規定。

(60) 8 U.S.C. § 1229a. 退去強制手続について定める規定。

(61) 8 U.S.C. § 1229c. 自発的な出国について定める規定。

(62) 6 U.S.C. § 279. 同伴者のいない児童の保護手続につき定める規定。

(3) 同伴者のいない外国人児童の移管 同伴者のいない外国人児童を監護する連邦政府の省庁は、例外的な状況の場合を除き、当該児童を同伴者のいない外国人児童と判断してから 72 時間以内に、その児童の監護を保健福祉長官に移管する。

(4) 年齢判断 保健福祉長官は、国土安全保障長官と協議の上、外国人の年齢を迅速に判断する手続を作成し、国土安全保障長官及び保健福祉長官が、この手続をそれぞれの監護下にある児童に適用する。少なくとも、この手続は、複数の形態の証拠を考慮するものでなければならず、そこには、同伴者のいない外国人の年齢を判断するための排他的でない X 線の利用が含まれる。

(c) 児童の安全で確実な配置

(1) 政策及びプログラム 保健福祉長官、国土安全保障長官、司法長官及び国務長官は、証人保護プログラムにおけるベストプラクティスを反映する政策及びプログラムを含め、合衆国に滞在する同伴者のいない外国人児童が、彼らを被害者とし、又は児童を犯罪的で、有害で若しくは搾取的な行為に従事させようとする人身取引加害者及び他の者から保護されることを保障する政策及びプログラムを策定する。

(2) 安全で確実な配置

(A) 保健福祉省が監護する未成年者 2002 年国土安全保障法第 462 条 b 項 (2) ⁽⁶³⁾ に従い、保健福祉長官の監護の下にある同伴者のいない外国人児童は、児童の最善の利益にかなう、制限が最低限である状況に迅速に配置される。その配置に際し、長官は、児童自身への危険、コミュニティへの危険及び逃亡のリスクを考慮することができる。人身取引被害者児童の配置については、ケアを提供する適切な家族がない場合には、移民国籍法第 412 条 d 項 ⁽⁶⁴⁾ の規定に従う、同伴者のいない難民未成年者のプログラムへの配置を含むことができる。児童は、自身若しくは他者を危険にさらすかどうか又は犯罪を行ったとして起訴されているかどうかを判断することなしに、保護施設に配置されてはならない。保護施設への児童の配置は、長官が定める手続に従い、その配置が正当化されるかどうかを判断するために、少なくとも月に 1 度以上再審査される。

(B) 保健福祉省から国土安全保障省に移管される外国人 (A) の規定に定める未成年者が 18 歳に達し、国土安全保障長官の監護の下に移管される場合には、長官は、外国人の自身への危険、コミュニティへの危険及び逃亡のリスクを考慮した後に、制限が最低限である状況に配置することを考慮する。当該外国人は、個人若しくは組織の身元引受人又は監督付きグループ・ホームへの外国人の配置を含め、外国人の監督の必要性に基づく一連の代替策を利用し、収容代替プログラムに参加する資格を有する。

(3) 安全と適合性の評価

(A) 一般規定 (B) の規定の要求に従い、同伴者のいない外国人児童は、保健福祉長官が、提案された監護人が児童の身体的及び精神的に良好な状態を提供する能力があると判断するのでなければ、個人又は団体に委託されてはならない。この判断には、少なくとも、監護人の身元の確認及び、もしあれば、児童との関係の確認並びに人 [当該監護人] が児童に潜在的リスクを生じさせるような行為に関与しないことの独立した事実認定を含む。

(63) 6 U.S.C. § 279(b)(2). 保健福祉省難民再定住室長が、同伴者のいない外国人児童の処遇につき、少年司法専門家等と協議すべきことを定める規定。

(64) 8 U.S.C. § 1522(d). 難民児童への支援につき定める規定。

- (B) 家庭調査 児童を人に委託する前に、保健福祉長官は、家庭調査が最初に必要かどうかを決定する。家庭調査は、深刻な態様の人身取引の被害者である児童、(1990年障害のあるアメリカ人法⁽⁶⁵⁾第3条⁽⁶⁶⁾の規定に定める) 特別のニーズを有する障害児、児童の健康若しくは福祉が深刻に損なわれ、若しくは脅威にさらされることを暗示する状況の下で身体的虐待若しくは性的虐待の被害者とされる児童又は児童のために提案される身元引受人が全ての利用できる客観的な証拠に基づいて児童への虐待⁽⁶⁷⁾、不当な扱い⁽⁶⁸⁾、搾取若しくは人身取引のリスクを明確に示す児童のために行われる。保健福祉長官は、退去強制手続が係属する間、既に家庭調査が行われた児童に対するフォローアップ・サービスを行い、かつ、社会福祉機関による継続的な支援から恩恵を受けることができる精神保健又は他のニーズを有する児童に関する事件につき、フォローアップ・サービスを行う権限を有する。
- (C) 情報へのアクセス 国土安全保障長官は、保健福祉長官からの請求を受理してから2週間以内に、適切な連邦、州及び地方の法執行機関並びに移民データベースから、適合性評価を行うために必要な情報を提供する。
- (4) 法的オリエンテーションの提示 保健福祉長官は、移民審判執行局⁽⁶⁹⁾が管理する法的オリエンテーション・プログラム⁽⁷⁰⁾を通じて提供される法的オリエンテーションの提示を監護人が受けることを保障するために、同局と協力する。その提示は、少なくとも、全ての移民手続に対する児童の出頭を保障し、及び不当な扱い、搾取及び人身取引からの児童の保護に努める監護人の責任について説明する。
- (5) 弁護士へのアクセス 保健福祉長官は、現在又は過去に長官又は国土安全保障長官の監護の下にあり、かつ、(a)(2)(A)の規定に該当しない、全ての同伴者のいない外国人児童が、法的な手続又は事項につき代理され、及び彼らを不当な扱い、搾取及び人身取引から保護する弁護士を有することを、実行可能な最大限において、かつ移民国籍法第292条⁽⁷¹⁾と合致して保障する。保健福祉長官は、実行可能な最大限において、この児童に無償で代理を提供することに同意する無料公益 [pro bono] 弁護士のサービスを利用するために全ての取組を行う。
- (6) 児童代理人 [Child advocates]
- (A) 一般規定 保健福祉長官は、人身取引被害者の児童及び他の同伴者のいない脆弱な外国人児童のための独立した児童代理人を指名する権限を有する。児童代理人は、児童

(65) Americans with Disabilities Act of 1990, P.L.101-336. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-104/pdf/STATUTE-104-Pg327.pdf>>

(66) 42 U.S.C. § 12102(2). 主たる生活活動及び主たる身体障害について定める規定。

(67) abuse. 児童に対して行われるほとんどの深刻な傷害を含む。“Definitions of Child Abuse and Maltreatment.” Office of Children and Family Services, New York State website <<https://ocfs.ny.gov/main/cps/critical.asp>>

(68) maltreatment. 児童に責任を負う人から児童が受ける養育の質をいう。食料、衣類、教育等の提供が不十分である場合や、親が麻薬や飲酒により十分な養育を行えない場合はこれに当たる。 *ibid.*

(69) Executive Office for Immigration Review. 在留資格の申請を、公正、迅速かつ統一的に裁定し、全米で移民関連法規の解釈及び運営を統一的に行う。また、司法長官の付託を受けて、移民審判所、移民控訴審判所等の運営を行う。“About the Office,” August 14, 2018. Department of Justice website <<https://www.justice.gov/eoir/about-office>>

(70) Legal Orientation Program. 包括的な移民審判手続の説明及び他の法的情報の提供のためのプログラムで、移民審判執行局の管理下で、非営利組織により行われる。“Legal Orientation Program,” July 24, 2020. Department of Justice website <<https://www.justice.gov/eoir/legal-orientation-program>>

(71) 8 U.S.C. § 1362. 退去強制の審判を受ける者が弁護士を付与される特権に関する規定。

の最善の利益を効果的に代理するために必要な資料へのアクセスを認められる。児童代理人は、児童代理人としてのサービスを提供する過程で、児童から受領した情報又は意見について、いかなる手続においても、証言又は証拠の提出を強制されてはならない。児童代理人は、誠実に職務を遂行すると推定され、この規定に定める義務の合法的遂行のための民事責任から免責される。

(B) 児童代理人の指名

(i) 当初施設 2013年女性暴力再授權法⁽⁷²⁾の制定の日〔2013年3月7日〕から2年以内に、保健福祉長官は、人身取引被害者である児童及び同伴者のいない脆弱な外国人児童のための独立した児童代理人を提供する3つの新しい移民収容施設において、児童代理人を指名する。

(ii) 追加施設 2013年女性暴力再授權法の制定の日〔2013年3月7日〕から3年以内に、長官は、更に追加する3つ以内の移民収容施設において、児童代理人を指名する。

(iii) 施設の選択 この〔B〕規定に基づき設立される児童代理人プログラムが行われる施設は、移民監護の下に50人を超える児童を収容する移民収容施設に配置され、及び次の場所を優先して、順次選択される。

(I) 同伴者のいない外国人児童の数が最も多い場所

(II) 同伴者のいない児童のうち最も脆弱な集団がいる場所

(C) 制限

(i) 行政支出 児童代理人プログラムは、行政支出のためのこの条の規定に基づき受領される連邦基金の10%以下を用いる。

(ii) 非排他性 この条は、この条に規定する児童代理人プログラムを実施するために、他の資源に対して申請を行い、又は資金を受給するこの条に基づくプログラムの権能を制限するよう解釈されてはならない。

(iii) 資金の拠出 この条の規定に基づき選択される児童代理人プログラムは、この条の規定に基づく児童代理人プログラムにより受領される連邦資金総額の25%以上の額において、直接に又は現物拠出により、児童代理人プログラムの費用のために非連邦資金を拠出する。現物拠出は、(iii)の規定に基づくマッチング拠出要求額の40%以下とする。

(D) 連邦議会への年次報告書 2013年女性暴力再授權法の制定の日〔2013年3月7日〕から1年以内に1度及びその後は年に1度、保健福祉長官が、人身取引被害者及び同伴者のいない脆弱な外国人児童のための独立する児童代理人の指名を授權するために、長官により行われる活動を説明する報告書を上下両院の司法委員会に提出する。

(E) 児童代理人プログラムの評価

(i) 一般規定 2013年女性暴力再授權法の制定の日〔2013年3月7日〕の後実行可能な限り迅速に、会計検査院長は、保健福祉長官により運営される児童代理人プログラムの有効性についての調査を行う。

(ii) 調査されるべき事項 (i)の規定に基づき要求される調査において、会計検査院長

(72) Violence Against Women Reauthorization Act of 2013, P.L.113-4. <<https://www.congress.gov/113/plaws/publ4/PLAW-113publ4.pdf>>

は、次の事項につき情報を収集し、分析を行う。

- (I) 人身取引被害者及び他の同伴者のいない脆弱な外国人児童のための成果を改善することにおいて、既存の児童代理人プログラムの有効性の分析
 - (II) (B)の規定に従う新しい施設における児童代理人プログラムの実施の評価
 - (III) 資格のある人身取引被害者及び他の同伴者のいない脆弱な外国人児童が児童代理人サービスを受ける程度の評価及びプログラムへの参加増加による予算に及ぼし得る影響に関する評価
 - (IV) 人身取引被害者及び他の同伴者のいない脆弱な外国人児童のための成果を改善するに当たり障害となるものの評価
 - (V) (I)から(IV)までの規定に基づき分析される事項に関係する児童代理人プログラムを改善するための法改正の勧告
- (iii) 会計検査院の報告書 この法律の制定の日 [2013年3月7日] から3年以内に、合衆国会計検査院長は、この [(E)] 規定に基づき要求される調査の結果を次の委員会に提出する。
- (I) 上院司法委員会
 - (II) 上院保健・教育・労働・年金委員会
 - (III) 下院司法委員会
 - (IV) 下院教育・労働力委員会
- (F) 歳出授權 保健福祉長官は、この [(c)] 項を実施するために次の歳出を授權する。
- (i) 2014 会計年度及び 2015 会計年度の各会計年度に 100 万ドル
 - (ii) 2018 会計年度から 2021 会計年度までの各会計年度に 200 万ドル
- (d) 一定のリスクに直面する児童の恒久的保護
- (1) 削除
 - (2) 迅速な裁定 移民国籍法第 101 条 a 項 (27)(J) ⁽⁷³⁾ の規定に基づき特別移民としての在留資格を申請する全ての者は、申請が提出される日から 180 日以内に国土安全保障長官により裁定される。
 - (3) 削除
 - (4) 支援を受ける資格
 - (A) 一般規定 移民国籍法第 101 条 a 項 (27)(J) の規定に基づき特別移民の在留資格を付与される児童が、扶養命令がその児童に付与された時点で保健福祉長官の監護の下にある場合、その扶養命令が付与された時点で 1980 年難民教育支援法 ⁽⁷⁴⁾ 第 501 条 a 項 ⁽⁷⁵⁾ の規定に従ってサービスを受ける場合又は移民国籍法第 101 条 a 項 (15)(U) ⁽⁷⁶⁾ の規定に基づき在留資格を付与される場合には、次のいずれか早い方まで、移民国籍法第 412 条 d 項 ⁽⁷⁷⁾ の規定に基づき配置及びサービスを受ける資格があるとされる。

(73) 8 U.S.C. § 1101(a)(27)(J). 合衆国内の少年審判所に依拠する児童であって、虐待、ネグレクト等の理由により両親と再統合させることが適当ではない児童に、特別移民児童としての在留資格を付与する規定。

(74) Refugee Education Assistance Act of 1980, P.L.96-422. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-94/pdf/STATUTE-94-Pg1799.pdf>>

(75) 8 U.S.C. § 1522(a). 難民の自立に向けた支援につき定める規定。

(76) 前掲注 (17)

(77) 前掲注 (64)

- (i) 児童が移民国籍法第 412 条 d 項 (2)(B)⁽⁷⁸⁾ の規定に指定される年齢に到達する日
 - (ii) 児童が恒久的に養子縁組⁽⁷⁹⁾ される家に配置される日
- (B) 州への償還 歳出の割当てを条件として、州の里親制度⁽⁸⁰⁾ 基金が、(A) の規定に定められず、かつ移民国籍法第 101 条 a 項 (27)(J) の規定に基づき特別移民としての在留資格又は移民国籍法第 101 条 a 項 (15)(U) の規定に基づき在留資格を付与される児童のために支出される場合には、連邦政府は、州による当該支出を受けて児童が居住する州に対し償還をする。
- (5) 親代わりに行為する州裁判所 親代わりに行為する州の省庁又は合衆国内にある州裁判所若しくは少年審判所により指定される個人又は団体は、この条又は 2002 年国土安全保障法第 462 条⁽⁸¹⁾ の適用に当たっては、法定代理人と考えられてはならない。
- (6) 経過措置 法律の他の規定に関わらず、(1) の規定により改正される移民国籍法第 101 条 a 項 (27)(J) の規定に定める外国人は、外国人がその在留資格を求めて申請する日において児童である場合には、年齢に基づいて、この法律⁽⁸²⁾ の制定の日 [2008 年 12 月 23 日] の後にその規定に基づき特別移民としての在留資格を拒否されてはならない。
- (7) 削除
- (8) 同伴者のいない外国人児童の特別なニーズ 同伴者のいない外国人児童が主たる申請者である庇護⁽⁸³⁾ 及び他の形態の退去強制からの救済の申請は、同伴者のいない外国人児童の特別なニーズを考慮に入れ、同伴者のいない外国人児童事件を扱う手続的側面及び実質的側面の両方に対処する規則により統制される。
- (e) 訓練 国務長官、国土安全保障長官、保健福祉長官及び司法長官は、同伴者のいない外国人児童と実質的な接触を行う全ての連邦職員に対し、及び要求に応じて、州及び地方の職員に対して、専門的な訓練を提供する。この職員は、深刻な態様の人身取引の被害者である児童を特定すること及び a 項 (2) の規定に定める児童を含む、庇護又は特別移民救済が適切とされることができ児童を特定することを含め、同伴者のいない外国人児童と働くための訓練を受ける。
- (f) 削除
- (g) 同伴者のいない外国人児童の定義 この条の適用に当たっては、「同伴者のいない外国人児童」の文言は、2002 年国土安全保障法第 462 条⁽⁸⁴⁾ g 項の規定により付与される意味に従う。
- (h) 発効日 この条において、次のとおりとする。
- (1) この法律の制定の日 [2008 年 12 月 23 日] から 90 日が経過する日に発効する。

(78) 8 U.S.C. § 1522(d)(2)(B). 難民児童に対する支援を 18 歳までと定める規定。

(79) 養子縁組の場合、縁組した親（養親）が児童の法的な親となる。児童は、養親の下に恒久的に留まることが予定される。

(80) 様々な理由により、自らの家族の下で養育されない児童を、一定の期間、里親の家庭が預かる制度。法的には、児童の親は従前のままで、里親ではないとされる点で、養子縁組（adoption）と異なる。

(81) 前掲注 (62)

(82) William Wilberforce Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2008, P.L.110-457. <<https://www.congress.gov/110/plaws/publ457/PLAW-110publ457.pdf>>

(83) 庇護とは、①合衆国法典第 8 編第 1101 条 a 項 (42) の規定に定める難民（refugee）の定義を満たし、②既に合衆国に到着し、③入国審査場で入国を申請する者に認められ得る在留資格をいう。“Refugees and Asylum,” 2015.12.11. U.S. Citizenship and Immigration Services, Department of Homeland Security website <<https://www.uscis.gov/humanitarian/refugees-and-asylum>>

(84) 6 U.S.C. § 279(g). 同伴者のいない児童の保護手続につき、定義を定める規定。

- (2) この法律の制定の日に、国土安全保障省若しくは移民審判執行局⁽⁸⁵⁾において又は関連する行政的若しくは連邦の上訴において手続が係属する、合衆国に滞在する全ての外国人に適用される。
- (i) 補助金及び契約 保健福祉長官は、この条及び2002年国土安全保障法第462条⁽⁸⁶⁾の実施のために、ボランティア機関に補助金を交付し、及び契約関係に入ることができる。

在留資格の変更及び修整

第1251条～第1254b条 (略)

第1255条 非移民の在留資格から、永住権のために入国を許可される者の在留資格への変更 (抄)

(a)～(k) (略)

(l) 人身取引の被害者のための在留資格の変更

- (1) 国土安全保障長官の意見により、又は(C)(i)に該当する場合には、司法長官と協議の上での国土安全保障長官の意見により、必要に応じ、第101条a項(15)(T)⁽⁸⁷⁾(i)の規定に基づき合衆国に入国を許可される非移民が、次の全てを満たす場合に、国土安全保障長官は、当該外国人（及び当該外国人の配偶者、親、兄弟姉妹又は子として第101条a項(15)(T)(ii)の規定に基づき入国を許可される者）の在留資格を、永住権のために合法的に入国を許可される外国人の在留資格に変更することができる。
- (A) 第101条a項(15)(T)(i)の規定に基づき非移民として入国を許可された日から3年以上継続して合衆国に物理的に滞在する場合又は人身取引行為の捜査若しくは訴追の間、継続して合衆国に物理的に滞在しており、かつ、司法長官の意見によれば、捜査若しくは訴追が完了している場合のいずれか短い期間
- (B) (6)に従い、その期間において道徳的品性⁽⁸⁸⁾を保つこと。
- (C) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 当該期間に人身取引行為の捜査又は訴追への合理的な支援要請に従うこと。
- (ii) 当該外国人が合衆国からの退去強制により、普通でない深刻な傷害を含む極度の困難を被ることが予測されること。
- (iii) 第101条a項(15)(T)の規定に基づき当該外国人が救済を受ける資格がある被害者とされた時点で、18歳未満であること。
- (2) 第212条⁽⁸⁹⁾の規定に基づき免除されない理由により合衆国に入国を許可できないものの、第101条a項(15)(T)の規定に基づき入国を許可される外国人に対しては、(1)の規定は適用されない。ただし、国土安全保障長官がそうすることが国益にかなうと思料する場合には、国土安全保障長官は、司法長官⁽⁹⁰⁾の裁量により、次の条項の適用を免除するこ

(85) 前掲注(69)

(86) 前掲注(62)

(87) 前掲注(18)

(88) 前掲注(39)

(89) 8 U.S.C. § 1182. 入国不許可の外国人について定める規定。

(90) 原文は「司法長官」とあるが、おそらく「[国土安全保障]長官」とであるとされる。Lexis Advance 2020.

とができる⁽⁹¹⁾。

(A) 第 212 条 a 項の (1)⁽⁹²⁾ 及び (4)⁽⁹³⁾

(B) この [第 212 条] の規定に基づき外国人が入国不許可とされる活動が、第 101 条 a 項 (15)(T)(i)(I) の規定に定める被害者化⁽⁹⁴⁾ に起因し、又は付随する場合には、当該 [第 212] 条の他の規定 (ただし、(3)⁽⁹⁵⁾、(10)(C)⁽⁹⁶⁾ 及び (10)(E)⁽⁹⁷⁾ の規定を除く。)

(3) 外国人が連続する 90 日間を超えて又は期間の総計で 180 日間を超えて、合衆国を離れる場合には、外国人は (1)(A) の規定に基づく継続的な物理的滞在の要件を欠くと考慮される。ただし、次の場合を除く。

(A) 合衆国を離れることが、(1)(A) の規定に定める捜査又は訴追を支援するために必要である場合

(B) 捜査又は訴追に関係する職員が、合衆国を離れることが、別に正当化されると証明する場合

(4)

(A) 1 会計年度において (1) の規定に基づき在留資格を変更され得る外国人の総計は、5,000 人を超えてはならない。

(B) (A) の規定に基づく数量的制限は、主たる外国人のみに適用され、その外国人の配偶者、息子、娘、兄弟姉妹又は両親には適用されない。

(5) (1) の規定に基づく在留資格の変更の承認に当たり、国土安全保障長官は、その承認の日付において、外国人の永住権のための合法的な入国許可を記録する。

(6) (1)(B) の規定の適用に当たっては、国土安全保障長官は、外国人の道徳的品性⁽⁹⁸⁾ についての不適格性が、第 101 条 a 項 (15)(T)(i)(I) の規定に定める人身取引に起因し、又は付随する場合には、その不適格性についての考慮を免除することができる。

(7) 国土安全保障長官は、1994 年女性暴力禁止法⁽⁹⁹⁾ の規定に基づく自己申請者⁽¹⁰⁰⁾ のための在留資格の変更の最終裁定による救済のため、並びに第 101 条 a 項 (15)(T)、第 101 条 a 項 (15)(U)、第 106 条⁽¹⁰¹⁾、第 240A 条 b 項 (2)⁽¹⁰²⁾ 及び第 244 条 a 項 (3)⁽¹⁰³⁾ (いずれも、

(91) 入国不許可事由が存在する場合には、ここにあるように、法律上は免除が必須である。しかし、2020 年 2 月 24 日に施行された国土安全保障省の新しい規則は、アメリカにおける不法滞在の主な理由が被害者化にあることを証明する場合には、不法滞在からの人身取引被害者の例外 (22 U.S.C. § 1182(a)(9)(B)(iii)) の不適用とし、国土安全保障長官による入国不許可の免除は不要となった。中川 前掲注 (10); Erin Quinn and Sally Kinoshita, "An Overview of Public Charge and Benefits," [March 26, 2020.] Immigrant Legal Resource Center website <https://www.ilrc.org/sites/default/files/resources/overview_of_public_charge_and_benefits-march2020-v3.pdf>

(92) 前掲注 (20)

(93) 前掲注 (23)

(94) 前掲注 (21)

(95) 前掲注 (22)

(96) 前掲注 (24)

(97) 前掲注 (25)

(98) 前掲注 (39)

(99) Violence Against Women Act (VAWA) of 1994, *op.cit.*(16)

(100) 前掲注 (16)

(101) 8 U.S.C. § 1105a. 一定の非移民の暴行を受ける配偶者に対して就労許可を定める規定。

(102) 8 U.S.C. § 1229b(b)(2). 一定の非永住権者のための退去強制の撤回及び在留資格の変更につき、暴行を受けた配偶者又は児童のための特別規則を定める規定。

(103) 8 U.S.C. § 1254a (a)(3). 退去強制手続等の各段階で、外国人にその内容を通知することを定める規定。

1997年3月31日時点)並びに以前の合衆国法典第8編第1254条a項(3)⁽¹⁰⁴⁾の規定に基づく救済のために、申請を提出することに関する料金の免除の申請を外国人に許可する。

(m) 女性に対する犯罪⁽¹⁰⁵⁾の被害者のための在留資格の変更

(1) 国土安全保障長官は、積極的な証拠に基づき、外国人が合理的な理由なく犯罪の捜査又は訴追の支援を拒否していると判断する場合を除き、第101条a項(15)(U)の規定に基づき合衆国に入国を許可される当該外国人の在留資格(又は別に付与される非移民としての在留資格)を、当該外国人が第212条a項(3)(E)⁽¹⁰⁶⁾に該当しない場合であって、次の全てを満たすときに、永住権のために合法的に入国を許可される外国人の在留資格に変更することができる。

(A) 外国人が第101条a項(15)(U)の(i)又は(ii)の規定に基づき非移民として入国を許可される日から3年以上継続して合衆国に物理的に滞在すること。

(B) 国土安全保障長官の意見により、外国人の合衆国における継続的な滞在[資格]が、家族の統合を保障するという人道的根拠又は他の公共の利益に基づいて正当化されること。

(2) 外国人が連続する90日間を超えて又は期間の総計で180日間を超えて、合衆国を離れる場合には、外国人は(1)(A)の規定に基づく継続的な物理的滞在の要件を欠くと考えられる。ただし、合衆国を離れることが捜査若しくは訴追を支援するためである場合又は捜査若しくは訴追に関係する職員が、合衆国を離れることが、別に正当化されると証明する場合を除く。

(3) 第101条a項(15)(U)(i)の規定に定める外国人の(1)の規定に基づく在留資格の変更の承認に当たり、国土安全保障長官が、極度の困難を回避するために在留資格又は査証の発行が必要であると考える場合には、第101条a項(15)(U)(ii)の規定に基づいて非移民査証を交付されない配偶者、子又は外国人児童の場合にはその親の在留資格を変更し、又は移民査証を発行することができる。

(4) (1)又は(3)の規定に基づく在留資格の変更の承認に当たり、国土安全保障長官は、その承認の日付において、外国人の永住権のための合法的な入国許可を記録する。

(5)

(A) 第101条a項(15)(U)(iii)の規定に定める犯罪行為を捜査し、又は訴追する連邦法執行職員、連邦検察官、連邦判事又は連邦の機関に対する支援の提供を、外国人が合理的な理由なく拒否していることを積極的な証拠が示すかどうかを(1)の規定に基づき判断するに当たり、国土安全保障長官は、必要に応じ、司法長官と協議の上、行う。

(B) 第101条a項(15)(U)(iii)の規定に定める犯罪行為を捜査し、又は訴追する州若しくは地方の法執行職員、州若しくは地方の検察官、州若しくは地方の判事又は他の州若しくは地方の機関に対する支援の提供を、外国人が合理的な理由なく拒否していることを、積極的な証拠が示すかどうかを判断するに当たり、(1)(B)の規定が、[国土安全保障]長官が司法長官と協議することを阻止するものとして解釈されてはならない。

(104) 現在は廃止されている。

(105) この項が対象とする犯罪は、8 U.S.C. § 1101(a)(15)(U)(iii) (本稿に訳出)に列挙するもので、必ずしも女性に対する犯罪に限られるものではないが、原文どおりに訳出した。

(106) 前掲注(27)

第 1255a 条～ 1260 条 (略)

第 22 編 外交関係及び交渉

第 78 章 人身取引被害者の保護

第 7101 条 目的及び事実認定⁽¹⁰⁷⁾ (略)

第 7102 条 定義

この章〔第 78 章 人身取引被害者の保護〕における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅迫 「法律又は法的手続の濫用又は濫用の脅迫」とは、人にある行為をさせ、又はある行為を止めさせるためにその者に圧力をかけることを目的として、行政的、民事的又は刑事的であるかを問わず、法律が意図しない方法により、又は目的のために行われる法律又は法的手続の利用又は利用の脅迫をいう。
- (2) 関係する連邦議会の委員会 「関係する連邦議会の委員会」とは、上院の外交委員会及び司法委員会並びに下院の外交委員会及び司法委員会をいう。
- (3) 威圧 「威圧」とは、次のいずれかをいう。
 - (A) 人に対する深刻な傷害又は身体拘束の脅迫
 - (B) 人がある行為を行わないことで、いかなる者に対する深刻な傷害又は身体拘束に帰結するとその人に信じさせることを意図する計画、プラン又は企画
 - (C) 法的手続の濫用又は濫用の脅迫
- (4) 商業的の性行為 「商業的の性行為」とは、人によりそのために何らかの価値が提供され、又は受領される性行為をいう。
- (5) 具体的な行為 「具体的な行為」とは、ある国の政府が人身取引根絶のために最低基準を満たすために強化される取組を示す行為をいい、次のものを含む。
 - (A) 採られる執行活動
 - (B) 積極的に進められる捜査
 - (C) 行われる訴追
 - (D) 得られる有罪判決
 - (E) 提供される訓練
 - (F) 積極的に進められるプログラム及びパートナーシップ
 - (G) 深刻な態様の人身取引を阻止する取組。これには、人身取引のサバイバーがコミュニティに参与し、及び政策形成を行い、外国からの移民に参与し、職業あっ旋手数料を終わらせ、並びに他の同様の取組に関係する、特に脆弱な人的集団の脆弱性を減らすプログラムを含む。
 - (H) 移民へのサービス及び損害填補を含む、提供される被害者サービス
 - (I) (A) から (H) までに記述される行為に対して政府が約束する金額
- (6) 信頼できる情報 (略)
- (7) 債務拘束 「債務拘束」とは、役務の価値が合理的に見積もられて債務の清算に充てられ

(107) 2000 年の制定時から改正なし。中川 前掲注 (3), pp.25-27 に、第 102 条として訳出した。

ていない場合又は役務の期間及び性質がそれぞれに限定されておらず、かつ制限されていない場合の、債務の担保としての債務者の役務又は債務者の監督下にある人の役務の約束から生ずる債務者の状態又は状況をいう。

- (8) 非自発的苦役 「非自発的苦役」とは、次のいずれかを利用して誘導される苦役の状況を含む。
- (A) 人がその状況に入らない、又は継続しないことにより、その人又は他の者が深刻な傷害又は身体拘束を受けるとその人に信じさせることを意図する計画、プラン又は企画
- (B) 法的手続の濫用又は濫用の脅迫
- (9) 人身取引の根絶のための最低基準 (略)
- (10) 人道目的でなく、貿易関連でない対外援助 (略)
- (11) 深刻な態様の人身取引 「深刻な態様の人身取引」とは、次のいずれかをいう。
- (A) 商業的性行為が暴行、詐欺若しくは威圧により誘導される場合又はその行為を行うよう誘導される人が18歳未満である場合の性目的の人身取引
- (B) 非自発的苦役、奴隷的労働、債務拘束又は奴隷状態に服させる目的で暴行、詐欺又は威圧により行われる、労働又は役務のための人の募集、隠匿、輸送、提供又は収受
- (12) 性目的の人身取引 「性目的の人身取引」とは、商業的性行為の目的で他者を募集し、隠匿し、輸送し、提供し、収受し、顧客となり、又は誘うことをいう。
- (13) 州 「州」とは、合衆国の各州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、合衆国バージン諸島、グアム、アメリカ領サモア及び北マリアナ諸島準州並びに合衆国の領域及び占有地をいう。
- (14) タスクフォース 「タスクフォース」とは、第105条⁽¹⁰⁸⁾に基づき設置される人身取引監視対処省庁横断タスクフォースをいう。
- (15) 合衆国 「合衆国」とは、合衆国の50の州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州、バージン諸島、アメリカ領サモア、グアム及び北マリアナ諸島準州並びに合衆国の領域及び占有地をいう。
- (16) 深刻な態様の人身取引の被害者 「深刻な態様の人身取引の被害者」とは、第9項⁽¹⁰⁹⁾に規定する行為又は慣行に服する者をいう。
- (17) 人身取引の被害者 「人身取引の被害者」とは、第9項⁽¹¹⁰⁾又は第10項⁽¹¹¹⁾に規定する行為又は慣行に服する者をいう。

第7103条 人身取引監視対処省庁横断タスクフォース (抄)

- (a) 設置 大統領は、人身取引監視対処省庁横断タスクフォースを設置する。
- (b) 任命 大統領は、タスクフォースの構成員を任命し、これには、國務長官、国際開発庁長官、司法長官、労働長官、保健福祉長官、国家情報長官、国防長官、国土安全保障長官、教育長官、商務長官、財務長官、合衆国通商代表その他大統領が指名することができる職員を含む。
- (c) 長 國務長官をタスクフォースの長とする。

(108) 22 U.S.C. § 7103. 本稿に訳出。人身取引監視対処省庁横断タスクフォースに関する規定。

(109) 原文は「第9項」とあるが、おそらく「第11項」とであるとされる。Lexis Advance 2020.

(110) 同上

(111) 原文は「第10項」とあるが、おそらく「第12項」とであるとされる。Lexis Advance 2020.

- (d) タスクフォースの活動 タスクフォースは次の活動を行う。
- (1) この章〔第 78 章 人身取引被害者の保護〕の実施を調整すること。
 - (2) 人身取引の阻止、保護及び人身取引の被害者への支援並びに人身取引の助長に公務員の汚職が果たす役割を含め、人身取引の加害者に対する訴追及び執行の領域において、合衆国及び他の国の進捗の度合いを測り、評価すること。タスクフォースは、第 110 条⁽¹¹²⁾に規定する報告書の準備において国務長官を支援する第一位の責任を負う。
 - (3) データを収集し、整理する省庁間手続を拡大すること。これには、国内の及び国際的な人身取引についての重要な研究及び資源の情報並びに連邦省庁による全米人身取引ホットラインからの事件の委託につき年次報告書を提供することを含む。この項に基づいて定めるデータ収集手続及び報告要求は、人身取引被害者の守秘義務を尊重する。
 - (4) 出身国、経由国及び目的国の間の協力を促進する取組を行うこと。この取組は、人身取引を阻止し、人身取引の加害者を訴追し、及び人身取引の被害者を支援する地方及び地域の能力を強化することを目的とし、並びに目的国と出身国の間の共同の取組を強化し、国籍を持たない人身取引の被害者の適切な再統合を支援するイニシアチブを含む。
 - (5) 全世界での人身取引における並びに女性及び児童の性的搾取における国際的「買春ツアー」産業の役割を調査すること。
 - (6) この章の目的を推進するために、他の組織の中でも、とりわけ政府及び非政府の組織と協議し、支援活動を行うこと並びに全ての関係する連邦政府機関が、そのウェブサイト、本省の事務所及び合衆国全土の現地事務所において、全米人身取引資源センター・ホットライン⁽¹¹³⁾を公表することを可能とするよう情報を配信するために合理的な取組を行うこと。
 - (7) 司法長官は、2004 年 5 月 1 日以前に 1 度及びその後は毎年、下院の歳入委員会、外交委員会、金融サービス委員会及び司法委員会並びに上院の財政委員会、外交委員会、銀行・住宅・都市問題委員会及び司法委員会に対して、この章の規定又はこの章により行われる改正を実施する連邦機関につき、少なくとも次の情報を含む報告書を提出すること。
 - (A) 先の会計年度に保健福祉長官、労働長官、司法長官、法律扶助機構理事会及び他の適切な連邦機関により資金を提供され、又は運営されるプログラム又は活動に関連して第 107 条⁽¹¹⁴⁾ b 項及び f 項に基づく給付又はサービスを受給した者の数
 - (B) 先の会計年度に第 107 条 c 項 (3)⁽¹¹⁵⁾ の規定に基づいて合衆国における継続的な滞在〔資格〕を許可された者の数、法執行機関による申請の受理から継続的な滞在〔資格〕の発行までの時間を含む、その条の規定に基づき提出される申請の裁定にかかる時間の平均値及び中央値並びに申請の安全で、適格な処理を保障しつつ、裁定及び処理にかかる時間を減ずるために講じられる措置の記述
 - (C) 先の会計年度に移民国籍法第 101 条 a 項 (15)(T)(i)⁽¹¹⁶⁾ 又は (U)(i)⁽¹¹⁷⁾ の規定に基づく

(112) 22 U.S.C. § 7107. 最低基準を満たすことができない政府に対する措置に関する規定。

(113) “National Human Trafficking Resource Center,” Homeland Security Library website <<https://www.hsdl.org/?abstract&did=758949>> このサイトに説明する全米人身取引資源センター (National Human Trafficking Resource Center) の内容が、この項の (3) や第 7105 条 b 項 (1)(B)(ii) にいう全米人身取引ホットライン (National Human Trafficking Hotline) とほぼ同じであるだけでなく、後者のホットラインへのリンクがある。

(114) 22 U.S.C. § 7105. 本稿に訳出。

(115) 22 U.S.C. § 7105(c)(3). 本稿に訳出。

(116) 8 U.S.C. § 1101(a)(15)(T)(i). 本稿に訳出。人身取引被害者である主たる外国人に T 査証を付与するための規定。

(117) 8 U.S.C. § 1101(a)(15)(U)(i). 本稿に訳出。犯罪被害者として虐待を受ける主たる外国人に U 査証を付与する

- 査証又は他の交付され得る在留資格を申請し、付与され、又は拒否された者の数
- (D) 先の会計年度に移民国籍法第 101 条 a 項 (15)(T)(ii)⁽¹¹⁸⁾ の規定に基づく査証又は他の在留資格を申請し、付与され、又は拒否された者の数であって、(ii) の (I)⁽¹¹⁹⁾、(II)⁽¹²⁰⁾ 及び (III)⁽¹²¹⁾ による内訳
- (E) T 査証の在留資格に関し、(D) に規定される個人に支払われる直接給付に費消される連邦資金の金額
- (F) 先の会計年度に移民国籍法第 101 条 a 項 (15)(U)(i) の規定に基づき査証又は在留資格を申請し、付与され、又は拒否された者の数
- (G) 申請の受理から査証及び就労許可の発行までにかかる時間を含め、(C) の規定に定める法規定に基づき提出される申請を裁定するためにかかる時間の平均値及び中央値
- (H) 申請の安全で、適格な処理を保障しつつ、裁定及び処理にかかる時間を減ずるために講じられた措置の記述
- (I) 先の会計年度に合衆国法典第 18 編第 1581 条⁽¹²²⁾、第 1583 条⁽¹²³⁾、第 1584 条⁽¹²⁴⁾、第 1589 条⁽¹²⁵⁾、第 1590 条⁽¹²⁶⁾、第 1591 条⁽¹²⁷⁾、第 1592 条⁽¹²⁸⁾ 又は第 1594 条⁽¹²⁹⁾ の一又は複数の条に基づき起訴され、又は有罪判決を受けた者の数及びそれぞれの者に対する量刑
- (J) 先の会計年度にこの法律の第 106 条⁽¹³⁰⁾ 及び第 107 条⁽¹³¹⁾ 又は 1961 年対外支援法第 134 条⁽¹³²⁾ の目的を達するために連邦機関により支給されたそれぞれの補助金の金額、受給者及び目的
- (K) 先の会計年度に第 107 条 c 項 (4) の規定に従い行われた訓練の内容
- (L) 2005 年人身取引被害者保護再授權法⁽¹³³⁾ 第 202 条⁽¹³⁴⁾ 及び第 204 条⁽¹³⁵⁾ の規定に基づくそれぞれの補助金の金額、受給者及び目的

ための規定。

- (118) 8 U.S.C. § 1101(a)(15)(T)(ii). 本稿に訳出。人身取引被害者である主たる外国人の一定範囲の家族に、派生的 T 査証を付与するための規定。
- (119) T 査証を付与される 21 歳未満の主たる外国人の一定の家族で、派生的 T 査証を受ける者。
- (120) T 査証を付与される 21 歳以上の主たる外国人の一定の家族で、派生的 T 査証を受ける者。
- (121) T 査証を付与される主たる外国人の一定の家族が、捜査への協力等により報復に直面する場合に、その家族の一定の家族で、派生的 T 査証を受ける者。
- (122) 奴隷的労働；執行妨害の処罰に関する規定。翻訳は、次の文献を参照。中川 前掲注 (7), p.41.
- (123) 奴隷状態への勧誘の処罰に関する規定。同上, pp.41-42.
- (124) 非自発的苦役を目的とする売却の処罰に関する規定。同上, p.42.
- (125) 強制労働の処罰に関する規定。同上, pp.42-43.
- (126) 奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を目的とする人身取引の処罰に関する規定。同上, p.43.
- (127) 児童の性的目的の人身取引又は暴行、詐欺若しくは威圧による性的目的の人身取引の処罰に関する規定。同上, pp.43-44.
- (128) 人身取引、奴隷的労働、奴隷状態、非自発的苦役又は強制労働を助長する文書に関する違法行為の処罰に関する規定。同上, pp.44-45.
- (129) 一般規定。上記の犯罪の未遂、共謀等の処罰に関する規定。同上, pp.46-47.
- (130) 22 U.S.C. § 7104. 人身取引の阻止に関する規定。
- (131) 前掲注 (114)
- (132) 22 U.S.C. § 2152d. 人身取引の根絶のための最低基準を満たすための外国への支援に関する規定。
- (133) Trafficking Victims Protection Reauthorization Act of 2005, P.L.109-164. <<https://www.congress.gov/109/plaws/publ164/PLAW-109publ164.pdf>>
- (134) 34 U.S.C. § 20702. 一定の人身取引対象となる者のための支援プログラムの作成、拡大及び強化のための補助金プログラムの設立に関する規定。
- (135) 34 U.S.C. § 20705. 人身取引対策のための州及び地方の取組の向上に関する規定。

(M)～(O) (略)

(P) 性目的及び労働目的の人身取引の両方を含む、深刻な態様の人身取引を特定するよう、適切な州、部族及び地方の政府及び法執行職員を訓練するために連邦機関が実施する活動

(Q) 連邦機関が州、部族及び地方の法執行職員と協力して、合衆国法典第 18 編第 1581 条、第 1583 条、第 1584 条、第 1589 条、第 1590 条、第 1591 条、第 1592 条、第 1594 条、第 2251 条⁽¹³⁶⁾、第 2251A 条⁽¹³⁷⁾、第 2421 条⁽¹³⁸⁾、第 2422 条⁽¹³⁹⁾ 及び第 2423 条⁽¹⁴⁰⁾ の規定に基づく犯罪又は同等の州犯罪を特定し、捜査し、及び訴追するために講ずる措置。これには、各会計年度につき、次の事項を含む。

(i) それぞれの犯罪のために特定された被害者の数、年齢、性別、出身国及び市民権

(ii) それぞれの犯罪のために起訴された個人の数及び有罪判決を受けた個人の数

(iii) 州犯罪のために訴追に付された個人の数。これには、商業的性行為の購入に関する犯罪を含む。

(iv) 第 107 条⁽¹⁴¹⁾ c 項 (3) の規定に基づき合衆国に継続的な滞在 [資格] を認められた被害者の数

(v) 移民国籍法第 101 条 a 項 (15) の (T)(i) 又は (U)(i) の規定に基づき査証を付与され、又は別に在留資格を付与された被害者の数

(vi) 合衆国法典第 18 編の規定に基づくそれぞれの犯罪の違反に関して損害填補を支払うよう裁判所命令により求められた個人の数、それぞれの命令に基づき支払を求められた損害填補の金額及び当該各命令に従い実際に支払われた金額

(vii) それぞれの犯罪に基づき有罪判決を受けた個人の年齢、性別、人種、出身国、市民権保持国及び犯罪における役割の説明

(viii) 合衆国法典第 18 編第 77 章 [奴隷的労働、奴隷状態及び人身取引] の規定に基づき出された有罪判決の数。被害者に関して行われた犯罪の形態別に集計されるもので、人身取引被害者を募集し、誘引し、蔵匿し、輸送し、提供し、收受し、広告し、維持し、顧客となり⁽¹⁴²⁾、又は誘うことを含む。

(R) 司法省及び保健福祉省により、国内の未成年の人身取引被害者の特別なニーズを満たすためにとられる行為。これには、f 項及び 2005 年人身取引被害者保護再授權法第 202 条 a 項に従い行われる行為及び被害者に資格のあるプログラムの効果的で効率的な利用を保障するために連邦省庁間の協力を強化するために講じられる措置を含む。

(S) 司法省が支援する人身取引タスクフォースが、人身取引の被害者への需要を減ずるために行う戦術及び戦略

(S)⁽¹⁴³⁾ 人身取引に関係するマネー・ロンダリングを削減するための合衆国の取組及び人

(136) 児童の性的搾取に関する規定。

(137) 児童の売却又は購入に関する規定。

(138) 売春等の目的で人を輸送することを処罰する規定。中川 前掲注 (7), p.49.

(139) 成人又は児童を売春等に従事することの強制又は誘引を処罰する規定。

(140) 児童の輸送を処罰する規定。中川 前掲注 (7), pp.50-51.

(141) 前掲注 (114)

(142) 「顧客となり、又は誘う」とは、買春を行う者を処罰するための文言である。18 U.S.C. § 1591. 中川 前掲注 (7), pp.28, 43.

(143) 原文は「(S)」とあるが、おそらく「(T)」であるとされる。Lexis Advance 2020.

身取引に関するマネー・ロンダリング事件の捜査、逮捕、起訴及び有罪判決の数

(e)～(g) (略)

第7103a条～第7104e条 (略)

第7105条 人身取引の被害者に対する保護及び支援

(a) (略)

(b) 合衆国内の被害者

(1) 支援

(A) 給付及びサービスを受ける資格 深刻な態様の人身取引の被害者である外国人又は移民国籍法第101条a項(15)(T)(ii)の規定に基づき非移民に分類される外国人は、1996年個人責任・労働機会調整法⁽¹⁴⁴⁾IV編の規定にかかわらず、移民国籍法第207条⁽¹⁴⁵⁾の規定に基づき難民として合衆国に入国許可される外国人と同一の範囲で、(B)に規定する職員又は機関により資金を提供され、又は管理される連邦又は州のプログラム又は活動により給付及びサービスを受ける資格がある。

(B) 給付及びサービスを拡大する要請

(i) 一般規定 (C)の規定に従い、及び権利性のないプログラム [nonentitlement program] の場合には歳出の割当てを条件として、保健福祉長官、労働長官、法律扶助機構理事会及び他の連邦機関の長は、合衆国内の深刻な態様の人身取引の被害者及び「移民国籍法」第101条a項(15)(T)(ii)の規定に基づき非移民に分類される外国人に対して、被害者の移民としての在留資格にかかわらず、給付及びサービスを拡大する。保健福祉長官によって資金が提供される権利性のないプログラムの場合には、その給付及びサービスには、潜在的な人身取引被害者が証明を得ることを支援するサービス及び深刻な態様の人身取引の被害者又は潜在的な人身取引の被害者に扶養される未成年の子を支援するサービスを含めることができる。

(ii) 全米人身取引ホットライン 2017会計年度の始め及びその後の各会計年度の始めに、保健福祉長官は、深刻な態様の人身取引の被害者が、サービス提供者と連絡を取ることを支援するための全米通信システムに対し、補助金を交付する。長官は、深刻な態様の人身取引の被害者に電話サービスを提供する経験を有する補助金申請者に優先権を与える。この(ii)に規定する全米人身取引ホットラインの番号は、全ての連邦の建物の目立つ場所に掲示される。

(C) 深刻な態様の人身取引の被害者の定義 この [b] 項の適用に当たっては、「深刻な態様の人身取引の被害者」の文言は次のいずれをも満たす者のみをいう。

(i) この法律の制定の日 [2000年10月28日] に有効な [2000年人身取引被害者保護法]⁽¹⁴⁶⁾ 第103条第8項⁽¹⁴⁷⁾に規定する行為又は慣行に服する者

(144) Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act of 1996, P.L.104-193, Title IV. <<https://www.congress.gov/104/plaws/publ193/PLAW-104publ193.pdf>> この法律は、合法的永住権者、庇護者、難民等の資格のある外国人以外には、原則として連邦の公的給付（公的年金、公的医療費、公的住居、教育、食料支援、失業給付等）を提供しないこととした。尾澤恵「米国における96年福祉改革とその後」『レファレンス』635号, 2003.12, pp.72-87. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999964_po_063506.pdf?contentNo=1>

(145) 8 U.S.C. § 1157. 難民の年間入国許可及び緊急事態にある難民の入国許可に関する規定。

(146) 中川 前掲注(3)

(147) 22 U.S.C. § 7102(11). 原文は「第8項」とあるが、おそらく「第11項」であるとされる。Lexis Advance 2020.

- (ii) 次のいずれかを満たす者
 - (I) 18歳未満の者
 - (II) (E)の規定に定める証明の対象となる者
- (D) 削除
- (E) 証明
 - (i) 一般規定 (ii)の規定に従い、(C)の規定に言及される証明は、司法長官及び国土安全保障長官との協議を経た保健福祉長官による、(C)(ii)(II)の規定に言及される者が次の全てを満たす証明とする。
 - (I) 深刻な態様の人身取引の捜査及び訴追を、全ての合理的な方法で進んで支援し、又は身体的若しくは精神的なトラウマのために要請に協力できないこと。
 - (II) 次のいずれかを満たす者
 - (aa) e項により追加される移民国籍法第101条a項(15)(T)により誠実に査証の申請をし、拒絶されていない者
 - (bb) 人身取引の加害者の訴追の目的を達成するために、司法長官及び国土安全保障長官により、継続的な滞在〔資格〕が保障される者
 - (ii) 有効期間 (C)の規定に言及される証明は、(i)(II)(bb)に規定する者に関しては、人身取引加害者の訴追を達成するためにその者の継続的な滞在〔資格〕が必要であると司法長官及び国土安全保障長官が判断する期間においてのみ有効とする。
 - (iii) 捜査及び訴追の定義 (E)に規定する証明の適用に当たっては、「捜査及び訴追」は次のものを含む。
 - (I) 深刻な態様の人身取引を行う者又は集団の特定
 - (II) その者の居所の特定及び逮捕
 - (III) その者に対する訴訟における証言
 - (IV) 証拠及び情報の要請への応答及び協力
 - (iv) 捜査への支援 (i)(I)の規定に定める捜査又は訴追への支援に関して(E)の規定に定める証明を行うにあたり、保健福祉長官は、深刻な態様の人身取引が関係していると見られる誘拐、強姦、奴隷状態又は他の強制労働の犯罪といった州及び地方の犯罪の捜査及び訴追に対して、(C)(ii)(II)の規定に言及する者があらゆる合理的な方法で積極的に支援を行ってきたとする州及び地方の法執行職員の陳述書を考慮に入れる。
- (F) 合衆国市民及び合法的永住権者のための公的証明の不請求 この条は、深刻な態様の人身取引の被害者である合衆国市民又は合法的永住権者に、この〔(b)〕項に規定する特別のサービス又は別に権利性のある連邦の給付及び保護へアクセスするために、保健福祉長官から公的証明を得ることを求めるよう解釈されてはならない。
- (G) 暫定支援を受ける児童の資格
 - (i) 決定 (G)の規定に基づき支援を求める(C)(ii)(I)に規定する児童が、深刻な態様の人身取引の対象とされた可能性があるという信頼できる情報を受け次第、保健福祉長官は、この〔(1)〕号の規定に基づき児童が暫定支援を受ける資格があるかを迅速に判断する。長官は、(i)の規定に基づき暫定資格の判断を行う排他的権限を有する。(i)の規定に基づく暫定資格の判断は、児童が深刻な態様の人身取引の被害者であるかどうかの独立の判断に影響を及ぼさない。

- (ii) 通知 保健福祉長官は、(i)の規定に基づく全ての暫定資格の判断の後、24時間以内に、司法長官及び国土安全保障長官に通知する。
 - (iii) 期間 この [(1)] 号に基づく支援は、(i)の規定に基づき資格があると判断される個人に90日間を上限として提供することができ、及び追加で30日間延長することができる。
 - (iv) 児童への長期的支援
 - (I) 資格の判断 (iii)の規定に基づく暫定支援のための期間の満了前に、保健福祉長官は、(i)に言及する児童がこの [(1)] 号の規定に基づき支援を受ける資格があるかどうかを判断する。
 - (II) 協議 (I)の規定に基づき判断を行うに当たり、[保健福祉]長官は、司法長官、国土安全保障長官及び深刻な態様の人身取引の被害者につき専門性を有する非政府組織と協議する。
 - (III) 有資格証明 [保健福祉]長官は、全体として見たときに、児童がこの [(1)] 号の規定に基づき支援を受ける資格があることを示唆すると長官が信じる情報を受領する場合には、長官は有資格証明を発行する。長官は、有資格証明を受ける条件として、法執行機関と協力するよう児童に求めてはならない。
 - (H) 暫定支援のための児童の通知 連邦、州又は地方の職員が、深刻な態様の人身取引の被害者である可能性のある18歳未満の者を見いだしてから24時間以内に、その職員は、保健福祉長官に対し、(G)の規定に基づく暫定支援の提供を進めるよう通知する。
- (2) 補助金
- (A) 一般規定 歳出の割当てを条件として、司法長官は、州、インディアン部族、各単位の地方政府⁽¹⁴⁸⁾及び非営利、非政府の被害者サービス組織に対して、トラウマ・インフォームド・ケア⁽¹⁴⁹⁾又は住宅の選択肢を提供するプログラムを含む、次のいずれかの人身取引の被害者に対する被害者サービス・プログラムを作成し、拡大し、又は強化するために、補助金を交付することができる。
 - (i) 次のいずれをも満たす者
 - (I) 12歳から24歳までの者
 - (II) ホームレス、里親⁽¹⁵⁰⁾の保護下にある者又は刑事司法制度に関係する者
 - (ii) 里親の保護下を離れる者
 - (iii) 十分なサービスを受けていない人的集団に属する女性又は女兒
 - (B) 補助金の配分 この [(2)] 号の規定に基づき入手できる補助金の金額から、次のとおり配分しなければならない。
 - (i) 調査、評価及び統計に3%
 - (ii) 訓練及び技術支援に5%。これには、サービス提供者の活動に対する脅迫又は報復

(148) 州政府より下にある行政組織の単位。州により層構造は異なるが、カウンティ (county)、市 (city)、町 (town) 等が、該当する単位である。

(149) trauma-informed care. 医師が、患者にトラウマによる症状が存在することを認識し、患者の生活にトラウマが及ぼす影響を考慮して行う治療をいう。“What is Trauma-Informed Care?,” University at Buffalo website <<http://socialwork.buffalo.edu/social-research/institutes-centers/institute-on-trauma-and-trauma-informed-care/what-is-trauma-informed-care.html>>

(150) 前掲注 (80)

からのその者の安全確保及び保護につき、能力及び専門性を向上させることを含む。

(iii) 管理及び運営に1%

(C) 連邦の負担の制限 この[(2)]号の規定に基づき支給される補助金への連邦の負担は、提出された申請に記載されるプロジェクトの総額の75%を超えてはならない。

(D) 優先権 法執行機関の捜査又はタスクフォースのためにのみ入手可能な、この[(2)]号に基づく補助金の受給者を選択するに当たり、司法長官は、次のことを述べる証明を提出する申請者に優先権を与えることができる。

(i) この[(2)]号に基づき提供される補助金は、次のとおりとする。

(I) 深刻な態様の人身取引の阻止を支援するために用いられること。

(II) あらゆる人身取引行為に従事する事業への加担から、故意に金銭的利益を上げる者を捜査し、及び訴追する取組を強化するために用いられること。

(III) 被害者化⁽¹⁵¹⁾の直接の結果である犯罪のために、人身取引の被害者を逮捕し、起訴し、又は訴追することを回避するための積極的な措置を講ずるために用いられること。

(IV) 人身取引の被害者に、シェルター又は回復[restorative]サービスへのアクセスの条件として、法執行職員との協力を要請するために用いられないこと。

(ii) 申請者は、この[(2)]号に基づき受給される補助金の期間よりも長期にわたり、人身取引対策法執行職員のために専用の資金を供する。

(c) 人身取引の被害者の規制 この法律[2000年人身取引被害者保護法]⁽¹⁵²⁾の制定の日[2000年10月28日]の後180日以内に、司法長官、国土安全保障長官及び国務長官は、法執行職員、移民担当職員及び国務省職員が次の業務を遂行するための規則を定める。

(1) 拘禁される期間の保護⁽¹⁵³⁾ 深刻な態様の人身取引の被害者は、連邦政府により拘禁される期間には、可能な限り次の状態に置かれる。

(A) 犯罪被害者としての在留資格にふさわしくない施設に拘禁されてはならないこと。

(B) 必要な医療及び他の支援を受けること。

(C) 被害者の安全が危険にさらされる場合又は人身取引の加害者により被害者が再捕捉されることで更に危害を加えられるおそれがある場合には、次の全ての保護が提供されること。

(i) 人身取引の対象とされた者及びその家族を、人身取引の加害者及びその仲間からの脅迫、報復の脅し及び報復自体から保護するために措置を講ずること。

(ii) 人身取引の対象とされた者及びその家族の氏名及び人物特定情報が公衆に開示されないよう保障すること。

(2) 情報へのアクセス⁽¹⁵⁴⁾ 深刻な態様の人身取引の被害者は、自らの権利及び通訳サービスについての情報へアクセスすることができる。実行可能な範囲で、深刻な態様の人身取引の被害者は、連邦が資金を供給する又は運営する深刻な態様の人身取引の被害者にサービスを提供する人身取引対策プログラムについての情報へアクセスすることができる。

(151) 前掲注(21)

(152) 中川 前掲注(3)

(153) 28 C.F.R. § 1100.31.

(154) 28 C.F.R. § 1100.33.

(3) 合衆国における継続的な滞在〔資格〕を許可する権限⁽¹⁵⁵⁾

(A) 人身取引の被害者

(i) 一般規定 連邦法執行職員が、外国人につき、深刻な態様の人身取引の被害者であり、かつ人身取引の潜在的な目撃者である可能性があるとして述べる申請を提出する場合には、国土安全保障長官は、その犯罪に責任を負う者の捜査及び訴追を促進するために、当該外国人に、合衆国に滞在することを許可することができる。

(ii) 安全 人身取引の容疑者を捜査し、訴追する一方で、(i)の規定にいう連邦法執行職員は、人身取引の対象とされた者及びその家族を、人身取引の加害者及びその仲間からの脅迫、報復の脅し及び報復自体から保護するために措置を講ずることを含め、人身取引被害者の安全を保護する合理的な取組を行うよう努める。

(iii) 継続的な滞在〔資格〕 長官は、合衆国法典第 18 編第 1595 条⁽¹⁵⁶⁾の規定に基づき民事訴訟を提起する(i)に規定する外国人に、当該訴訟が完了するまで合衆国に滞在することを認める。長官は、司法長官と協議の上、外国人が当該訴訟を遂行するための相当の注意⁽¹⁵⁷⁾を怠ったと判断するときは、外国人に合衆国での滞在を許可する命令を撤回することができる。

(iv) 不適用 (iii)の規定に関わらず、当該外国人が移民国籍法第 212 条 a 項の(2)(A)(i)(II)⁽¹⁵⁸⁾、(2)(B)⁽¹⁵⁹⁾、(2)(C)⁽¹⁶⁰⁾、(2)(E)⁽¹⁶¹⁾、(2)(H)⁽¹⁶²⁾、(2)(I)⁽¹⁶³⁾、(3)(A)(i)⁽¹⁶⁴⁾、(3)(A)(iii)⁽¹⁶⁵⁾、(3)(B)⁽¹⁶⁶⁾又は(3)(C)⁽¹⁶⁷⁾の規定に基づき入国不許可とされる場合には、(iii)の規定に定める主張に関連する行政的及び法的手続の終結の前に、その規定に定める外国人は退去強制され得る。

(B) 親族のための臨時入国許可 法執行職員は、移民国籍法第 240A 条 b 項(6)⁽¹⁶⁸⁾に従って、(A)(i)に規定する外国人の一定の親族の合衆国への臨時入国許可のために、国土安全保障長官に書面による請求を提出することができる。

(C) 州及び地方の法執行 国土安全保障長官は、司法長官と協議の上、次の全てを行う。

(i) 連邦の法執行機関と協力する州及び地方の法執行職員が、州又は地方で捜査し、又は訴追する事件において、深刻な態様の人身取引の被害者のために継続的な滞在〔資格〕を入手することを支援する資料を作成すること。

(ii) (i)の規定に基づき作成される資料を、州及び地方の法執行職員に配布すること。

(155) 28 C.F.R. § 1100.35.

(156) 人身取引の被害者に、加害者から損害賠償を請求する民事訴訟の提起を認める規定。中川 前掲注(7), p.47.

(157) 前掲注(48)

(158) 8 U.S.C. § 1182(a)(2)(A)(i)(II). 規制薬物法違反で有罪判決を受ける者の入国不許可に関する規定。

(159) 8 U.S.C. § 1182(a)(2)(B). 2以上の犯罪で有罪判決を受ける者の入国不許可に関する規定。

(160) 8 U.S.C. § 1182(a)(2)(C). 規制薬物を取引する者の入国不許可に関する規定。

(161) 8 U.S.C. § 1182(a)(2)(E). 重大な犯罪行為に関係するが、訴追の免除を主張する一定の外国人の入国不許可に関する規定。

(162) 前掲注(36)

(163) 8 U.S.C. § 1182(a)(2)(I). マネー・ロンダリングに関わる者の入国不許可に関する規定。

(164) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(A)(i). 諜報関連の法に違反する者又は禁輸品の輸出等を行う者の入国不許可に関する規定。

(165) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(A)(iii). 暴力等により合衆国政府の転覆等を図る者の入国不許可に関する規定。

(166) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(B). テロ活動に携わる者の入国不許可に関する規定。

(167) 8 U.S.C. § 1182(a)(3)(C). 合衆国の外交に潜在的に悪影響を与える者の入国不許可に関する規定。

(168) 8 U.S.C. § 1229b(b)(6). 本稿に訳出。人身取引被害者の親族に対する臨時入国許可に関する規定。

- (4) (略)
- (d) (略)
- (e) 一定の犯罪被害者の退去強制からの保護
- (1) ~ (4) 削除
- (5) 法律解釈 この条又はこの条による改正は、e 項により加えられた移民国籍法第 101 条 a 項 (15)(T)(i) の規定に基づき非移民として入国許可された外国人に対し、当該外国人が合衆国に入国許可された後に行った行為のために、又は移民国籍法第 101 条 a 項 (15)(T)(i) の規定に基づき非移民として入国許可される前に国土安全保障長官に開示されなかった行為若しくは条件のために、同法第 240 条⁽¹⁶⁹⁾ の規定に基づき退去強制手続を開始することを国土安全保障長官に禁止するように解釈されない。
- (f) 合衆国市民及び合法的永住権者のための支援
- (1) 一般規定 保健福祉長官及び司法長官は、労働長官と協議の上、深刻な態様の人身取引の被害者である合衆国市民及び（移民国籍法第 101 条 a 項 (20)⁽¹⁷⁰⁾ の定義に従う）合法的永住権者を支援するプログラムを設立する。被害者のために最も有益な支援を判断するに当たり、長官及び司法長官は、合衆国における深刻な態様の人身取引の被害者にサービスを提供する非政府組織と協議する。
- (2) 既存のプログラムの利用 (1) の規定に定める被害者のために必要とされる特化したサービスに加え、(1) の規定に従い設立されるプログラムには、次の全てを含む。
- (A) 当該被害者への支援の提供者間の連絡及び協力を促進すること。
- (B) 当該提供者を特定する手段を提供すること。
- (C) 司法省及び保健福祉省により運営されるプログラムを含む、当該被害者が既に〔受ける〕資格のあるプログラムに委託する手段を提供すること。
- (3) 補助金
- (A) 一般規定 保健福祉省長官及び司法長官は、この〔(f)〕項の規定に基づき授権する被害者サービス・プログラムを作成し、拡大し、強化するために、州、インディアン部族、各単位の地方政府及び非営利〔若しくは〕非政府の被害者組織に補助金を交付することができる。
- (B) 連邦の負担の上限 この〔(3)〕号の規定に基づき提供される補助金についての連邦の負担は、受給者により提出される申請に定めるプロジェクトの総額の 75% を超えてはならない。
- (g) 年次報告書 司法長官又は国土安全保障長官は、毎年 10 月 31 日以前に、適切な連邦議会の委員会に対して、先の会計年度について、移民国籍法第 214 条 o 項 (2)⁽¹⁷¹⁾ 又は第 245 条 1 項 (4)(A)⁽¹⁷²⁾ が課す制限により査証の入手が不可能であるというだけの理由で、e 項により追加された同法第 101 条 a 項 (15)(T) の規定に基づく査証を交付されない、又は同法第 245 条 1 項⁽¹⁷³⁾ の規定に基づき在留資格を変更できないが、他の点では資格がある申請者が

(169) 前掲注 (60)

(170) 前掲注 (38)

(171) 8 U.S.C. § 1184(o)(2). 本稿に訳出。1 会計年度における T 査証の発行の上限を 5,000 件とする規定。

(172) 8 U.S.C. § 1255(l)(4)(A). 本稿に訳出。1 会計年度における T 査証保持者の在留資格を永住権に変更する上限を 5,000 件とする規定。

(173) 前掲注 (33)

いれば、その数を報告する。

第7105a条 人身取引対策プログラムの有効性の向上 (略)

第7105b条 国内被害者スクリーニング手続の改善

(a) 被害者スクリーニングのためのツール 2018年10月1日以前に、司法長官は、第107条b項⁽¹⁷⁴⁾又はf項の規定に基づき被害者サービスを提供するための補助金を交付される全ての受給者に対し、人身取引被害者の特定のための信頼性が高く、効果的なツールについての情報を、収集し、頒布する。

(b) スクリーニング手続の利用 2018年10月1日以前に、司法長官は、保健福祉長官と協議の上、人身取引被害者のスクリーニングのために推奨される手順を特定し、及び、第107条b項又はf項の規定に基づき若者に対し被害者サービスを提供するために補助金を交付される受給者によるその手順の利用を促進する。

第7106条 人身取引の根絶のための最低基準 (略)

第7107条 最低基準を満たすことができない政府に対する措置 (略)

第7108条 人身取引の重大な加害者に対する措置 (略)

第7109条 人身取引の加害者の訴追及び処罰の強化

(a) 削除

(b) 量刑ガイドラインの改正

(1) 合衆国量刑委員会は、合衆国法典第28編第994条⁽¹⁷⁵⁾の規定に基づく権限に従い、及びこの条に従い、奴隷的労働、非自発的苦役、奴隷貿易の犯罪の要素を含むか、又は当該犯罪に関連する人身取引に係る犯罪、人身取引を助長する偽造入国審査書類の所持、移転又は販売に係る犯罪並びに公正労働基準法⁽¹⁷⁶⁾及び移民季節農業労働者保護法⁽¹⁷⁷⁾に係る犯罪により有罪判決を受ける者に適用可能な量刑ガイドライン及び政策声明を審査し、必要に応じて改正する。

(2) この〔b〕項の適用に当たっては、量刑委員会は、次のことを行う。

(A) この〔b〕項の(1)の規定に定める犯罪に適用可能な量刑ガイドライン及び政策声明が、抑止のために十分に厳格で、その犯罪の卑劣な性質を適切に反映することを保障するための適切な全ての措置を講ずる。

(B) 人身取引に係る犯罪に適用可能な量刑ガイドラインを、奴隷的労働、非自発的苦役及び奴隷貿易犯罪に適用可能なガイドラインに、合致させることを検討する。

(C) (1)の規定に定める犯罪により有罪判決を受ける者に対し、次の事項につき、量刑の強化を行うことを検討する。

(i) 多数の被害者を伴うこと。

(ii) 継続的で非道な暴力のパターンを伴うこと。

(iii) 危険な武器の利用又は利用の脅しを伴うこと。

(iv) 人の死又は身体傷害に帰結すること。

(174) 22 U.S.C. § 7105(b). 本稿に訳出。人身取引の被害者に対する難民と同等のサービスを定める規定。

(175) 合衆国量刑委員会の職務に関する規定。

(176) Fair labor Standards Act, 29 U.S.C. § 201 et seq.

(177) Migrant and Seasonal Agricultural Worker Protection Act, 29 U.S.C. § 1801 et seq.

- (3) 委員会は、1987年量刑法⁽¹⁷⁸⁾の規定に基づき権限が終了していないものとして、同法第21条a項に規定する手続に従い、この〔b〕項の規定に基づきガイドライン又は改正を公布することができる。

第7109a条 国内外における人身取引に関する調査 (略)

第7109b条 人身取引対策のための卓越した取組のための大統領賞 (略)

第7110条 歳出授權

(a) タスクフォースを支援する歳出授權 (略)

(b) 保健福祉長官への歳出授權

- (1) 給付及び支援を受ける資格 第106条b項⁽¹⁷⁹⁾及び第107条b項⁽¹⁸⁰⁾の規定の目的を遂行するために、保健福祉長官に対し、2018会計年度から2021会計年度までの各会計年度に、19,500,000ドルの歳出を授權し、そのうち、全米人身取引ホットラインのために各会計年度に3,500,000ドルの歳出を授權する。

- (2) 人身取引被害者のための追加の給付 第107条f項⁽¹⁸¹⁾の規定の目的を遂行するために、保健福祉長官に対し、2018会計年度から2021会計年度までの各会計年度に8,000,000ドルの歳出を授權する。

(c) 国務長官への歳出授權 (略)

(d) 司法長官への歳出授權

- (1) 給付及び支援を受ける資格 第107条b項の規定の目的を遂行するために、司法長官に対し、2018会計年度から2021会計年度までの各会計年度に77,000,000ドルの歳出を授權する。

(2) (略)

- (3) 人身取引被害者のための追加の給付 第107条f項の規定の目的を遂行するために、司法長官に対し、2018会計年度から2021会計年度までの各会計年度に11,000,000ドルの歳出を授權する。

(e) 大統領への歳出授權 (略)

(f) 労働長官への歳出授權 第107条b項の規定の目的を遂行するために、労働長官に対し、2018会計年度から2021会計年度までの各会計年度に5,000,000ドルの歳出を授權する。

(g) 資金の利用制限

- (1) プログラムの制限 この章〔第78章 人身取引被害者の保護〕又はこの章による改正の規定を実施するために入手できる資金は、売春の合法化又は慣行を促進し、支援し、又は支持するために用いられてはならない。先の1文は、人身取引される間の又は人身取引被害者とされたことで陥った状況から脱出した後の被害者の苦痛又は健康リスクを改善することにより、この法律⁽¹⁸²⁾の目的を促進しようと企図された支援を排除するように解釈されてはならない。

(178) Sentencing Act of 1987, P.L.100-182. <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/STATUTE-101/pdf/STATUTE-101-Pg1266.pdf>>

(179) 22 U.S.C. § 7104(b). 人身取引の阻止のうち、公衆啓発及び情報に関する規定。

(180) 前掲注(174)

(181) 22 U.S.C. § 7105(f). 合衆国市民及び合法的永住権者である人身取引被害者に対するサービスを提供するプログラムの設立に関する規定。

(182) 中川 前掲注(3)

- (2) 組織の制限 この章又はこの章による改正の規定を実施するために入手できる資金は、補助金申請、補助金協定又はその両者において、売春の合法化又は慣行を促進し、支援し、又は支持することはないと言明しない組織⁽¹⁸³⁾を通じて、法律第 103 条第 9 項⁽¹⁸⁴⁾ (A) の規定に定める深刻な態様の人身取引の被害者を対象とするプログラムを実施するために用いられてはならない。先の 1 文は、人身取引被害者とされたことで行うこととなった活動にもはや従事していない個人に対するサービスを提供する組織には適用されない。
- (h) 連邦捜査局 (FBI) 長官への歳出授権 連邦捜査局長官に対し、2008 会計年度から 2011 会計年度までの各会計年度に 15,000,000 ドルの歳出を授権し、これは深刻な態様の人身取引の被害者を捜査するために、費消されるまで使用可能とされる。
- (i) 国土安全保障長官への歳出授権 国土安全保障長官に対し、2018 会計年度から 2021 会計年度までの各会計年度に 10,000,000 ドルの歳出を授権し、これは深刻な態様の人身取引の移民関税局による捜査のために、費消されるまで使用可能とされる。

第 7111 条 国務長官による報告書 (略)

第 7112 条 強制労働及び児童労働を監視し、対策をとる追加の活動 (略)

第 7113 条 説明責任 (略)

第 7114 条 現代奴隷制を終わらせるための取組 (略)

(なかがわ かおり)

(183) ただし、そもそも売春について政策を有しない NGO は、補助金を交付されるために、ことさらに政策を作成する必要はない。中川かおり「米国の人身取引対策—国内の取組を中心に—」『外国の立法』No.223, 2005.2, p.67.
<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000421_po_022303.pdf?contentNo=1>

(184) 原文は「第 9 項」とあるが、おそらく「第 11 項」であるとされる。Lexis Advance 2020.

